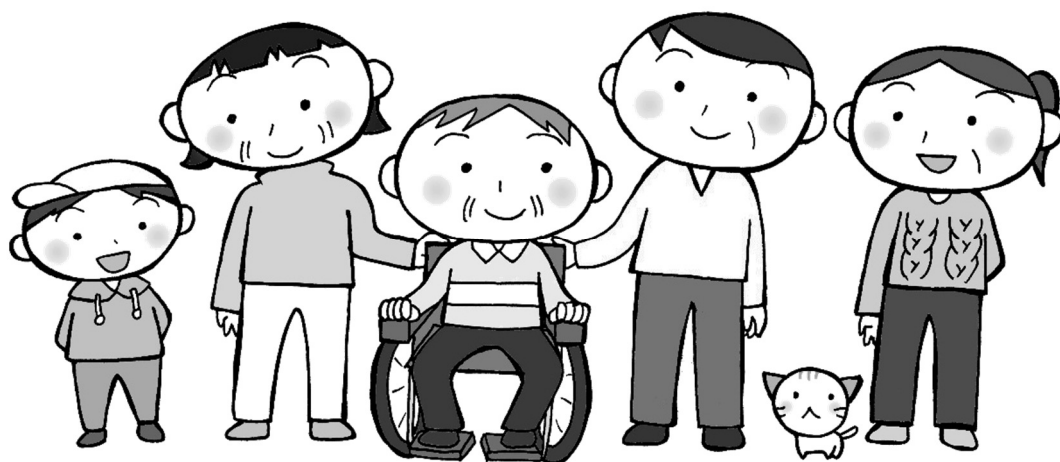


第2期香美市地域福祉計画・ 地域福祉活動計画

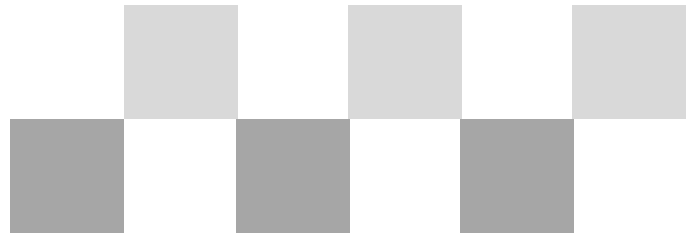


平成30年3月

香美市

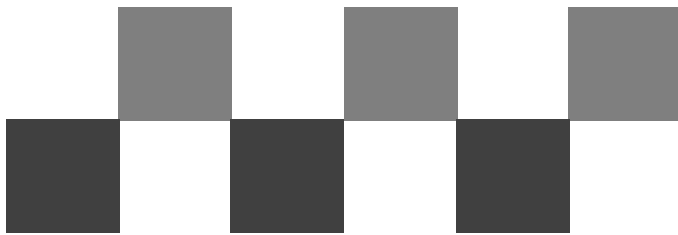
目 次

第 1 章	計画策定にあたって	1
1	計画策定の背景	2
2	計画の位置づけ	5
3	計画の期間	7
4	関連計画との関係	8
5	計画の策定体制	8
第 2 章	本市の地域を取り巻く現状	9
1	地域福祉を取り巻く現状	10
2	課題把握のための各種調査について	23
3	課題のまとめ	28
4	課題から考えられる重点施策	38
第 3 章	計画の基本的な考え方	39
1	基本理念	40
2	基本目標	41
3	施策体系	42
第 4 章	施策の展開	43
1	みんなで気づき、学びあえるまちづくり	44
2	みんなでつながり、支えあえるまちづくり	53
3	みんなが安心して暮らせる福祉のまちづくり	62
第 5 章	計画の推進に向けて	75
1	協働による計画の推進	76
2	計画の進行管理	76
3	計画内容の周知及び情報提供	76
資 料 編		77
1	香美市地域福祉計画策定委員会要綱	78
2	香美市地域福祉計画推進委員会名簿	80
3	香美市地域福祉計画検討部会委員名簿	81
4	計画策定の経過	82
5	福祉に関する相談窓口	83
6	市の地域福祉資源（施設資源）	85
7	用語解説	87
8	第 1 期計画の検証・評価一覧	95



第1章

計画策定にあたって



1 計画策定の背景

（１）地域福祉に関する国や香美市の動向

近年、晩婚化、未婚化や共働き世帯の増加、経済・雇用環境の変化等により、出生数は減少傾向となる一方で、医療の発達等によって平均寿命は延びており、全国的に少子高齢化が進行しています。

また、都市化・情報化の進展、個人の価値観や生活様式の多様化等から、地域における人と人とのつながり・絆が弱まり、近隣住民との人間関係が希薄になるなど、お互いの顔が見えにくい状況が広がっています。こうした社会を背景に、虐待や孤立死、消費者被害トラブル、生活困窮、子どもの貧困といったさまざまな社会課題や生活課題が発生しています。

これらの課題に対して、生活困窮者自立支援制度や介護保険制度をはじめとして、福祉施策の創設・改正によって、さまざまな公的サービス（制度）が提供されていますが、必要なサービスや支援につながらないまま生活困窮に陥る人等もあり、多様化するすべての課題を同時に解決することは困難な状況となっています。

平成 23 年 3 月には、東日本大震災が発生し、地域における支えあい・助けあいの大切さが再認識されました。助けあいの基盤は、人と人とのつながりであり、地域住民が助けあいの意識を高め、互いに声をかけあうことが、地域の絆づくりにつながります。

そのために、地域の人と人とのつながりを大切にし、他人を思いやり、誰もが安心して暮らしていくことができる社会を構築することが求められています。

香美市（以下、「本市」という。）では、住み慣れた地域で、誰もが安心して暮らし続けることができるよう、地域における支えあい・助けあいの推進や、福祉サービスの充実等を目的として、平成25年3月に「香美市地域福祉計画・地域福祉活動計画」（以下、「第1期計画」という。）を策定し、市、社会福祉協議会、関係団体、そして市民の参加・協働による、地域の実情に応じた福祉のまちづくりを進めてきました。

この度、平成29年度末に計画年度が終了することを受け、一人暮らし高齢者世帯の増加、孤立死、ひきこもり、児童虐待の増加、貧困の拡大等、多様化する近年のさまざまな課題に対応し、より一層、協働による福祉のまちづくりを推進すべく、「第2期香美市地域福祉計画・地域福祉活動計画」（以下、「本計画」という。）を策定しました。

尚、本計画は、今後ますます重要性が高まる地域福祉を、市と社会福祉協議会の連携のもと、より実情に即し、有効なものとしていくため、第1期計画同様、「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」を一体的に策定するものとします。

■地域福祉に関する国の主な動き

	国 の 動 き
平成 25 年 (2013)	・ 障害者総合支援法（障害者自立支援法の改正） ⇒障害のある人もない人も住み慣れた地域で生活するために、日常生活や社会生活の総合的な支援を目的とした法律。 ・ 社会保障審議会生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会報告書 ・ 生活困窮者自立支援法 ⇒生活保護に至る前あるいは保護脱却の段階での自立支援の強化を図るための法律。生活困窮者の自立と尊厳の確保と、生活困窮者支援を通じた地域づくりを目標としている。 ・ 子どもの貧困対策の推進に関する法律 ⇒子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とした法律。 ・ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 ⇒すべての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的とした法律。
平成 26 年 (2014)	・ 厚生労働省通知「生活困窮者自立支援方策について市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画に盛り込む事項」 ⇒市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画に、生活に困窮している人の自立に向けた支援について盛り込むことが求められる。 ・ 「規制改革実施計画」にて全ての社会福祉法人に対して社会貢献活動の実施が義務づけ ⇒社会福祉法人に対して、地域の福祉ニーズに対応した社会貢献活動の実施が義務づけられる。
平成 27 年 (2015)	・ 子ども・子育て支援新制度の導入 ⇒地域において、子育て家庭や子どもを見守り・支える体制の整備が求められる。
平成 28 年 (2016)	・ 障害者差別解消法 ・ 障害者総合支援法の一部改正 ⇒障害のある人の尊厳を尊重するとともに、その地域生活を地域全体で支えていくことが求められる。 ・ 社会福祉法の一部改正 ⇒社会福祉法人制度の改革において、地域における公益的な取り組み（社会福祉事業及び公益事業を行うにあたって、無料または低額な料金で福祉サービスを提供すること）が責務として規定される。
平成 30 年 (2018)	・ 改正「児童福祉法」一部施行予定 ⇒障害のある子どもへの支援について、多様化するニーズに対応するためサービスの新設や拡充が図られる。 ・ 改正「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）一部施行予定 ⇒障害のある人の地域生活を支援するサービス（自立生活援助）が創設される。

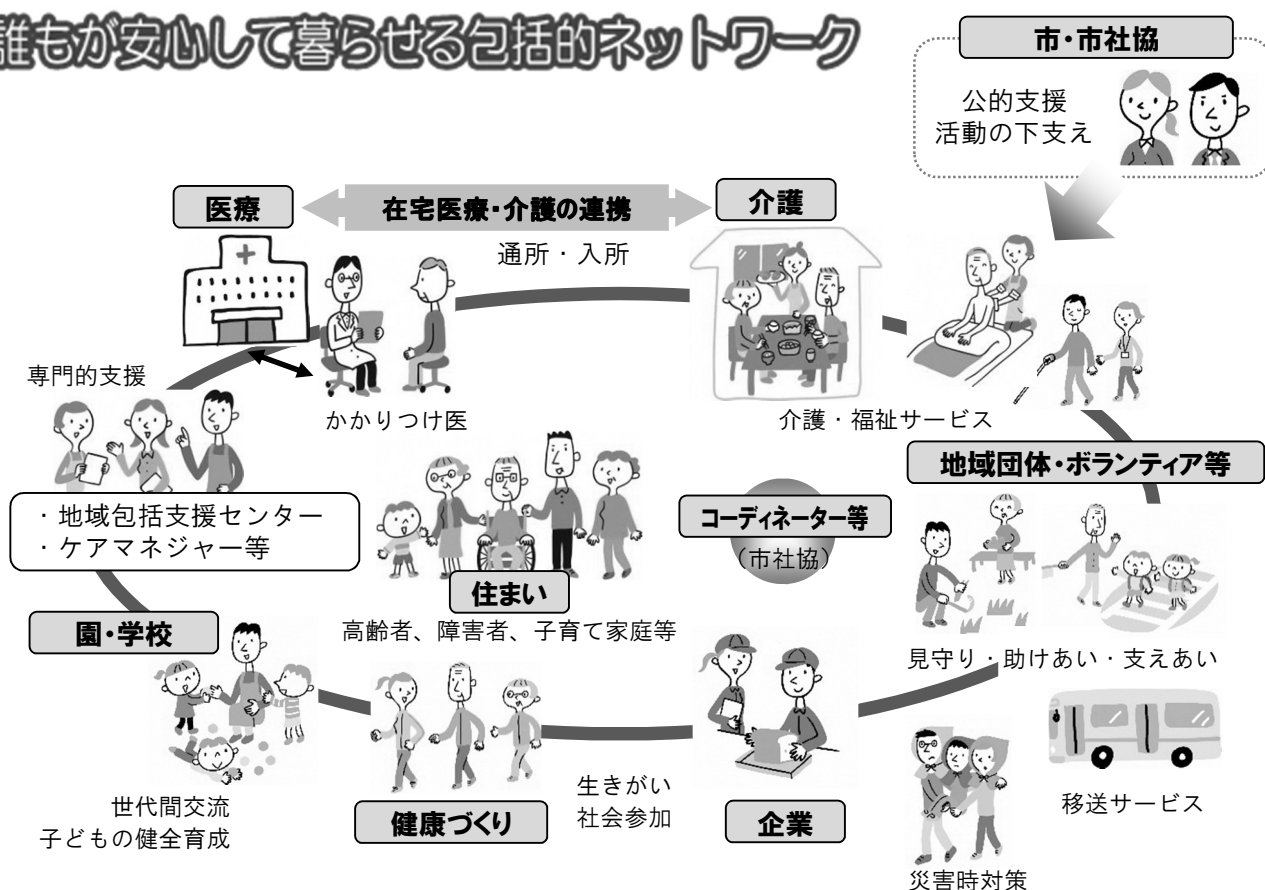
（２）本計画における重要な視点

国では、平成28年に『「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部』を設置し、「地域共生社会」の実現を今後の福祉改革を貫く基本コンセプトに位置づけています。また、平成29年2月には、「地域共生社会」の実現に向けた改革工程が示されました。「地域共生社会」とは、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支えあいながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉等の公的サービスと協働して助けあいながら暮らすことのできる社会のことをいいます。

今後、地域包括ケアシステムは、高齢者だけでなく、障害のある人や子ども等、幅広い人々を対象とする仕組みへと発展させることが求められており、地域福祉を推進する上で、地域包括ケアシステムの充実が重要な視点となっています。

■目指すべき地域の姿（イメージ）

誰もが安心して暮らせる包括的ネットワーク



2 計画の位置づけ

(1) 「地域福祉計画」及び「地域福祉活動計画」の位置づけ

「地域福祉計画」は、平成 12 年6月に「社会福祉事業法」から改正された「社会福祉法」の第 107 条の規定を受けて策定する市町村地域福祉計画であり、地域福祉を推進していくための理念や仕組みを定めたものです。

「地域福祉活動計画」は、同法第 109 条の規定に基づき、社会福祉協議会が中心となって策定する、地域住民や福祉関係団体等が主体的に地域で進めていく取り組みが盛り込まれた民間の行動計画です。

■社会福祉法（抜粋）

（市町村地域福祉計画）

第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

第 109 条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を営業者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を営業者の過半数が参加するものとする。

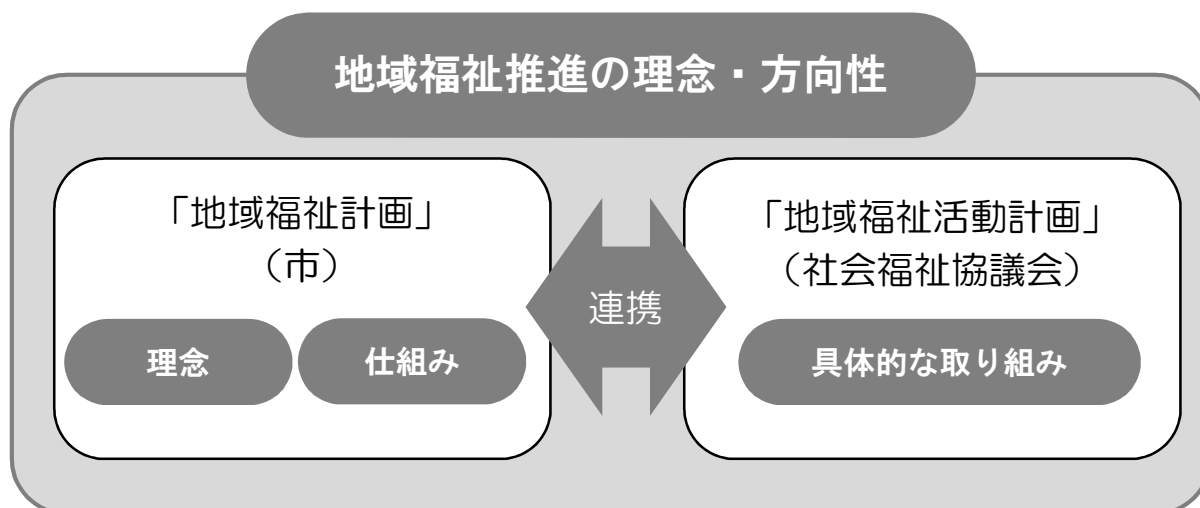
- 1 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 2 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 3 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成

（２）市と社会福祉協議会による一体的な計画策定

地域福祉を推進するためには、市及び社会福祉協議会、地域住民、福祉活動団体等が丸となり、連携して包括的に取り組むことが必要です。

市及び社会福祉協議会が策定する「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」は、ともに地域福祉の推進を目的として、お互いに補完・補強しあう関係にあります。そこで、両計画を一体的な計画として策定することにより、地域福祉の課題に対する市の役割と社会福祉協議会の役割を整理するとともに、同じ理念や方向性のもと、連携をさらに強め、地域福祉の推進に取り組むものです。

■「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」の関係



● 社会福祉協議会とは？ ●

「社協」の略称で知られる社会福祉協議会は、民間の社会福祉活動を推進することを目的とした、営利を目的としない民間組織です。昭和 26（1951）年に制定された社会福祉事業法（現在の「社会福祉法」）に基づき、設置されています。

社会福祉協議会は、それぞれの都道府県、市区町村で、地域に暮らす皆様のほか、民生委員・児童委員、社会福祉法人・福祉施設等の社会福祉関係者、保健・医療・教育等、関係機関の参加・協力のもと、地域の人々が住み慣れたまちで安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」の実現を目指したさまざまな活動をおこなっています。たとえば、各種の福祉サービスや相談活動、ボランティアや市民活動の支援、共同募金運動への協力等、全国的な取り組みから地域の特性に応じた活動まで、さまざまな場面で地域の福祉増進に取り組んでいます。

香美市社会福祉協議会は市区町村社会福祉協議会にあたり、市民の多様な福祉ニーズに応えるため、地域の特性を踏まえ、創意工夫をこらした独自の事業に取り組んでいます。その活動費用の一部は、赤い羽根共同募金で賄われています。

3 計画の期間

本計画の計画期間は平成30年度から平成34（2022）年度までの5年間とし、社会情勢の変化や市民のニーズに応じて見直しを行います。

■本計画と主な関連計画の期間

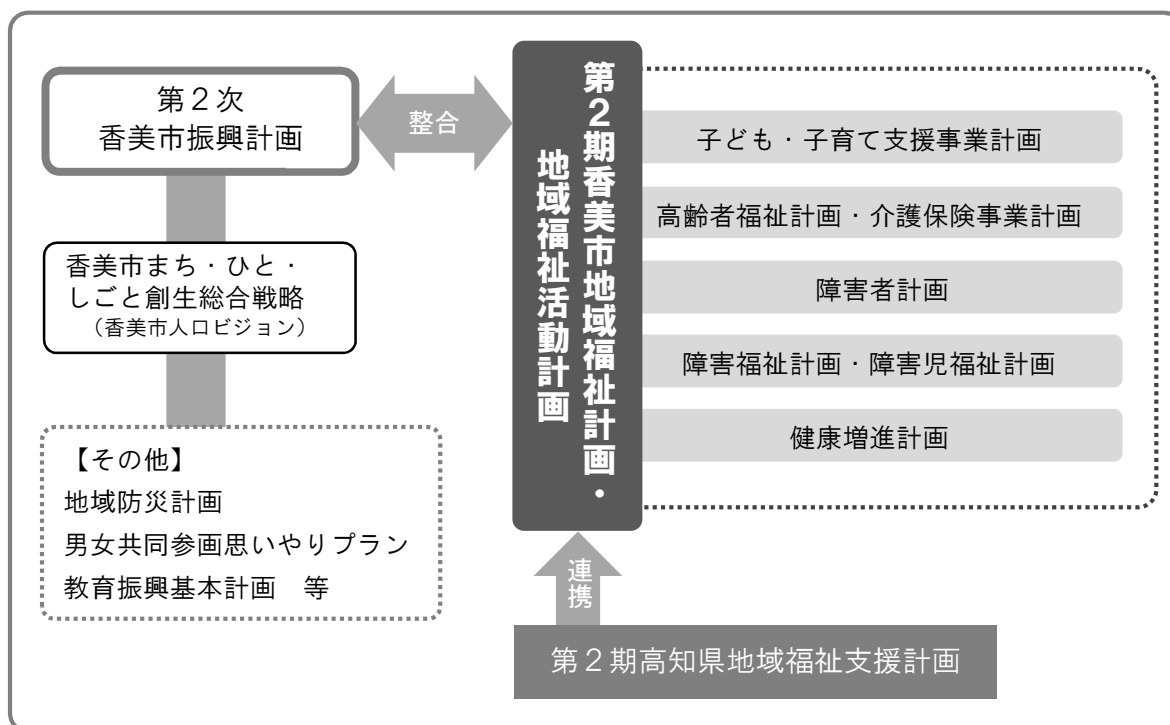
平成（年度）	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38
西暦（年度）	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026
振興計画		第1次	第2次基本構想									
			第2次前期基本計画					第2次後期基本計画				
地域福祉計画・ 地域福祉活動計画		(第1期)	第2期(本計画)					次期				
子ども・子育て 支援事業計画		第1期					次期					
高齢者福祉計画・ 介護保険事業計画		第6期	第7期			次期						
障害者計画		前期	今期					次期				
障害福祉計画		第4期	第5期			次期						
障害児福祉計画			第1期			次期						
健康増進計画		第2期				次期						

4 関連計画との関係

本計画は「第2次香美市振興計画」及び「香美市まち・ひと・しごと創生総合戦略」（「香美市人口ビジョン」を含む。）のもと、地域の中で支えあい、安心して健やかに暮らせる医療と介護の充実した生活が送ることができるよう支援する「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、障害のある人もない人も、一人ひとりが尊重され、誰もが心豊かに暮らせるよう支援する「障害者計画」「障害福祉計画・障害児福祉計画」、子育て中の家庭を市や身近な地域で支える「子ども・子育て支援事業計画」等、各分野の福祉計画を横断的につなぐとともに、整合性と連携を確保しつつ、「第2期高知県地域福祉支援計画」との連携を図りながら、地域の福祉力を高めていくものです。

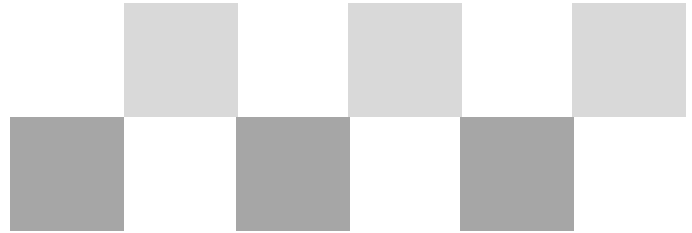
また、各計画の対象とならない部分については、市民や関係団体、事業者、NPO、市、社会福祉協議会等が協働し、地域福祉の取り組みを充実させていくことを目指します。

■総合計画及び分野別計画との関係



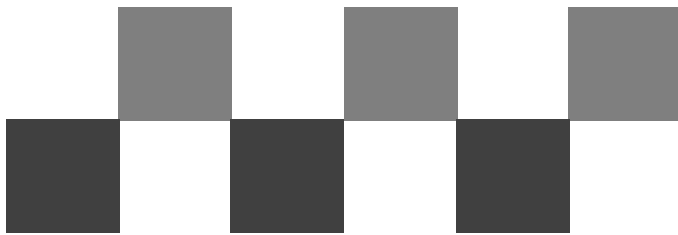
5 計画の策定体制

地域福祉計画策定においては、幅広い関係者の参画により、香美市の地域特性に応じた事業展開に努めることが必要であることから、庁内関係部局、議会代表、学識経験者、保健医療関係者、福祉関係者の積極的な参加を得て、「香美市地域福祉計画推進委員会」を設置し、計画策定を行いました。



第②章

本市の地域を取り巻く現状



1 地域福祉を取り巻く現状

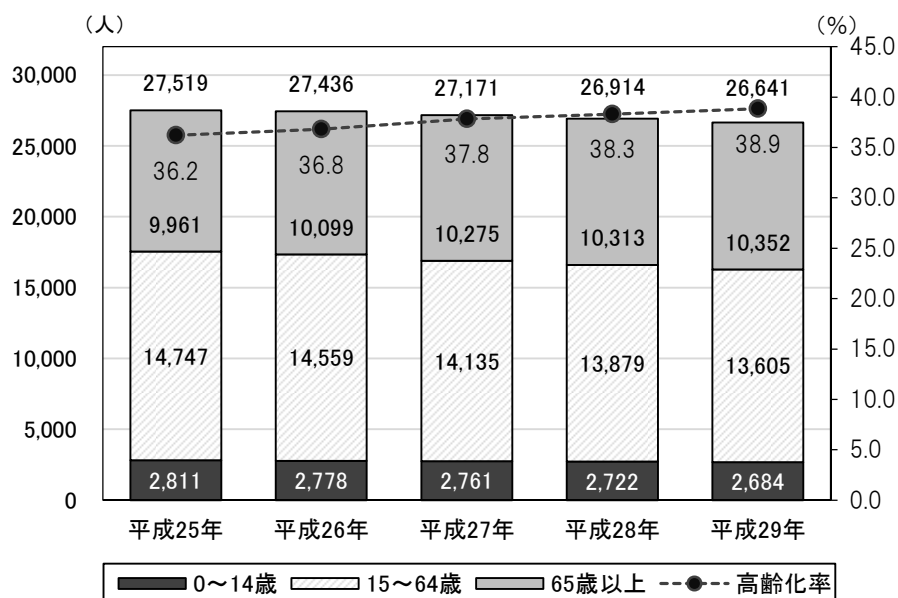
(1) 人口

① 人口の推移

・引き続き、少子高齢化による人口の減少が予測される

本市の総人口は年々緩やかに減少しており、平成 29 年には 26,641 人となっています。0～14 歳（年少人口）、15～64 歳（生産年齢人口）が減少する一方で、65 歳以上（老年人口）は増加しており、高齢化率も平成 29 年には 38.9%となっています。

■年齢3区分別人口と高齢化率の推移



資料：【市】住民基本台帳

(平成 25 年：3 月末日付、平成 26 年以降：1 月 1 日付)

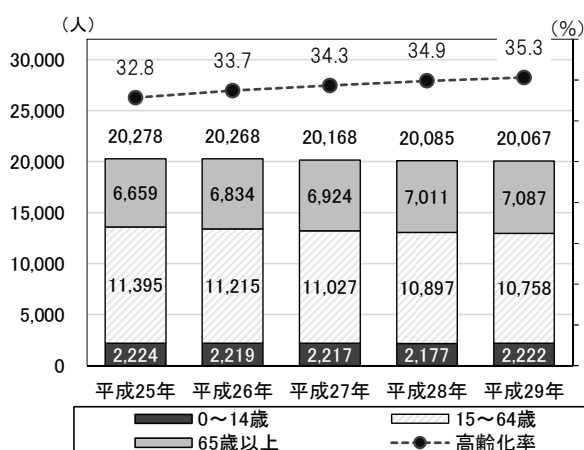
② 地区別人口の推移

- ・地区によって人口や高齢化率の差が大きく、特に物部地区の人口減少と高齢化の進行が顕著となっている

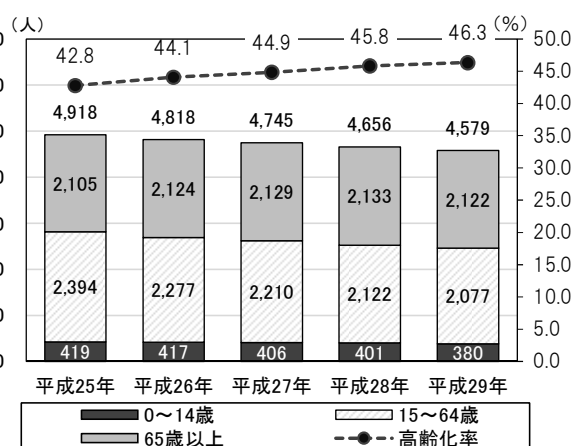
もっとも人口の多い土佐山田地区をみると、総人口はわずかに減少していますが、平成 29 年には 0～14 歳（年少人口）が増加しています。香北地区をみると、総人口は土佐山田地区の 4 分の 1 以下となっており、年々人口減少と高齢化が進行しています。物部地区をみると、総人口は年々減少し、平成 29 年には 1,900 人と、土佐山田地区の 10 分の 1 以下となっています。また、高齢化率も平成 29 年には 6 割を超え、5 人に 3 人が高齢者という状況になっています。

■ 3 地区別の年齢 3 区分別人口と高齢化率の推移

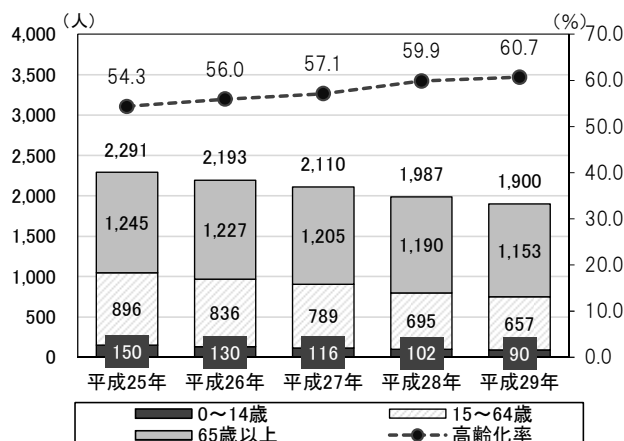
【土佐山田地区】



【香北地区】



【物部地区】



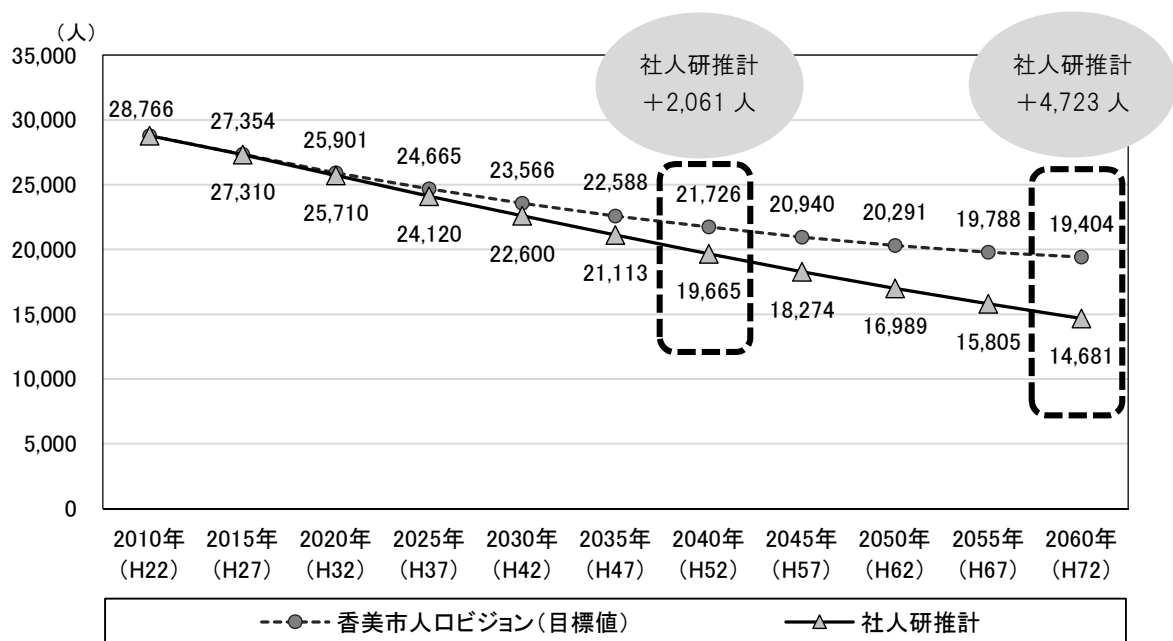
資料：【市】住民基本台帳
 (平成 25 年：3 月末日付、
 平成 26 年以降：1 月 1 日付)

③ 将来人口推計

- ・人口減少対策を講じて緩和を図るが、総人口は今後も継続して減少する見込みとなっている

総人口は国立社会保障・人口問題研究所（社人研）によると、2060年には14,681人にまで減少すると推計されていますが、本市は人口減少対策施策を実施することで、19,404人を維持する目標となっています。

■総人口の推計（社人研推計及び香美市人口ビジョンの目標値）



資料：香美市人口ビジョン

(2) 世帯

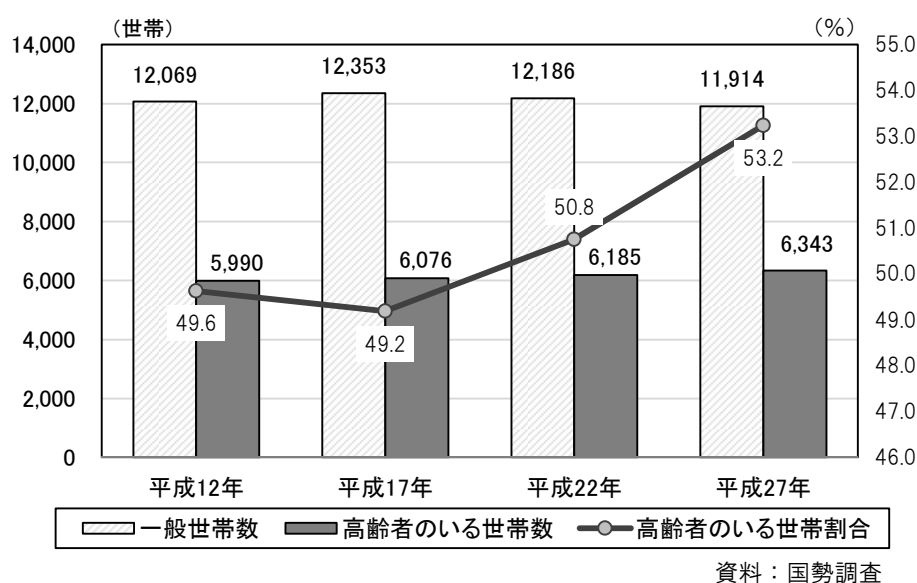
① 一般世帯と高齢者のいる世帯の状況

・引き続き、高齢者のいる世帯割合の上昇が予測される

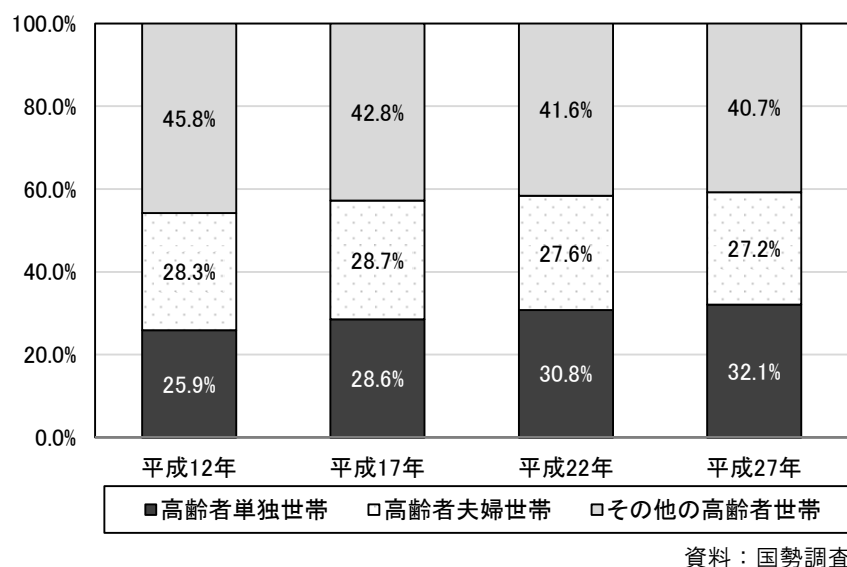
一般世帯数が減少傾向にあるなかで、高齢者のいる世帯数は増加しており、平成 27 年には高齢者のいる世帯割合が 53.2%となっています。

また、高齢者のいる世帯状況をみると、高齢者単独世帯割合が上昇しており、平成 27 年には 32.1%となっています。高齢者夫婦世帯とあわせると、約 6 割が高齢者のみの世帯となっています。

■一般世帯数と高齢者のいる世帯数の推移



■高齢者のいる世帯状況の推移

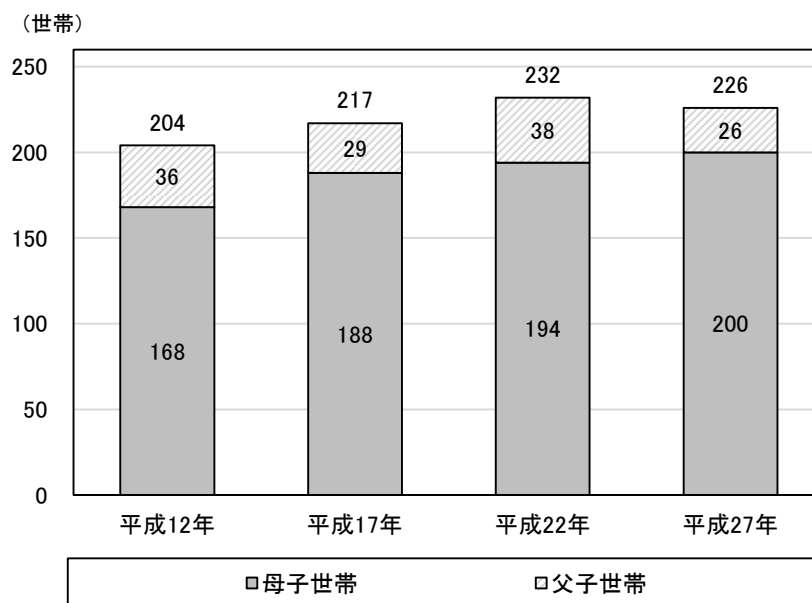


② 母子世帯・父子世帯の状況

・引き続き、母子世帯の増加が予測される

父子世帯は年度によって増減がありますが、30 世帯前後で推移しています。母子世帯は増加しており、平成 27 年には 200 世帯となっています。

■母子世帯・父子世帯数の推移



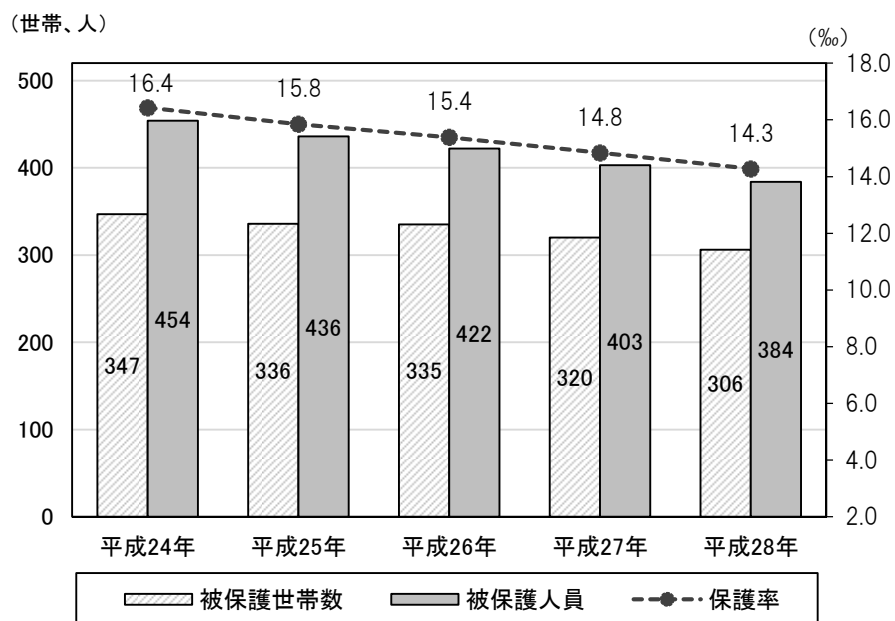
資料：国勢調査

③ 生活保護の状況

・被保護世帯及び被保護人員は、今後も減少傾向が予測される

被保護世帯、被保護人員ともに減少しています。保護率も低下しており、平成 28 年には 14.3‰（パーミル：1,000 分の 1 を 1 とする単位）となっています。

■被保護世帯数・被保護人員及び保護率の推移



資料：香美市

(3) 障害のある人の状況

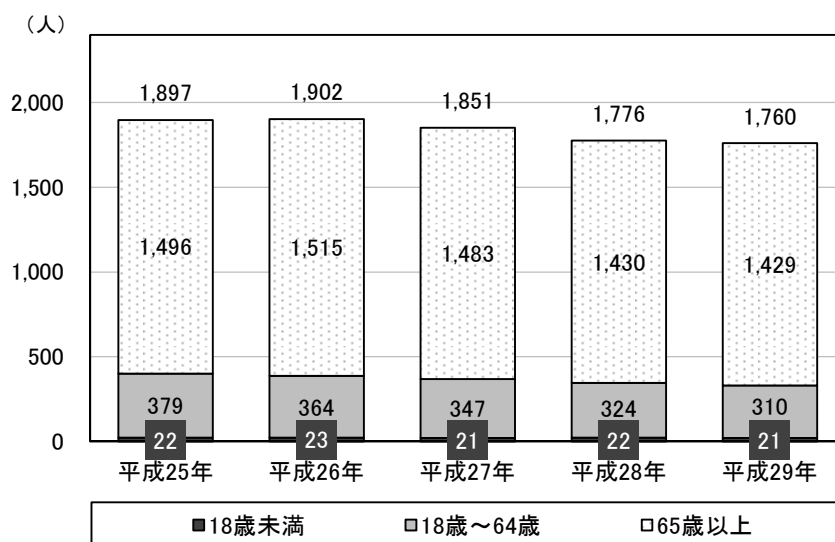
① 身体障害者手帳保持者の状況

・【身体】高齢者が多く、今後も減少傾向が予測される

身体障害者手帳の総保持者数は減少傾向にあります。年代別にみると、18歳未満は年度によって微増微減がありますが、18歳～64歳は減少しており、65歳以上も減少傾向にあります。

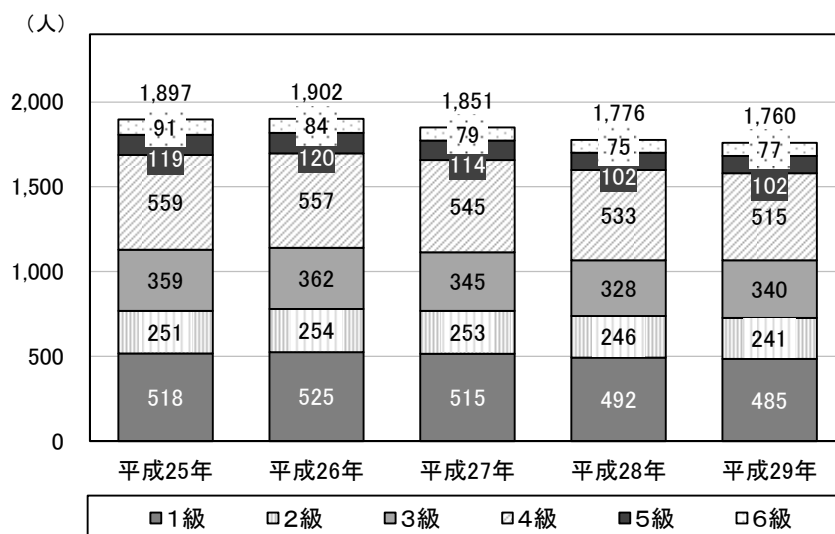
等級別にみると、すべての等級において、概ね減少傾向にあります。

■身体障害者手帳保持者数の推移（各年3月31日現在）



資料：香美市福祉事務所社会福祉班

■等級別身体障害者手帳保持者数の推移（各年3月31日現在）



資料：香美市福祉事務所社会福祉班

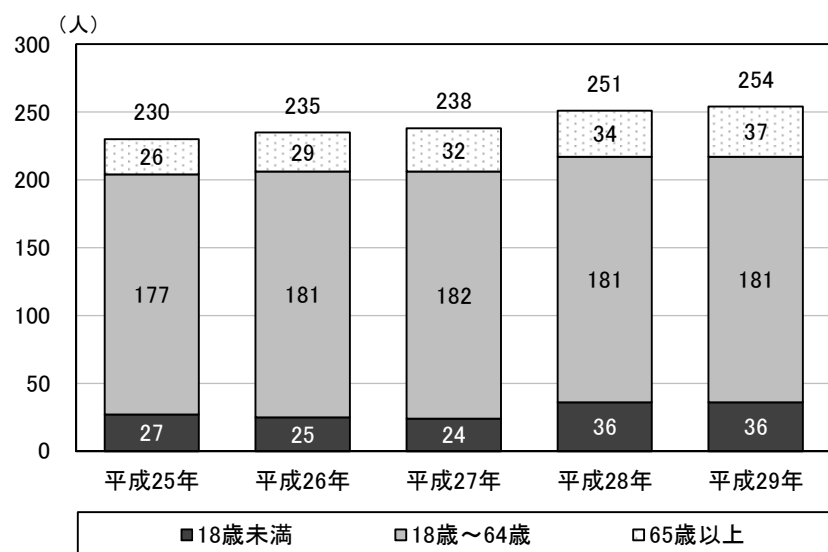
② 療育手帳保持者の状況

・【療育】18歳未満、65歳以上は増加傾向にあり、今後も増加が予測される

療育手帳の総保持者数は、年々増加しています。年代別にみると、18歳未満、18歳～64歳は年度によって微増微減がありますが、65歳以上は増加しています。

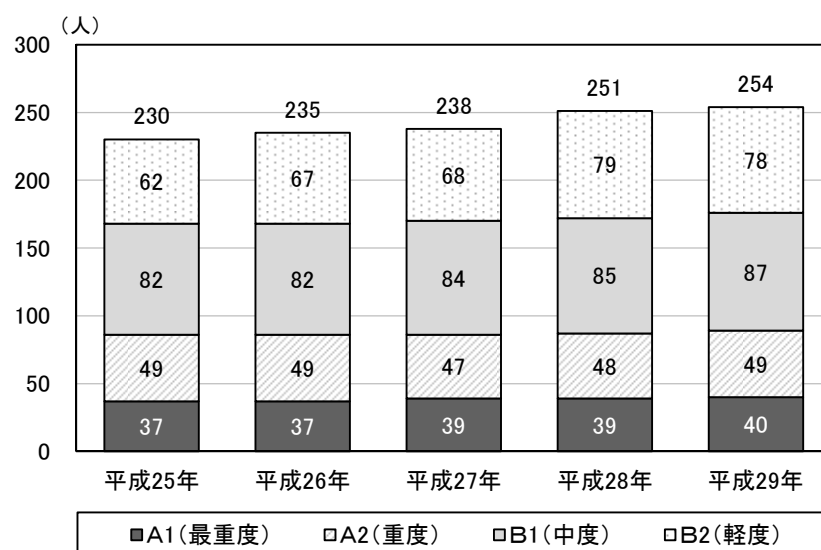
程度別にみると、特にB2（軽度）が増加しており、平成29年には平成25年より16人多い78人となっています。

■療育手帳保持者数の推移（各年3月31日現在）



資料：香美市福祉事務所社会福祉班

■程度別療育手帳保持者数の推移（各年3月31日現在）



資料：香美市福祉事務所社会福祉班

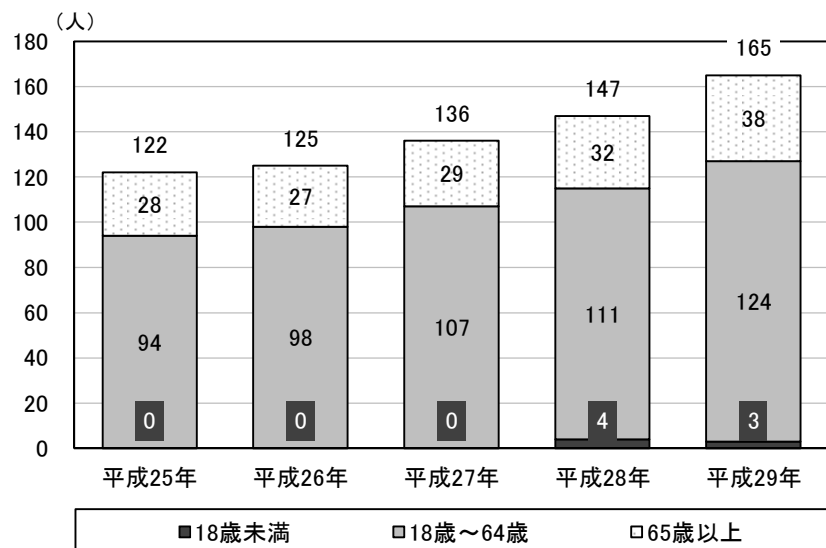
③ 精神障害者保健福祉手帳保持者の状況

・【精神】すべての年代で増加傾向にあり、今後も増加が予測される

精神障害者保健福祉手帳の総保持者数は増加しており、平成 29 年には 165 人となっています。年代別にみると、18 歳～64 歳、65 歳以上は増加しており、18 歳未満は平成 28 年以降、所持者がいる状況です。

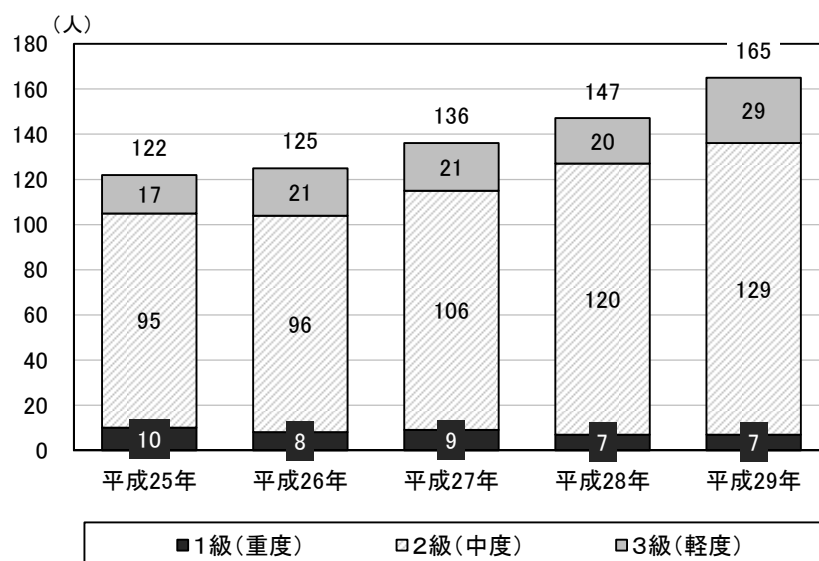
等級別にみると、1 級（重度）は年度によって微増微減がありますが、2 級（中度）、3 級（軽度）は増加傾向にあります。

■精神障害者保健福祉手帳保持者数の推移（各年 3 月 31 日現在）



資料：香美市福祉事務所社会福祉班

■等級別精神障害者保健福祉手帳保持者数の推移（各年 3 月 31 日現在）



資料：香美市福祉事務所社会福祉班

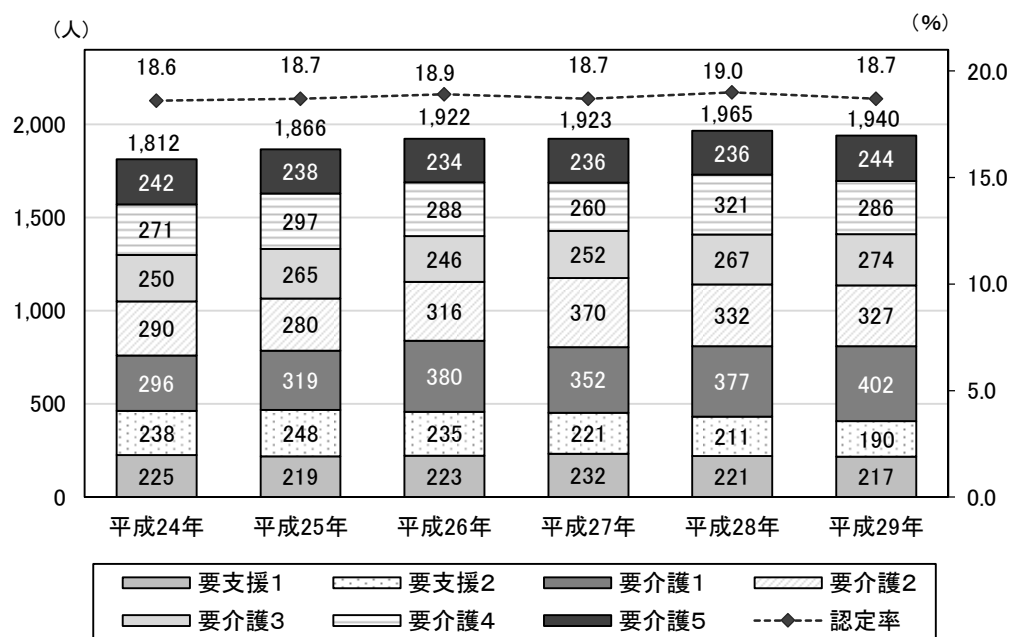
(4) 要支援・要介護認定者の状況

・高齢化の進行により、今後認定者の増加が予測される

要支援・要介護認定者の総数は、年によって微増微減がありますが、1,900 人前後で推移しています。

認定区分別にみると、要介護 1、要介護 3、要介護 5 は増加傾向にあります。

■ 要支援・要介護認定者数の推移（各年 3 月 31 日現在）



資料：見える化システム（介護保険事業状況報告 年報・月報）

(5) 地域の支援者の状況

① 民生委員・児童委員の状況

- ・ 民生委員・児童委員の後継者不足により、今後も人員確保が課題になると予測される

民生委員・児童委員はそれぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じたり、住民が安心して暮らせるよう見守りや支援等を行ったりするなど、社会福祉の増進に努めています。また、主任児童委員は、児童に関することを専門的に担当し、子どもの福祉に関して取り組んでいます。

主任児童委員は各地区とも定員数を満たしていますが、民生委員・児童委員については、土佐山田地区、香北地区で定員数に対し、委員数が足りていない状況です。

■地区別の民生委員・児童委員の状況（平成 29 年度）

（単位：人）

	土佐山田地区	香北地区	物部地区
民生委員・児童委員（定員数）	67	29	26
民生委員・児童委員（委員数）	62	27	26
主任児童委員（定員数）	3	2	1
主任児童委員（委員数）	3	2	1

資料：香美市

② 福祉委員の状況

- ・ 他地区においても、今後福祉委員の設置が望まれる

土佐山田地区では福祉委員が設置されており、各地区に配置された委員が、民生委員・児童委員と連携しながら見守り活動等を行うなど、社会福祉協議会の諸活動に協力しています。

■地区別の福祉委員の状況（平成 28 年度）

（単位：人）

	土佐山田地区	香北地区	物部地区
福祉委員（委員数）	60	0	0

資料：香美市

③ 香北保護区保護司会の状況

- ・保護司のなり手不足により、今後も人員確保が課題になると予測される

香北保護区保護司会は社会奉仕の精神を持って、犯罪や非行をした人の改善更生を助けるとともに、犯罪や非行の予防を図り、個人や公共の福祉に寄与することをその使命としており、それぞれの地域において職務に取り組んでいます。

各地区とも定員数を下回っており、保護司が足りていない状況です。

■地区別の保護司の状況（平成 28 年度）

（単位：人）

	土佐山田地区	香北地区	物部地区
保護司（定員数）	18	6	4
保護司（人数）	15	5	2

資料：香美市

④ 香美市食生活改善推進員（ヘルスメイト）の状況

- ・活動会員が増えるよう、新規会員の入会が必要である

香美市食生活改善推進員（ヘルスメイト）は「私たちの健康は、私たちの手で」を合言葉に、食を通じた地域の健康づくりのため、学校や保育所での食育活動、地元量販店での食育推進活動、地元の公民館等での地区伝達活動等のボランティア活動を行っています。

推進員の高齢化や固定化により、活動する会員に偏りがあります。

■地区別の香美市食生活改善推進員の状況（平成 28 年度）

（単位：人）

	土佐山田地区	香北地区	物部地区
香美市食生活改善推進員（人数）	52	74	39

資料：香美市

● 民生委員・児童委員とは？ ●

民生委員・児童委員のマーク



民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める人であり、児童委員を兼ねています。

児童委員は、地域子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごと等の相談・支援等を行います。また、一部の児童委員は児童に関することを専門的に担当する主任児童委員の指名を受けています。

民生委員制度は、大正 6（1917）年に岡山県で誕生した「済世顧問制度」を始まりとします。翌大正 7（1918）年には大阪府で「方面委員制度」が発足し、昭和 3（1928）年には方面委員制度が全国に普及しました。昭和 21（1946）年、民生委員令の公布により名称が現在の「民生委員」に改められました。

この間、一貫して生活困窮者の支援に取り組むとともに、特に戦後は、時代の変化に応じて新たな活動に取り組むなど、地域の福祉増進のために常に重要な役割を果たしてきました。

■ 民生委員法（抜粋）

第 14 条 民生委員の職務は、次のとおりとする。

- 一 住民の生活状態を必要に応じ適切に把握しておくこと。
- 二 援助を必要とする者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように生活に関する相談に応じ、助言その他の援助を行うこと。
- 三 援助を必要とする者が福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助を行うこと。
- 四 社会福祉を目的とする事業を経営する者又は社会福祉に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること。
- 五 社会福祉法に定める福祉に関する事務所（以下「福祉事務所」という。）その他の関係行政機関の業務に協力すること。

2 民生委員は、前項の職務を行うほか、必要に応じて、住民の福祉の増進を図るための活動を行う。

2 課題把握のための各種調査について

(1) 市民アンケート調査

市民に対し、アンケートを通じて地域福祉に関する考えや意見を寄せていただくことで、計画の見直しにあたっての検討資料とするとともに、市民への地域福祉啓発を目的に実施しました。

- 調査対象：無作為抽出した 20 歳以上の市民 2,000 人
- 調査期間：平成 29 年 7 月 10 日（月）～平成 29 年 7 月 26 日（水）
- 調査方法：郵送による配付・回収

調 査 票	調査対象者数 (配布数)	有効回収数	有効回収率
20 歳以上の市民	2,000 件	708 件	35.4%

(2) 団体等アンケート調査

市内にある福祉関係団体等に対し、実施している活動の状況や今後の方向性、活動を行う上での課題等を伺うことで、計画の方向性や施策を検討するために実施しました。

- 調査対象：市内の福祉関係団体及び事業所 20 か所
- 調査期間：平成 29 年 9 月
- 調査方法：郵送による配付・回収

団体等名	
土佐山田町民生委員児童委員協議会	香北町青年団
香北町民生委員児童委員協議会	香北町福祉ボランティア協議会
物部町民生委員児童委員協議会	子育て支援ネットワークろばみみ
香美市 PTA 連絡協議会	高知工科大学防災ボランティア団体 KPAD
香美市連合婦人会	高知工科大学サイバーボランティア団体 CyKUT
香美市福祉委員会	社会福祉法人土佐香美福祉会
香北保護区保護司会	ほっと平山
香美市身体障害者連盟	社会福祉法人日ノ御子会 特別養護老人ホーム 韮生郷
香美市交通安全母の会	かがみの育成園
香美市商工会	公益財団法人やなせたかし記念アンパンマンミュージアム振興財団

(3) 団体グループインタビュー

団体アンケート調査に回答いただいた福祉関係団体等に対し、現場の声を直接伺うと同時に、意見交換を通じた連携のきっかけづくりを目的に、グループインタビューを実施しました。

- 参加団体：市内の福祉関係団体及び事業所 7 か所
- 開催日：平成 29 年 12 月 27 日

団体等名
香美市社会福祉協議会
香美市連合婦人会
香北町民生委員児童委員協議会
香北保護区保護司会
物部町民生委員児童委員協議会
高知工科大学サイバーボランティア団体 CyKUT
かがみの育成園

■団体グループインタビューの様子



（４）地区座談会

市内３地区で地区住民参加の座談会を開催し、第１期計画を推進してきたなかで解決した課題、まだ解決できていない課題を明確化し、解決できていない課題について、何が不足しているのかを把握するとともに、地区における個々の取り組み等について情報共有することで、活動の波及や連携へとつなげるきっかけづくりの場とすることを目的に実施しました。

- 開催回数：各地区２回
- 座談会の手法：ワールドカフェ方式
- 座談会のテーマ：【第１回】地区の課題と課題解決のために『コレ必要』
【第２回】『コレ必要』のために『私たちにできること』

～ワールドカフェ方式とは？～

「知識や知恵は、管理されがちな会議室ではなく、人々がオープンに会話をを行い、自由につながりを築ける“カフェのような空間”でこそ創発される」という考えに基づいた、話しあいの方法の一種です。カフェのようにくつろいだ雰囲気の中で、参加者にテーマに基づいて自由に語りあっていただくことで、柔軟なアイデアの創出が期待できる手法です。



【土佐山田地区】

- 開催日時：【第１回】平成 29 年 9 月 13 日（水） 18：30～20：00
【第２回】平成 29 年 9 月 25 日（月） 18：30～20：00
- 開催場所：プラザ八王子
- 参加者数：【第１回】29 名 【第２回】26 名

【香北地区】

- 開催日時：【第１回】平成 29 年 9 月 14 日（木） 18：30～20：00
【第２回】平成 29 年 9 月 26 日（火） 18：30～20：00
- 開催場所：保健福祉センター香北
- 参加者数：【第１回】26 名 【第２回】15 名

【物部地区】

- 開催日時：【第１回】平成 29 年 9 月 15 日（金） 18：30～20：00
【第２回】平成 29 年 9 月 29 日（金） 18：30～20：00
- 開催場所：奥物部ふれあいプラザ
- 参加者数：【第１回】25 名 【第２回】18 名

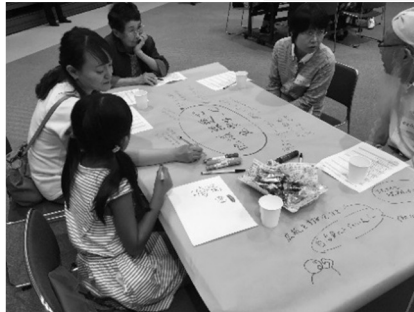
■地区座談会の様子



土佐山田地区



香北地区



物部地区



（５）第１期計画の検証・評価

本計画をより実態に即した実効性のあるものとするため、庁内関係各課ならびに社会福祉協議会において、第１期計画の施策の進捗確認及び評価を行いました。詳細は巻末の資料編に掲載しています。（P.94～P.100）

この検証・評価はPDCAサイクルの「C（Check）」にあたるところであり、この結果を本計画の改善策「A（Action）」として反映します。

■PDCAサイクルのイメージ

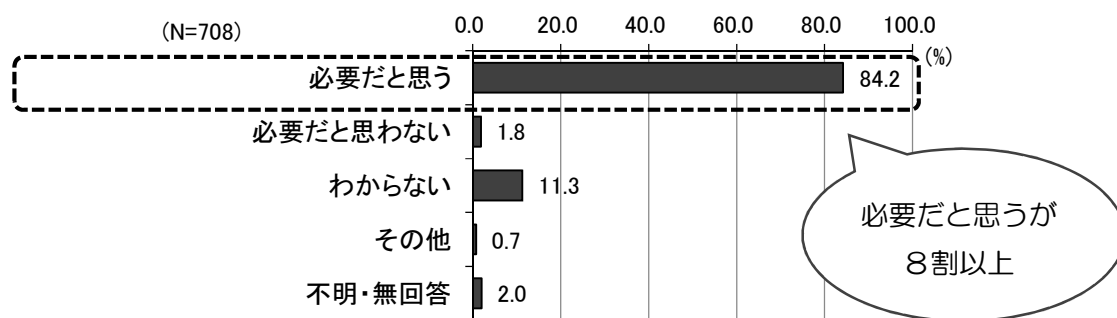


3 課題のまとめ

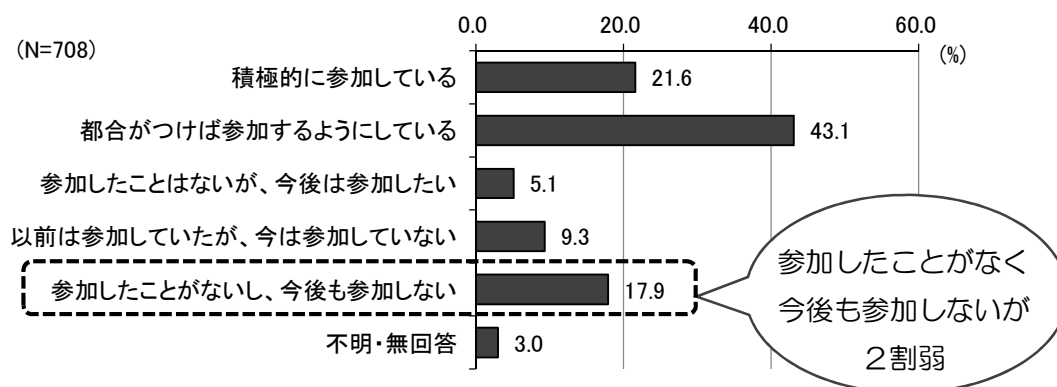
(1) 地域福祉に関する意識（参加）について

① 市民アンケート調査

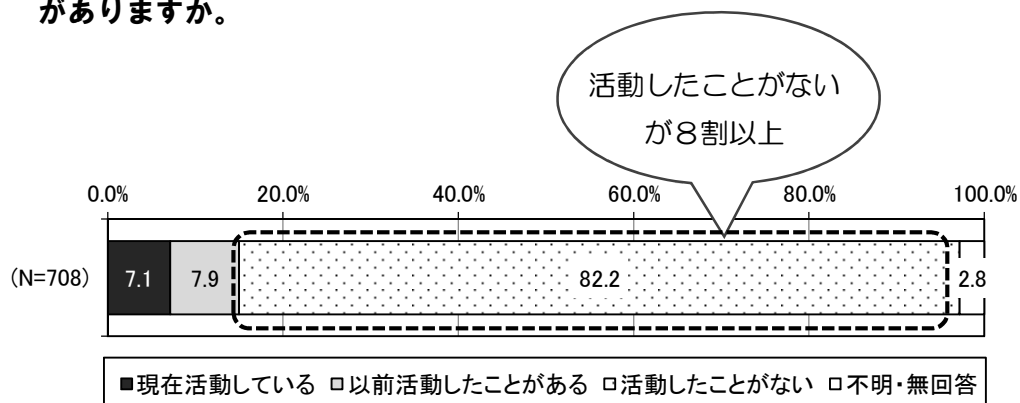
■問：地域において、住民相互の助けあいは必要だと思いますか。



■問：地域組織の活動に参加していますか。



■問：福祉分野のボランティア活動（自治会・町内会等の地域活動以外）をしたことがありますか。



② 団体等アンケート調査・グループインタビュー

- 活動する上で困っていること：『新しいメンバーが入らない』が『リーダー（後継者）が育たない』と同数でもっとも多い回答となっている。
- 主に学生団体に今まで以上に地域に関わってほしい。
- 地域のいろんな行事へ参加したくても、車もなく行けないという声がある。
- 子どもの頃から地域福祉に関心を持たせる教育が大切である。
- 地域の集まりに市の担当者等が参加してもよいのではないか。

③ 地区座談会

- 自分中心で暮らしている人が多いように思う。【土佐山田】
- お互いが遠慮している気がする。できる人が「おせっかい」することで、一緒にやれることがあるのでは。【土佐山田】
- 行事を計画しても男性の参加がほとんどない。【香北】
- 色々な人が集って、アイデアを出して、協力しあうことが必要。【物部】

④ 第1期計画の検証・評価

- 公民館等での講座・研修会や、自主グループの地域の集い等において、若い人が入らない、参加者が減ったなどの課題があがっている。
- 健康づくりにおける地区伝達活動や食育事業は、会員の高齢化や固定化による活動会員の偏りが課題である。
- 健康づくりを支える担い手の育成では、活動の中心が役員・理事に偏っているため、会員が参加しやすい研修会や活動方法の検討が課題になっている。

地域福祉に関する意識（参加）についてのまとめ

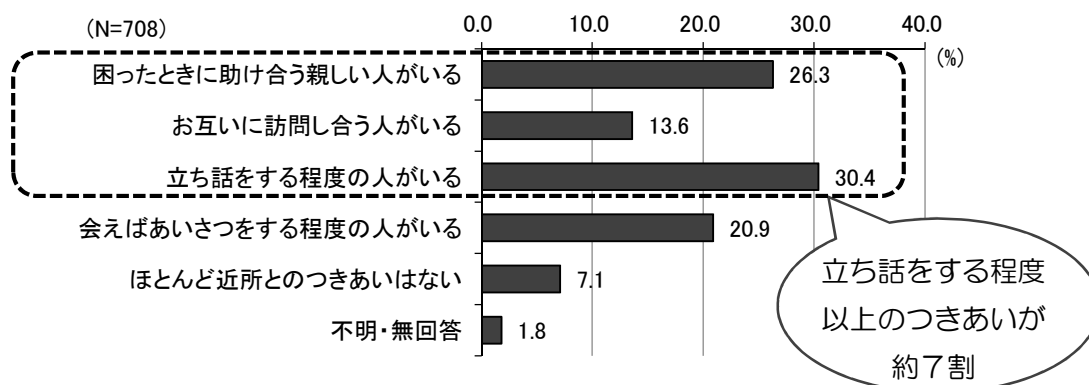
地域における助けあいが必要だと感じているが、自分が担い手になるという意識は低いことが、ボランティア活動への参加率の低さ、団体等における人材不足の問題からうかがえます。

また、地区座談会に参加いただいた人からは、地域活動に参加してもよいと思っている人は少なからずいるはずだが、きっかけがなく、参加できないでいると思うという意見がありました。

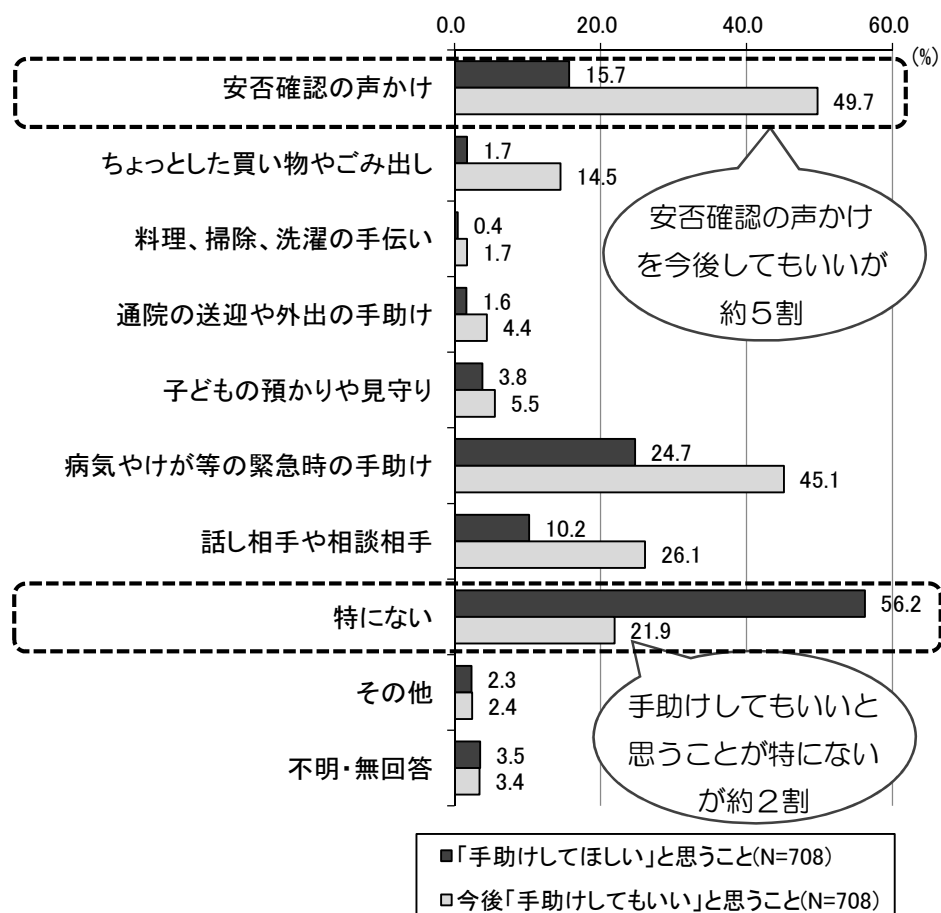
(2) 地域におけるつながりについて

① 市民アンケート調査

■問：ご近所との関係は、次のどれにもっとも近いですか。



■問：ご近所でのおつきあいのなかで、「手助けしてほしい」と思うこと、また、今後「手助けしてもいい」と思うことはありますか。



② 団体等アンケート調査・グループインタビュー

- 公民館が地域にない。
- 市内に中学、高校、大学、誰もが出入りできる憩いの場がほしい。そこで、勉強したりミーティングをしたりすることによって、学生間のつながりができ、クリエイティブな環境が生まれと思う。
- ゴミ捨て場をもっと身近な集いの場にしてみてもどうか。
- 施設や団体等をつなぐコーディネーターがいてほしい。

③ 地区座談会

- 地域で集まる場所がない。話しあいの場所が欲しい。【土佐山田】
- 隣近所のつながりを強めるためにも、町内会活動のあり方を見直す必要がある。地域社会のコミュニケーションが、地域福祉の充実につながる。【土佐山田】
- 町内会に入るメリットがないと退会する家も多い。【土佐山田】
- 人が自由に、自然に交流する仕掛けが、日頃のつきあいと見守りにもなるのでは。【香北】
- 気軽に立ち寄って話ができるところがほしい。【物部】

④ 第1期計画の検証・評価

- 民生委員・児童委員や地域のボランティアの方が日頃の見守りを行っているが、過疎化と高齢化により地域の支えあいの力が弱まっている。
- 公民館事業について、参加者の高齢化による事業の減少、参加者の減少が課題となってきた。

地域におけるつながりについてのまとめ

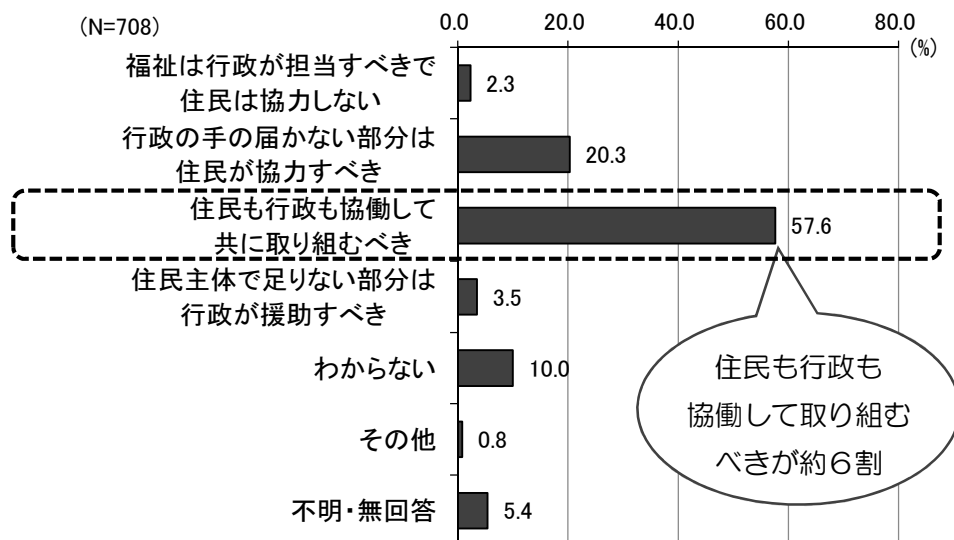
ご近所との関係は、立ち話をする以上のつきあいがある人が多い一方で、生活スタイルや価値観の変化、また、過疎化や高齢化の進行により、地域におけるつながりが薄れていると感じている人が少なくないことがうかがえます。

また、すべての調査において、地域で誰もが気軽に集える、交流の場がほしいとの声が多数ありました。

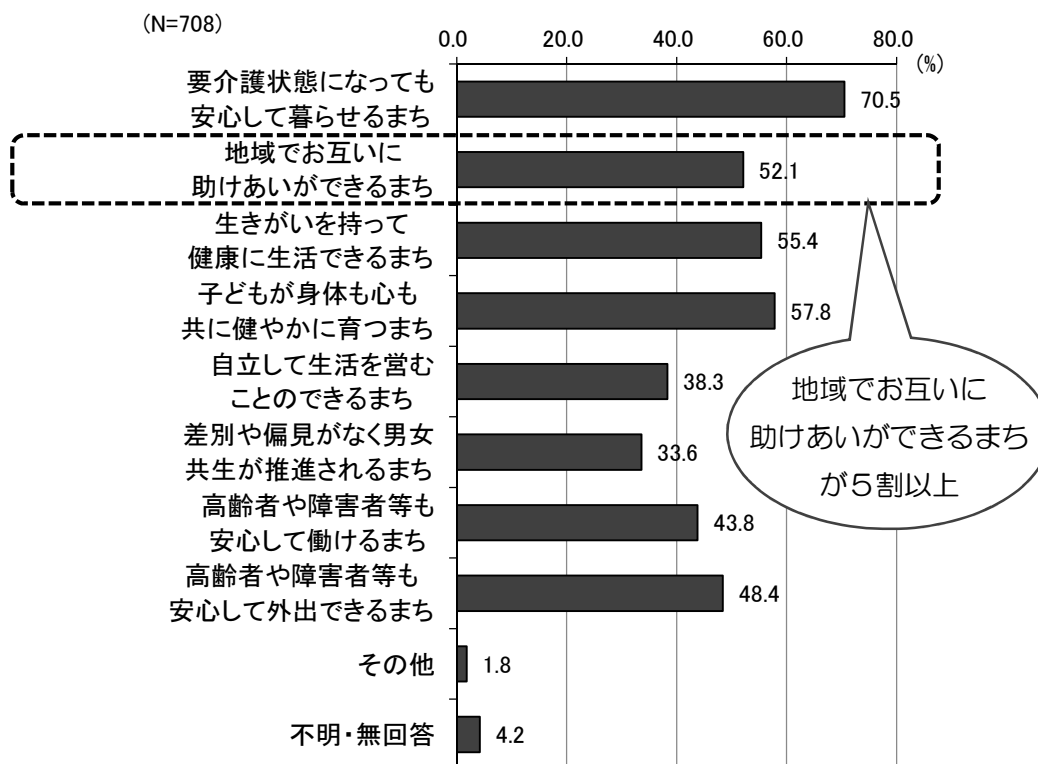
(3) 連携・協働について

① 市民アンケート調査

■問：福祉を充実させていくうえで、行政と地域住民の関係についての考え方は、次のどれにもっとも近いですか。



■問：福祉のまちづくりにおいて、どんなまちになることを望みますか。



② 団体等アンケート調査・グループインタビュー

- 連携のためには、地域での情報が共有できるためのシステムの確立が必要。
- 市民の生活全般にわたる支援を行っているが、関係機関等からの情報の提供や共有、また共同対応等の連携が必要だと感じる。
- 情報の共有が重要だが個人情報の問題もある。
- 住民同士で情報を共有し合えば、香美市に対する愛情も深まると思う。

③ 地区座談会

- 地域としてまとまりを持つためには、共通に楽しめるようなテーマで世代を超えて集まる機会を増やすことが必要。【土佐山田】
- アジサイの手入れに以前はさまざまな団体が出ていた。（今は出ていない。）【香北】
- ホームページ作成等、みんなの案を出しあって、共同で何かをすることができれば。【物部】

④ 第1期計画の検証・評価

- 福祉教育をより広めるために、各小中高等学校・大学や教育委員会と連携を取っていくことが重要。
- 相談窓口について、相談内容は複雑多様化しており、各課による総合的な対応が必要であり、今後より一層連携した対応が求められる。

連携・協働についてのまとめ

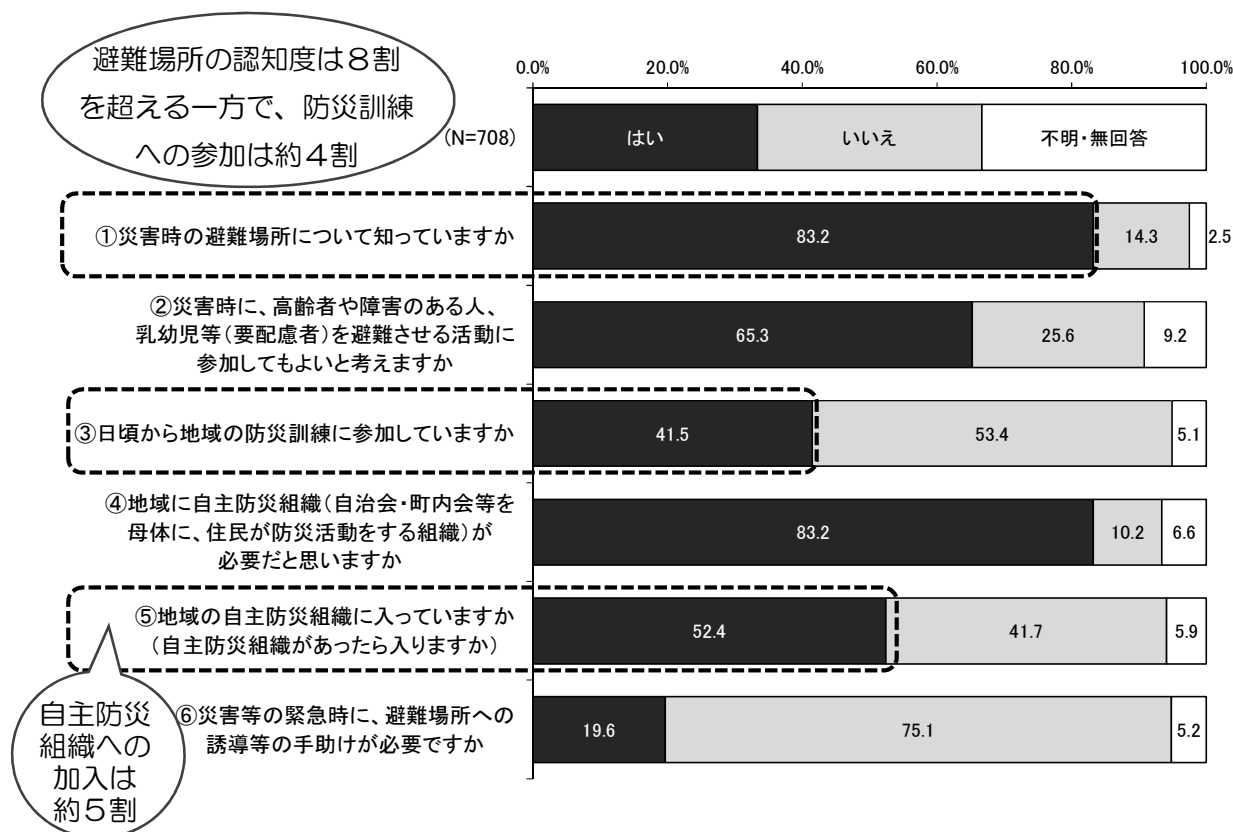
住民と行政が協働して福祉のまちづくりを進め、地域でお互いに助けあいができるまちになることを望む市民が多い一方で、今現在、協働のための連携が十分に図れていないとの職員や団体等関係者の声がありました。

また、地区座談会においては、地域における連携・協働の基本は町内会や自治会の活動であり、その活性化をしていくことが必要との意見が複数ありました。

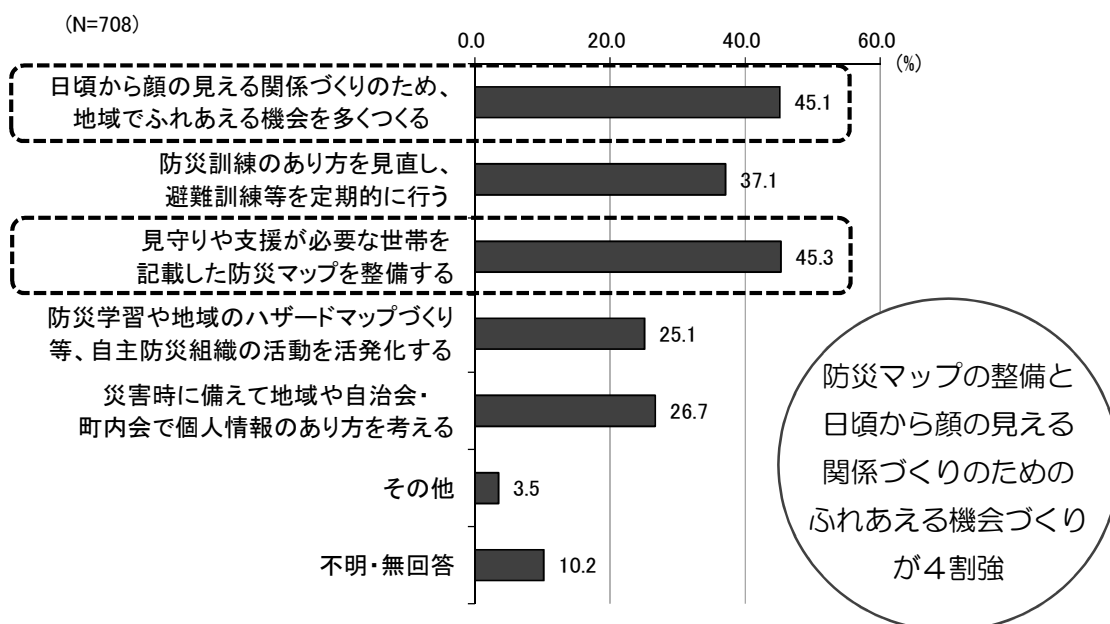
(4) 防災・減災対策について

① 市民アンケート調査

■問：防災に対する日頃からの取り組みや、災害等の緊急時の対応についておうかがいします。



■問：南海トラフ地震等の大規模災害への備えとして、日頃から地域でどんな取り組みが必要だと思いますか。



② 団体等アンケート調査・グループインタビュー

- 防災に関わる若者の減少。主に学生団体に今まで以上に地域に関わってほしい。
- 地区が急傾斜地ばかりで、地震等における山崩れや津波が心配。
- 公民館が地域にないので災害のとき不安。
- 香美市には津波は来ないが、避難する人たちが押し寄せてくるので、避難所運営の訓練は行っておくべきである。
- 大雨の時等、防災行政無線がよく聞こえない地区がある。

③ 地区座談会

- 南海地震等の災害時の隣近所の助けあいが必要。【土佐山田】
- 近所の方も高齢になり、みんなで気がつき、一声をかけることが必要。【香北】
- 移動手段の確保に不安がある。【物部】

④ 第1期計画の検証・評価

- 交通安全や防災に関する研修会は、参加者や開催地区・回数が減少している。
- 自主防災組織の結成率は、土佐山田地区が97.21%、香北地区が98.85%、物部地区が92.04%となっており、どの地区も9割を超えているが、山間部や小世帯集落等で結成に至っていないところがある。

防災・減災対策についてのまとめ

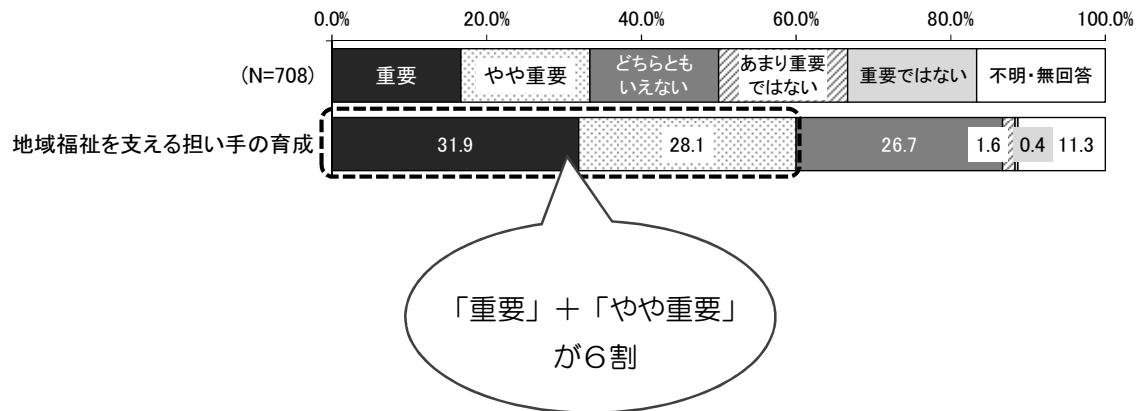
災害に対する意識は比較的高いものの、防災訓練への参加率の低さや防災に関する研修会への参加者の減少等、危機感の薄れがうかがえます。

また、大規模災害への備えとして、見守りや支援が必要な世帯を記載した防災マップの整備や、日頃から顔の見える関係づくりのため、地域でふれあえる機会を多くつくる必要があるとの意見が多くありました。

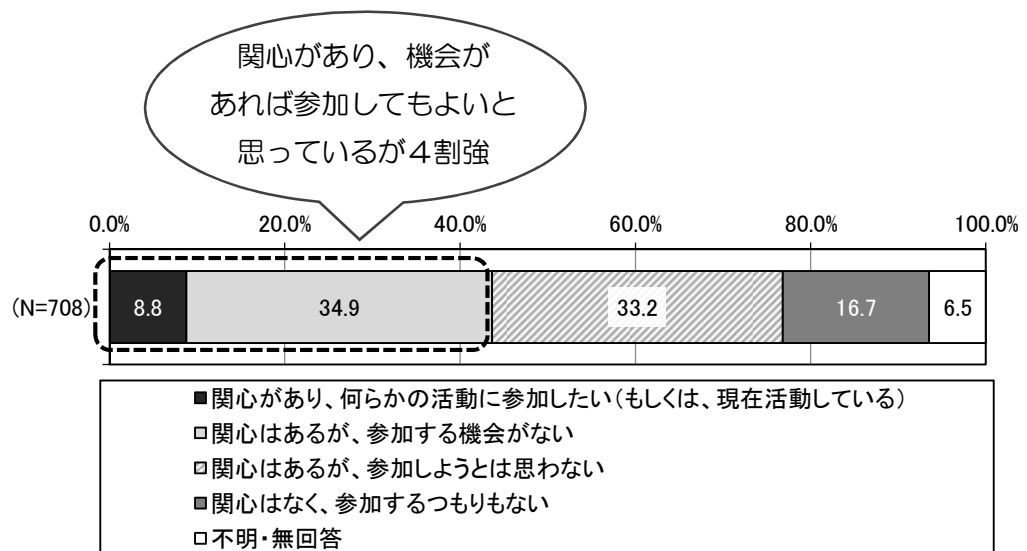
(5) 人材（リーダー）育成について

① 市民アンケート調査

■問：お住まいの地域や周辺的环境、市の取り組みについて感じる「重要度」をお答えください。【地域福祉を支える担い手の育成】



■問：福祉分野のボランティア活動（自治会・町内会等の地域活動以外）に関心や興味がありますか。



② 団体等アンケート調査・グループインタビュー

- 活動する上で困っていること：『リーダー（後継者）が育たない』8件（もっとも多い回答）
- 地域における助けあい、支えあい活動を活発にするため必要なこと：『ボランティアリーダーや福祉活動に関わる人を育成する』11件（もっとも多い回答）
- 町内会に若い人が入らない。

③ 地区座談会

- リーダーが居る、居ないで地域の活気が違う。周りも協力することが必要。【土佐山田】
- 人材の育成が必要。将来の発展のため、小さい時から育てていく施策を。【香北】
- リーダーの育成は地域ではもう難しい。行政に助けてほしい。【香北】
- 地区に力がなくなった。リーダーがいらない。【物部】

④ 第1期計画の検証・評価

- 過疎化、高齢化等により民生委員・児童委員の確保が難しい地区がある。現在、土佐山田町で5地区、香北町で2地区の欠員がある。
- なかよしサロン等、班長（リーダー）への負担が大きい。（現在、班長は原則1年交代としている。）

人材（リーダー）育成についてのまとめ

各方面において人材や後継者、リーダーの不足を訴える声が多く、地域や活動をけん引するリーダー育成への要望が高まっています。しかしながら、リーダーについては負担が大きいこともあり、なり手がいないというのが現状です。

一方で、機会があれば福祉分野のボランティア活動に参加してもよいと考えている市民が4割を超えており、潜在的な担い手を活動に導くきっかけづくりが求められます。

4 課題から考えられる重点施策

課題のまとめから

- 地域における助けあいが必要だと感じているが、自分が担い手になるという意識は低い。
- ボランティア活動への参加率の低さ、団体等における人材不足の問題がある。
- 地域活動に参加するきっかけがなく、参加できないとの声がある。
- 人材や後継者、地域や活動をけん引するリーダー育成が課題となっている。

住民が地域のことを「我が事」として考え、自然な助けあいが生まれるよう、福祉の心を育むことが必要

重点施策1 福祉意識の醸成

- 立ち話をする以上のつきあいがある人が多い一方で、地域におけるつながりが薄れていると感じている人が少なくない。
- すべての調査において、地域で誰もが気軽に集える交流の場がほしいとの声が多数。
- 機会があれば福祉分野のボランティア活動に参加してもよいと考えている市民はおり、潜在的な担い手を活動に導くきっかけづくりが求められている。

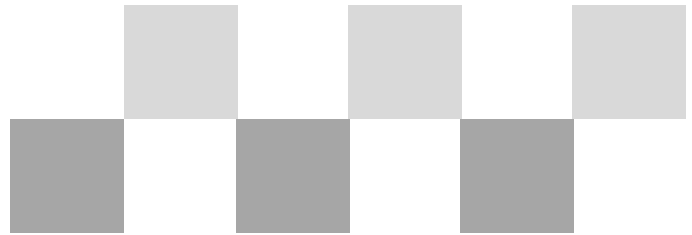
地域のつながりを強め、地域活動の担い手を発掘するためには、誰もが気軽に集まれる場や機会が必要

重点施策2 集いの場づくり

- 住民と行政が協働して福祉のまちづくりを進め、地域でお互いに助けあいができるまちを望んでいる。
- 協働のための連携が十分に図れていないとの職員や団体等関係者の声もある。
- 地域の連携の基礎である町内会や自治会を、活性化していくことが必要。
- 防災訓練への参加率の低さや防災に関する研修会への参加者の減少等、危機感の薄れがある。
- 見守りや支援が必要な世帯を記載した防災マップの整備や、日頃から顔の見える関係づくりのため、地域でふれあえる機会を多くつくるが必要となっている。

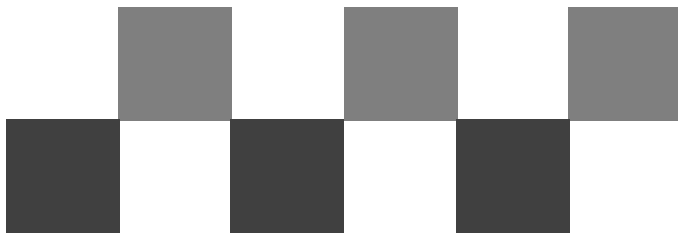
住民と行政、団体等がつながり、支えあうことで誰もが安全に、安心して暮らせる地域づくりが必要

重点施策3 安全に暮らせる 地域づくり



第③章

計画の基本的な考え方



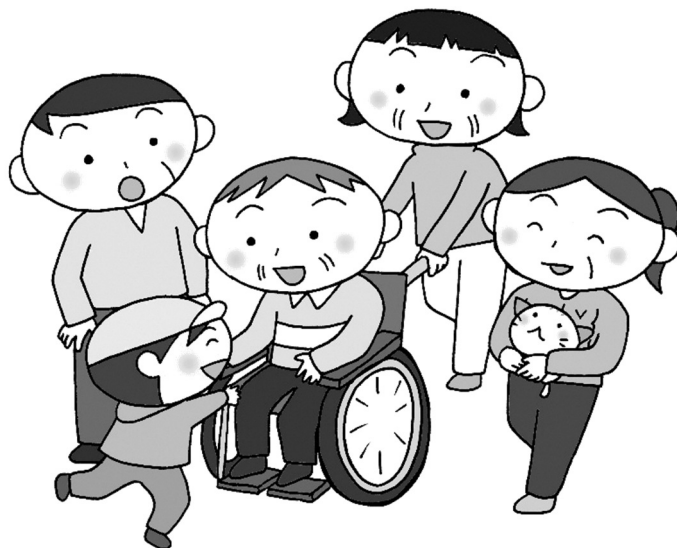
1 基本理念

人と人との「つながり」が薄れつつある昨今、誰もが地域社会において孤立することなく、地域を構成するかけがえのない一人として生活していくためには、すべての住民が地域の一員であることを認識し、「つながり」の重要性を実感することで、お互いに思いやりの心を持って暮らしていくことが重要になります。

また、特定の人が特定の人を支えるという一方向の関係ではなく、お互いに「支えあう」双方向の関係を地域で築き、その関係性を深めていくことが大切です。

このような地域社会実現のため、第1期計画で掲げた基本理念『つながり、集まり、支えあうまち香美市』を本計画においても踏襲し、誰もが住み慣れた地域で、いきいきと暮らしていけるよう、さらなる地域福祉の推進を目指します。

つながり、集まり、 支えあうまち香美市



2 基本目標

本市の現状や課題を踏まえつつ、基本理念で目指すまちの姿の実現に向けて、本計画における基本目標を3つ掲げます。

（１）みんなで気づき、学びあえるまちづくり

市民アンケートにおいては、福祉分野のボランティア活動をしたことがないという回答が8割を超えている一方で、ボランティア活動に関心があり、機会があれば参加してもよいと思っているという回答が4割強となっていました。

市民が自分の住む地域に対する関心を高め、地域で助けあうことの重要性に気づくことができるよう、地域や地域福祉に関する情報の提供の仕方を工夫するとともに、多くの人が地域福祉活動の担い手に進んでなれるよう、そのきっかけづくりを推進します。

（２）みんなでつながり、支えあえるまちづくり

地区座談会においては、3地区すべてで、地域で集える場所がほしいとの意見が出ています。また、市民アンケートにおいても、大規模災害への備えとして必要なものについて、日頃から顔の見える関係づくりのため、地域でふれあえる機会をつくるという回答が4割を超えていました。

支えあいの基礎となる、人と人とのつながりづくりのために、地域住民が気軽に交流できる場や機会の創出を図ります。また、地域における支えあい活動がつながり、さらに広がっていくよう、ネットワークの構築を図るとともに、福祉関係の団体等の活動を支援します。

（３）みんなが安心して暮らせる福祉のまちづくり

団体等アンケート調査においては、特に山間地区について、地震等の災害時に対する不安の声があがっていました。また、第1期計画の検証においては、生活困窮者や制度の狭間にいる人等、支援を要する人が多様化しており、関係機関の情報共有と連携による支援が必要との意見が出ています。

誰もが自分の住む地域で安心して暮らせるよう、地域の防災・減災及び防犯力を高める活動を推進します。また、支援を要する人が適切なサービスを受けられるよう、支援内容やサービスの利用方法の周知に取り組むとともに、地域における見守り体制の構築を図ります。

3 施策体系

基本理念

「つながり、集まり、支えあうまち香美市」

重点施策

- 重点施策1：福祉意識の醸成
- 重点施策2：集いの場づくり
- 重点施策3：安全に暮らせる地域づくり

基本目標1：みんなで気づき、学びあえるまちづくり

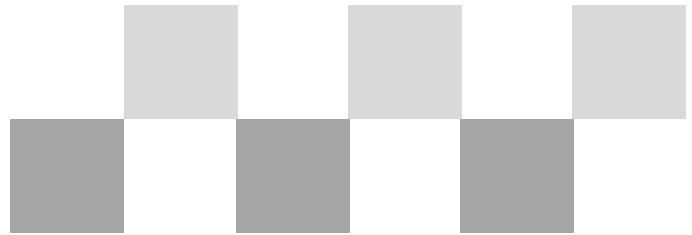
- (1) 福祉意識の醸成【重点施策】
- (2) 福祉教育の推進
- (3) 地域福祉を支える担い手の育成

基本目標2：みんなでつながり、支えあえるまちづくり

- (1) 集いの場づくり【重点施策】
- (2) 地域のネットワークづくり
- (3) 関係団体の活動支援

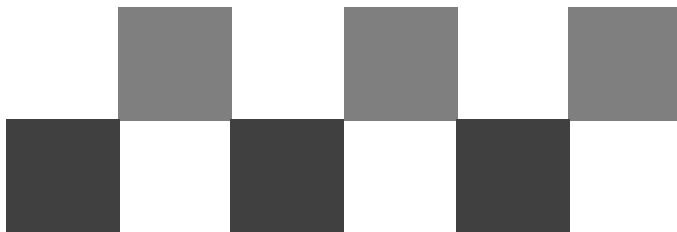
基本目標3：みんなが安心して暮らせる福祉のまちづくり

- (1) 安全に暮らせる地域づくり【重点施策】
- (2) 福祉サービス利用の支援
- (3) 連携・協働の推進
- (4) 自立支援の促進



第4章

施策の展開



1 みんなで気づき、学びあえるまちづくり

(1) 福祉意識の醸成【重点施策】

地域福祉を推進するためには、まずは市民に、地域や福祉に関心を持ってもらい、地域福祉とはどういうものか知ってもらう必要があります。そのために、地域福祉や地域活動の情報を的確に発信するとともに、地域行事の活性化を図ることで、地域への関心を高め、福祉意識の醸成を図ります。

具体的な取り組み

① 地域福祉の周知・啓発

市の「広報香美」や社会福祉協議会の「香美市社協だより」等を通じ、市民に地域福祉やその活動について周知・啓発します。

市の取り組み

- 「広報香美」等、各種媒体を通じて地域福祉を周知・啓発します。

市広報誌や市ホームページ等のさまざまな媒体を活用し、福祉関係団体等の活動を広く周知します。

市社協の取り組み

- 「香美市社協だより」等を通じて地域福祉に関する情報を発信します。

社協だよりで各種福祉情報を提供するとともに、社会福祉協議会の活動について、積極的に情報発信します。

～主な事業・活動～

- ・「広報香美」による地域福祉に関する情報の提供
- ・市ホームページを活用した地域福祉に関する情報の提供

～主な事業・活動～

- ・社協だよりを通じての事業紹介
- ・暮らしの情報集の配布
- ・社協ホームページを活用した地域福祉活動に関する情報提供



市民の取り組み

・「広報香美」や「香美市社協だより」、回覧板等に目を通し、地域や福祉に関する情報を積極的に得るようにしましょう。

② 福祉に関する行事の活性化

香美市市民大学や、福祉体育大会等の地域における福祉に関する行事等の活性化を図り、地域住民の積極的な参加を呼びかけます。

市の取り組み

- 福祉に関する大会等を開催するとともに、市社協のイベントを支援します。

福祉に関する大会等を引き続き開催するとともに、社会福祉協議会が主催するイベント等が活性化するよう支援を行います。

市社協の取り組み

- 福祉体育大会等の行事への、地域住民の参加を呼びかけます。

各支所の社会福祉協議会の取り組みや、地区の行事・イベントへの地域住民の参加を呼びかけます。

～主な事業・活動～

- ・香美市市民大学
- ・香美市市民セミナー

～主な事業・活動～

- ・福祉体育大会
- ・愛の餅つきの実施
- ・地域サロンイベントの開催



市民の取り組み

- ・福祉に関する研修やイベント等に関心を持つとともに、参加を心がけましょう。



(2) 福祉教育の推進

市民の福祉に対する意識向上を図るため、福祉や人権に関する講座や講習会等を開催するとともに、その参加を呼びかけます。また、市や地域の学校教育における福祉の学習や体験を推進し、次代を担う子どもたちの福祉への理解と地域への愛着を高めます。

具体的な取り組み

① 生涯学習における福祉教育の推進

市民にとって福祉がより身近なものとなるよう、福祉に関する学びができる場や機会の増加を図ります。また、実際に活動に参加することで、福祉意識のさらなる向上に努めます。

市の取り組み

●福祉や人権をテーマとした講座や講習会等を開催します。

一人でも多くの人が福祉に関心を持ち、自ら積極的に行動することができるよう、地域福祉や人権、ボランティアについて学習する機会を提供します。

市社協の取り組み

●地域において福祉を学べる機会を増やします。

身近な地域で福祉について学べるよう、地域の実情に即した講座を開催するとともに、社会福祉協議会の活動への住民の積極的な参加を呼びかけます。

～主な事業・活動～

- ・生涯学習推進大会
- ・香美市市民大学（再掲）

～主な事業・活動～

- ・老人大学



市民の取り組み

- ・福祉や人権について学ぶ機会を得られるよう、生涯学習の講座等への参加を心がけましょう。

② 教育現場における福祉学習の推進

市内の小学校・中学校等において、福祉学習や福祉体験ができる取り組みを推進し、子どもたちが、つながり、支えあうことの重要性を学ぶ機会の充実を図るとともに、その取り組みにおける地域との連携を強化することで、子どもたちの地域に対する愛着を高めます。

市の取り組み

●教育現場と地域との連携を支援します。

さまざまな観点から子どもたちが福祉にふれることができるよう、大学や地域の団体等と教育現場が連携し、福祉学習が推進できるよう支援を行います。

市社協の取り組み

●出前講座や体験学習の充実を図るため、講師を地域から発掘します。

教育現場において、福祉の学習や体験ができる出前講座の充実を図るとともに、地域から講座の講師となれる人材を発掘する取り組みを進めます。

～主な事業・活動～

- ・小中学校の地域活動
- ・福祉教育推進校事業の委託
- ・学校支援地域本部
- ・子育てサポート体験

～主な事業・活動～

- ・福祉教育推進校事業



市民の 取り組み

- ・家庭における幼少期からの福祉教育を心がけましょう。
- ・地域活動やボランティア活動を体験してみましょう。



(3) 地域福祉を支える担い手の育成

一人でも多くの市民に、地域を支える担い手として地域福祉活動に参加してもらえるよう、ボランティア等の活動情報や募集情報を広く周知するとともに、ボランティアが活躍できる場や機会の充実を図ります。また、ボランティアや活動のリーダーの育成に努めます。

具体的な取り組み

① ボランティア等の情報の周知

ボランティアに参加してもよいと考える市民が増えるよう、ボランティア団体の情報や活動内容を周知するとともに、ボランティア募集等の情報の周知を図るなど、誰もが気軽にボランティアに参加しやすい環境づくりに努めます。

市の取り組み

- 「広報香美」等、各種媒体を通じてボランティア活動を周知・啓発します。

市広報誌や市ホームページ等のさまざまな媒体を活用し、ボランティア団体の情報や活動内容、募集情報を広く周知します。

市社協の取り組み

- ボランティアニーズとボランティアに参加したい人のマッチングを行います。

ボランティアセンター等において、ボランティアを求める人と希望する人のマッチングを行い、ボランティア活動のさらなる活性化を図ります。

～主な事業・活動～

- ・社会福祉協議会の活動支援

～主な事業・活動～

- ・ボランティアセンター事業
- ・ボランティア募集情報でのニーズの紹介



市民の取り組み

- ・ボランティア活動に関心を持ち、自分にできることから始めてみましょう。

② ボランティア等の育成

ボランティアの裾野が広がるよう、ボランティアに関する各種養成講座を開催するとともに、地域や活動のリーダーの育成に努めます。

市の取り組み

●ボランティア研修等を通じて各種ボランティア活動の担い手を育成します。

さまざまなボランティア育成のための研修を開催するとともに、小中学校におけるボランティア活動を推進し、担い手の育成に努めます。

市社協の取り組み

●ボランティアや地域のリーダーとなる人材を育成します。

ボランティア活動や地域活動の中心となり、みんなをけん引するリーダーを育成するため、養成講座や研修の充実を図ります。

～主な事業・活動～

- ・障害デイサービス「ぷちカフェ・アトリエ」ボランティア
- ・こころのボランティア研修
- ・小中学校でのボランティア活動
- ・健康づくりを支える担い手の育成

～主な事業・活動～

- ・出前認知症カフェと認知症サポーター養成講座
- ・地域の集いリーダー研修の開催



市民の取り組み

- ・自分も地域を構成する住民の一人だという意識を持ち、地域行事等への参加や手伝いを心がけましょう。

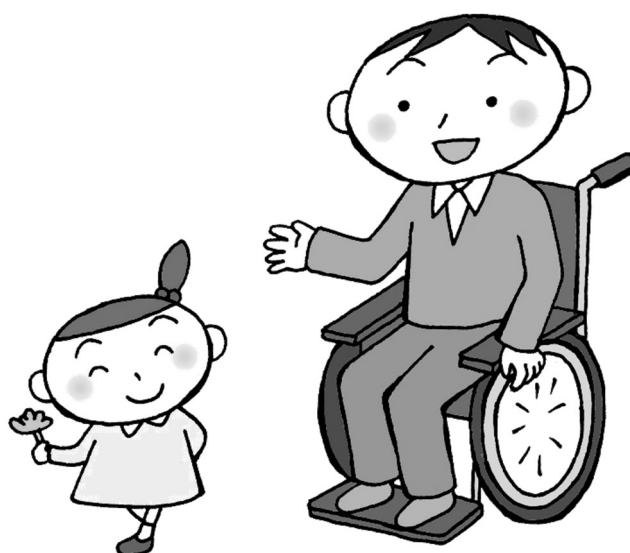
■主な事業・活動の内容

事業・活動	内容	主体	掲載ページ
(1) 福祉意識の醸成【重点施策】			
① 地域福祉の周知・啓発			
「広報香美」による地域福祉に関する情報の提供	「広報香美」において、地域福祉に関する情報を随時提供。	福祉事務所	44
市ホームページを活用した地域福祉に関する情報の提供	市ホームページにおいて、地域福祉に関する情報を随時提供。	福祉事務所	44

事業・活動	内容	主体	掲載ページ
① 地域福祉の周知・啓発（続き）			
社協だよりを通じての事業紹介	社協だよりにおいて、健康寿命を延ばす取り組みとして、体操教室やウォーキング教室、介護予防講座や、地域のボランティア活動等の紹介を実施。	市社協	44
暮らしの情報集の配布	圏域ごとに、高齢者やその家族に、役立つ情報を提供する目的で、香美市の地域資源(商店等の社会資源や介護予防の情報等)をまとめた情報集を作成し配布。	市社協	44
社協ホームページを活用した地域福祉活動に関する情報提供	社協ホームページにおいて、地域福祉活動に関する情報を随時提供。	市社協	44
② 福祉に関する行事の活性化			
香美市市民大学	市民が少しでも多くの知識や教養を身につけ、お互いの心が通いあうまちづくりを目指し、私たちの地域がより明るく、豊かで、潤いのある地域社会を創造するための学びの場として開催。	中央公民館	45
香美市市民セミナー	さまざまな講座を通して、幅広い分野において市民が学び合う学習機会を提供し、あわせて参加者同士の親交を深める。	中央公民館	45
福祉体育大会	香美市内の福祉関係団体等が参加する体育大会を開催。大会を通じ、親睦と交流を図る。	市社協	45
愛の餅つきの実施	【香北・物部圏域】年末に学校や福祉関係団体と協力し餅つきを行い、独居高齢者に民生委員・児童委員を通じて配布。	市社協	45
地域サロンイベントの開催	少子高齢化やライフスタイルの変化により地域での交流の機会が少なくなったため、意図的に交流の場をつくり、仲間づくりを支援する。サロンにおいて、あしなか（わらじ）づくりやあずま袋（きんちゃく袋）づくり、クリスマスリースづくり等、季節に応じたもののづくりを中心にイベントを行い、地域住民の交流や世代間交流を実施。	市社協	45
（２）福祉教育の推進			
① 生涯学習における福祉教育の推進			
生涯学習推進大会	「まなび・交流・心豊かな人とまち」をメインテーマに、地域で活動する学校及び地域団体の活動発表や講演会を開催。	生涯学習振興課	46
老人大学	香美市老人クラブ連合会と協力し、香美市老人大学を開催。介護予防等の講演や老人クラブ会員等による芸能発表を行い、生きがいのある生活と仲間づくりの輪を広げる。	市社協	46

事業・活動	内容	主体	掲載ページ
② 教育現場における福祉学習の推進			
小中学校の地域活動	子ども会議からの発案で、香美市の子どもたちが中心になり、香美市をよいまちにしようと、子どもまつりの開催や香美市の歌のCD作成、あいさつ運動等を実施。	教育振興課	47
福祉教育推進校事業の委託	社会福祉協議会へ事業委託。	福祉事務所	47
学校支援地域本部	市内全小中学校に設置された「学校支援地域本部」において、地区民生委員・児童委員や地域住民の協力で、登下校の見守りや環境整備、地域の自然、農業等の体験的な学習の支援等、学校教育活動支援の取り組みを実施。	教育振興課	47
子育てサポート体験	子育てセンターと山田高校が連携し、山田高校の学生と「子育てひろば」に参加している親子との交流活動を実施。	子育てセンター	47
福祉教育推進校事業	社会福祉協議会への委託事業。市内の小中学校10校に対して助成金を拠出し、各校の福祉教育推進を支援。また、各校での福祉教育に関するカリキュラムにおいて、講師（社協職員やゲストティーチャー等）をコーディネート。	市社協	47
（３）地域福祉を支える担い手の育成			
① ボランティア等の情報の周知			
社会福祉協議会の活動支援	社会福祉協議会が行うボランティア活動及びボランティア協議会への補助金の交付。	福祉事務所	48
ボランティアセンター事業	ボランティアニーズとボランティアをしたい人のコーディネートを行うとともに、ボランティア活動保険の斡旋を実施。	市社協	48
ボランティア募集情報でのニーズの紹介	社協だよりに施設や団体等のボランティアニーズを掲載して、ボランティアが施設や団体に直接問い合わせ、または社協が仲介する形でコーディネートを実施。また、社協ホームページ上でもWeb版としてボランティア募集情報を掲載。	市社協	48
② ボランティア等の育成			
障害デイサービス「ぶちカフェ・アトリエ」ボランティア	障害デイサービスにて、レクリエーション等を企画し実施。また、研修会等へ参加し、ボランティア活動に必要な知識の習得や、イベント等で障害に関する啓発活動を実施。	健康介護支援課	49
こころのボランティア研修	障害に関する知識の学習及びデイサービスの見学・交流を実施。	健康介護支援課	49

事業・活動	内容	主体	掲載ページ
小中学校でのボランティア活動	小学校では、花いっぱい運動を実施。中学校では、登下校中や近くの公園・道路のゴミを拾う等、地域清掃活動を行うとともに、ゆずの収穫や塩の道ガイド役のボランティア等を実施。	教育振興課	49
健康づくりを支える担い手の育成	健康づくり団体に、健康づくりや食生活改善に関する研修等を開催。知識の向上や研修で学んだことの実践、また、地域への啓発活動を実施。	健康介護支援課	49
出前認知症カフェと認知症サポーター養成講座	認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族を見守り支援するための認知症サポーター養成講座や、地域へ出向いての講話や認知症予防の脳トレ等を実施。	市社協	49
地域の集いリーダー研修の開催	各圏域において、体操、脳トレ、レクリエーション等の地域の集いを充実させるためのリーダーの養成及び育成を図る。	市社協	49



2 みんなでつながり、支えあえるまちづくり

(1) 集いの場づくり【重点施策】

みんなでつながり、支えあえるまちになるには、地域の現状や課題を、地域で暮らす住民が共有することが重要です。そのために、誰もが気軽に参加でき、意見交換ができる集まりの場や機会の拡充を図るとともに、住民の参加を推進し、呼びかけます。

具体的な取り組み

① 集いの場の拡充

地域行事やイベント等が活性化するよう支援し、住民が集まる機会の充実を図るとともに、団体等が実施している集いの場への住民の参加を呼びかけます。

市の取り組み

●あったかふれあいセンター事業等の充実を図り、住民の交流を推進します。

あったかふれあいセンター事業の委託先である社会福祉協議会と連携して事業を推進し、地域住民の集いと交流の場のさらなる充実に努めます。

市社協の取り組み

●地域におけるさまざまな集いを開催・支援し、住民の参加を呼びかけます。

あったかふれあいセンター事業をはじめとした地域の各種集いを開催・支援するとともに、新たな参加者増加のため、住民に参加を呼びかけます。

～主な事業・活動～

- ・ あったかふれあいセンターの充実
- ・ 隣保館デイサービス事業
- ・ 集落活動センター

～主な事業・活動～

- ・ あったかふれあいセンターの充実
- ・ 地域の集いの開催
- ・ 地域の自主グループ支援
- ・ なかよしサロンの開催
- ・ 陽まわりの集いの開催



市民の取り組み

- ・ 隣近所で声をかけ合い、地域の行事や集まりに参加するように心がけましょう。

② 公民館等の活用の促進

地域行事やイベント等の開催会場として、また、地域活動の拠点として公民館や集会場等が積極的に活用されるよう、公民館事業等を推進するとともに、住民が安全に利用できるよう、その整備に努めます。

市の取り組み

- 公民館や集会場の整備を進めるとともに、住民の積極的な活用を支援します。

住民が安全に安心して利用できるよう、公民館や集会場等の整備を進めるとともに、地域の特色を生かした事業を実施し、住民の参加を推進します。

市社協の取り組み

- 地域の実情に応じた集いを開催するとともに、自主グループを支援します。

リズム体操や茶話会等、それぞれの地域の実情に応じた集いを開催し、地域住民の交流・つながりの場の充実に努めるとともに、地域の自主グループの活動を支援します。

～主な事業・活動～

- ・ 地域の活動拠点及び交流の場づくり
- ・ 公民館事業

～主な事業・活動～

- ・ 地域の集いの開催（再掲）
- ・ 地域の自主グループ支援（再掲）



市民の取り組み

- ・ 公民館で実施してほしいことや実施したいこと等、市や社会福祉協議会に情報発信してみましょう。



(2) 地域のネットワークづくり

地域課題の解決に向けた取り組みや、地域における支えあいを推進するためには、地域住民が情報を共有し、連携できる体制づくりが必要です。地域における見守り体制をより強化するため、分野ごとの活動の連携を図り、支えあいのネットワーク構築に努めます。

具体的な取り組み

① 支援を要する人の見守り体制の充実

一人暮らしの高齢者や障害のある人、子ども、生活困窮者、ひきこもり等、地域において支援を要する人を、地域全体で見守り、支えあうことができるよう、見守り体制の充実を図ります。

市の取り組み

- さまざまな分野の見守り活動の連携を図り、体制を強化します。

高齢者や障害のある人、子ども等、それぞれの分野の見守り活動が連携できるよう情報共有を図り、見守りネットワーク体制を強化します。

市社協の取り組み

- 地域で支援を要する人を早期発見し、適切な支援へとつなげます。

地域のなかで支援が必要であるのに受けていない人を見つけ、適切な支援へとつなぐことができるよう、民生委員・児童委員等との連携を強化します。

～主な事業・活動～

- ・健康づくり地域ネットワーク推進事業
- ・赤ちゃんすこやか訪問
- ・緊急通報装置の貸与
- ・配食サービス
- ・包括支援センター事業

～主な事業・活動～

- ・要配慮者安心安全ネットワーク台帳の調査及び整備
- ・独居高齢者宅への訪問活動
- ・たんぼぼの会の定例会
- ・見守りハガキの送付



市民の取り組み

- ・隣近所や地域の人と積極的にあいさつを交わすなど、身近な交流を大切にしましょう。

② 専門の相談機関とのネットワークの強化

高齢者や障害のある人、子ども等の各個別計画との整合を図り、地域における専門性の高い課題やニーズに対応できるよう、関係部署や関係機関との連携体制の強化に努めます。

市の取り組み

●各種協議会等との連携を図り、地域包括ケアシステムの構築を目指します。

地域福祉活動において、高齢者や障害のある人、子ども等、それぞれの分野の支援が包括的に行われるよう、地域包括ケアシステムの構築に努めます。

市社協の取り組み

●専門性の高い課題やニーズに対応できるよう、連携体制を強化します。

地域におけるさまざまな課題やニーズを受け止め、適切な対応や支援につなぐことができるよう、市の関係部署や関係機関等との連携の強化に努めます。

～主な事業・活動～

- ・ 認知症支援体制強化
- ・ 障害者自立支援協議会
- ・ 公立保育所への第三者委員会設置

～主な事業・活動～

- ・ 関連する会議への出席等による情報共有



市民の 取り組み

- ・ 市や社会福祉協議会の活動に関心を持ち、意見等があれば、積極的に発信するように心がけましょう。

(3) 関係団体の活動支援

現在、地域福祉に取り組んでいる関係団体の活動がより活性化し、一層の活躍ができるよう支援するとともに、関係団体同士の情報共有、連携が図れるよう、場や機会の提供に努めます。

具体的な取り組み

① 地域組織や関係団体等の活動の支援

民生委員・児童委員への情報提供や研修、相談支援を行うとともに、関係団体や市民が中心となって行う活動への支援を推進します。

市の取り組み

●民生委員・児童委員や関係団体の活動が円滑に行われるよう支援します。

民生委員・児童委員への情報提供や研修等を実施し、その活動を支援するとともに、関係団体等の活動が円滑に行われるよう支援します。

市社協の取り組み

●ボランティア団体等の活動を支援するとともに、連携・協働を進めます。

ボランティア団体や市民団体等の活動にかかる総合的な支援を行うとともに、社会福祉協議会との連携・協働による取り組みを推進します。

～主な事業・活動～

- ・老人クラブ活動への援助
- ・シルバー人材センター助成事業
- ・子育て支援団体との協働・支援

～主な事業・活動～

- ・老人クラブ活動への支援
- ・民生委員・児童委員への支援
- ・香北町ボランティア協議会への支援・連携
- ・香美市福祉委員会への支援



市民の取り組み

- ・自分の住む地域等、身近にある組織や団体及びその活動に関心を持つように心がけましょう。

② 地域組織や関係団体等の連携の支援

民生委員・児童委員や関係団体等がお互いに情報を共有し、地域福祉推進のための連携が図れるよう、体制の構築を図るとともに、情報共有の場や機会の提供に努めます。

市の取り組み

●民生委員・児童委員や関係団体同士の連携のための体制づくりを進めます。

地域福祉に関わる団体等が地域課題等の情報を共有し、連携して取り組みを進めることができるよう、団体同士がつながるための場や機会の提供に努めます。

市社協の取り組み

●ボランティア団体等の連携のための調整を行います。

ボランティア団体や市民団体等が情報共有し、それぞれの強みを生かした有効な連携ができるよう、団体同士をつなぐ調整を図ります。



市民の取り組み

・自分の住む地域の民生委員・児童委員を確認するとともに、その活動に関心を持ち、協力することを心がけましょう。

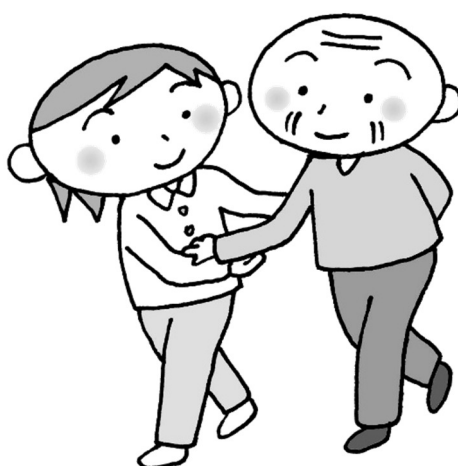
■主な事業・活動の内容

事業・活動	内容	主体	掲載ページ
(1) 集いの場づくり【重点施策】			
① 集いの場の拡充			
あったかふれあいセンターの充実	社会福祉協議会への委託事業。	福祉事務所	53
隣保館デイサービス事業	市内の65歳以上の方を対象に創作・軽作業、日常生活訓練等を行うことにより、その自立を助長し生きがいを高める。	ふれあい交流センター	53
集落活動センター	旧小学校や集会所等を拠点に、地域外の人材等を活用し、近隣の集落との連携を図り産業、生活、福祉、防災等の活動について、それぞれの地域の課題やニーズに応じて総合的に地域ぐるみで取り組む。	定住推進課	53
あったかふれあいセンターの充実	支援が必要な市民に対し、市民同士やボランティア、関係機関等が連携し、互いに見守り支え合う地域づくりの推進。また、地域サロンを拠点とした、ボランティア活動の支援や市民の交流の場を提供。	市社協	53

事業・活動	内容	主体	掲載ページ
地域の集いの開催	各地域の公民館や集会所にて、地域住民が自主的に集い、体操や茶話会を開催することを支援。	市社協	53
地域の自主グループ支援	出前講座や、リーダー研修、情報交換会の開催。また、社協予防スタッフの突撃訪問にて、香美はつらつ体操やリズム体操のポイント指導やレクリエーションを実施。	市社協	53
なかよしサロンの開催	ボランティアによる喫茶サロンで、高齢者の集いの場として第1木曜日に開催。なかよし体操、日本舞踊、合唱、脳トレ等のイベントを開催。	市社協	53
陽まわりの集いの開催	介護者のための集いを第1水曜日に開催。介護についての知識・技術の学習会や、介護者の健康づくり、相互の情報交換、介護に関する相談等の実施。	市社協	53
② 公民館等の活用の促進			
地域の活動拠点及び交流の場づくり	地域活動の拠点となる地域が管理する集会所を整備し、安全で安心して活動ができる拠点づくりの実施。	定住推進課	54
公民館事業	各地区公民館において、地域住民を対象とした、手芸・園芸・体操等の教室を開催している。	中央公民館	54
(2) 地域のネットワークづくり			
① 支援を要する人の見守り体制の充実			
健康づくり地域ネットワーク推進事業	地域内での健康づくり活動や見守り活動等を通じ、高齢者の社会孤立を防ぎ、お互いのつながりを強化する事業を行う団体の支援。	健康介護支援課	55
赤ちゃんすこやか訪問	乳児のいる家庭と地域社会をつなぐ機会の提供、子育て家庭の孤立を防ぐことを目的に、赤ちゃんすこやか訪問員による訪問を中心とした子育て支援活動を実施。	健康介護支援課	55
緊急通報装置の貸与	概ね65歳以上で緊急時の通信手段を持たない一人暮らしの高齢者もしくは高齢者世帯を対象に、緊急時に業者に通報ができる装置を貸与。	健康介護支援課	55
配食サービス	概ね70歳以上で、調理が困難な一人暮らしの高齢者や高齢者世帯、障害のある人を対象に栄養バランスのとれた食事を提供。訪問は見守りも兼ねている。	健康介護支援課	55
包括支援センター事業	高齢者の方が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、関係機関や保健師・社会福祉士・主任ケアマネジャーといった専門職と連携し、総合的な支援の実施。	包括支援センター	55

事業・活動	内容	主体	掲載ページ
要配慮者安心安全ネットワーク台帳の調査及び整備	要配慮者の有無について、年に1度、各地区の民生委員・児童委員に調査を依頼し、その調査内容の整備を実施。	市社協	55
独居高齢者宅への訪問活動	見守り郵便を出した市民を対象に、ボランティアや民生委員・児童委員と一緒に、あったかふれあいセンタースタッフが訪問。	市社協	55
たんぽぽの会の定例会	声ともだち(電話での見守り活動)や傾聴ボランティア等のボランティア活動のマッチングや情報交換、見守りハガキ作成や活動の仕組みづくり等についての話し合いを実施。	市社協	55
見守りハガキの送付	75歳以上の独居高齢者に対し、てとてだより(地域サロンの説明やクイズ)と返信ハガキ(近況や困りごと、クイズの回答等を記入して返信してもらう)を封書に同封して送付。	市社協	55
② 専門の相談機関とのネットワークの強化			
認知症支援体制強化	香美市認知症支援推進協議会を中心に、関係機関との研修や情報交換を実施。認知症初期集中支援チームや医療、介護、福祉の専門職とともに早期に適切な医療・サービスの提供が実施できるよう取り組みの継続。	包括支援センター	56
障害者自立支援協議会	社会福祉協議会、サービス事業者、行政機関等により構成。全体会での協議や専門部会での事例検討等を通じ、関係機関のネットワーク強化を図っている。	福祉事務所	56
公立保育所への第三者委員会設置	公立保育所全園に保育サービス利用者の意見・要望等の相談解決のための第三者委員を設け、保護者等からの苦情や要望を受け付け、改善・解決につなげる。	教育振興課	56
関連する会議への出席等による情報共有	障害者自立支援協議会、地域包括ケア会議等、分野別に法定化されている各種会議に担当職員が出席し、地域支援における課題を把握し共有。 また、必要に応じて開催される個別支援会議においても担当者が関わり、支援できるメニューやプランの提案を実施。	市社協	56

事業・活動	内容	主体	掲載ページ
(3) 関係団体の活動支援			
① 地域組織や関係団体等の活動の支援			
老人クラブ活動への援助	ゲートボール大会や体操、料理教室等を通して、健康づくり・介護予防支援や生きがいの活動への補助を実施。	健康介護支援課	57
シルバー人材センター助成事業	高齢者の生きがいを推進するため、シルバー人材センターに対して、その活動の補助を実施。	健康介護支援課	57
子育て支援団体との協働・支援	ヘルスメイト、図書館、民生委員・児童委員と連携し、子育て講座を実施している他、子育てサークル交流会等を開催。	子育て支援センター	57
老人クラブ活動への支援	老人大学やマレットゴルフ大会の開催、地域の美化活動等を通して、健康づくりや生きがいの活動を支援。	市社協	57
民生委員・児童委員への支援	要配慮者安心安全ネットワーク台帳を管理し、日頃の見守り訪問活動を支援。	市社協	57
香北町ボランティア協議会への支援・連携	助成による支援及び社協事業等の地域福祉事業を連携・協働しながら推進。	市社協	57
香美市福祉委員会への支援	市社協が事務局として、総会・研修等を支援。	市社協	57



3 みんなが安心して暮らせる福祉のまちづくり

(1) 安全に暮らせる地域づくり【重点施策】

地域で暮らす誰もが、安全に、安心して生活を送れるよう、地域の防災・減災、防犯機能の強化を図るとともに、災害等の緊急時に安全に避難できる体制づくりや災害ボランティア活動の推進に努めます。

具体的な取り組み

① 防災・減災に関する取り組みの充実

自主防災組織の活動を支援し、地域の防災・減災力を高めるとともに、防災訓練や災害ボランティア活動等の啓発を通じ、住民の災害への備えに対する意識向上を図ります。

市の取り組み

●地域の自主防災力の向上を支援します。

自主防災組織の活動を支援し、地域の自主防災力の向上を図るとともに、さまざまな災害を想定した防災訓練を実施し、住民の参加を呼びかけます。

市社協の取り組み

●災害ボランティアセンターの啓発を行うとともに、取り組みを進めます。

災害ボランティアセンターを市民に啓発するとともに、訓練を実施するなど、有事の際に災害ボランティア活動が円滑に行われるよう取り組みを推進します。

～主な事業・活動～

- ・ 自主防災組織の活動支援
- ・ 防災情報の提供
- ・ 防災訓練の実施

～主な事業・活動～

- ・ 災害ボランティアセンター事業



市民の取り組み

- ・ 市や地域の防災訓練に参加しましょう。
- ・ 災害時に速やかに避難できるよう、避難場所や避難経路を確認するとともに、防災用品等の備えを心がけましょう。

② 要配慮者台帳の整備と支援体制の構築

災害等の緊急時に、要配慮者が安全に避難できるよう、要配慮者台帳の整備を進めるとともに、避難の支援体制の構築を図ります。また、障害のある人等が安心して避難生活を送ることができるよう、一般避難所における福祉的配慮の充実に努めるとともに、福祉避難所の拡充を図ります。

市の取り組み

●要配慮者台帳の整備を進めるとともに、避難行動の支援体制を構築します。

災害等の緊急時に、支援を要する人が安全に避難できるよう、要配慮者台帳の整備を進めるとともに、避難行動要支援者の個別計画作成の支援に努めます。

市社協の取り組み

●要配慮者台帳や個別計画に基づいた、避難行動の支援体制を構築します。

要配慮者台帳の調査・整備を進めるとともに、避難行動要支援者が実際に安全に避難できるよう、ボランティア団体等との連携体制づくりに努めます。

～主な事業・活動～

- ・ 安否確認体制の整備
- ・ 福祉避難所の指定及び運営訓練の実施

～主な事業・活動～

- ・ 要配慮者安心安全ネットワーク台帳の調査及び整備（再掲）



市民の取り組み

- ・ 隣近所の一人暮らし高齢者や障害のある人、子ども等、災害時や緊急時に支援が必要な人の把握を心がけましょう。

■福祉避難所

施設名	所在地
養護老人ホーム 白寿荘	香美市
特別養護老人ホーム 白寿荘	〃
ケアハウス好日館	〃
特別養護老人ホーム ウエルプラザやまだ荘	〃

■広域福祉避難所

施設名	所在地
かがみの育成園	香美市
障害者支援施設白ゆり	〃
ワークセンター第二白ゆり	〃
山田養護学校	〃
ウィッシュかがみの	南国市
南海学園	〃

③ 防犯等に関する取り組みの充実

子どもたちの登下校の見守り活動や、防犯灯の設置等、地域住民の安全な生活を守る取り組みの充実を図ります。

市の取り組み

- 防犯情報の提供や登下校の見守り活動を通じ、防犯力の向上を支援します。

不審者情報等の防犯に関する情報を提供するとともに、子どもたちの登下校の見守り活動を支援するなど、地域の防犯力の向上に努めます。

市社協の取り組み

- 地域住民による自主的な見守り活動等を支援します。

地域サロンボランティア活動や住民による高齢者や子ども等の見守り活動を支援し、協働で取り組みます。

～主な事業・活動～

- ・防犯活動の推進
- ・登下校の見守り活動
- ・防犯灯の維持費補助

～主な事業・活動～

- ・防犯灯新設の経費の一部補助
- ・地域サロンボランティア



市民の取り組み

- ・防犯活動や交通安全活動に積極的に参加し、地域の安全に対する意識の向上に努めましょう。



（２）福祉サービス利用の支援

地域には多様な課題があり、また住民が抱える困りごとにもさまざまです。生活を送る上で支援を必要とする人が、必要な福祉サービスを円滑に受けられるように、相談先やサービス内容に関するわかりやすい情報提供に努め、サービスの適切な利用を促進します。

具体的な取り組み

① 支援が必要な人に情報を届ける仕組みづくり

地域の困りごとを抱えた人が、相談先が分からず一人で抱え込むことがないように、身近な相談窓口等の情報提供を行います。また、さまざまな媒体を活用し、誰もが容易に情報を得られるよう、必要な人に情報を届ける取り組みを充実します。

市の取り組み

●福祉に関する情報を、よりわかりやすく提供します。

市広報誌や市ホームページ等で、相談窓口や提供している福祉サービスの内容をわかりやすく紹介するなど、誰もが得やすい情報の提供に努めるとともに、市民が申請等で窓口を訪れた際には、関連するサービスの情報を提供します。

市社協の取り組み

●支援が必要な人の手元まで福祉情報を届ける工夫をします。

普段福祉情報にふれることがない人でも、困難が生じた際、容易に必要な情報が得られるよう、社協ホームページや社協だより等を通じた情報提供を実施するとともに、民生委員・児童委員等と連携し、手元まで情報が届くように努めます。

～主な事業・活動～

- ・母子健康手帳交付時の情報提供
- ・新規障害者手帳取得時の情報提供
- ・声の広報
- ・地域の子育て関連情報の提供

～主な事業・活動～

- ・社協だよりを通じての事業紹介（再掲）
- ・暮らしの情報集の配布（再掲）
- ・民生委員・児童委員との連携による情報提供



市民の 取り組み

- ・市や社会福祉協議会が発信する情報に関心を持ち、地域の人たちと共有するように心がけましょう。

② 相談窓口の充実

関係機関との連携を図り、困りごとを抱える人のさまざまなニーズに適切に対応できる、専門性の高い相談支援を実施するとともに、きめ細かな相談窓口での対応を進めるなど、相談機能の強化を図ります。

市の取り組み

- 相談に関わる人の対応力を高め、適切な支援へとつなぎます。

多様化・複雑化する福祉課題に対応するにあたり、まず相談を受け止める対応力の向上を図り、関係部署に適切につなぐことができるよう連携の強化に努めます。

市社協の取り組み

- 困りごとを抱えた人の「SOS」をいち早くキャッチします。

困りごとを抱えた人の「SOS」をいち早くキャッチできるよう、民生委員・児童委員との連携を強化するとともに、傾聴ボランティア等の充実に努めます。

～主な事業・活動～

- ・高齢者の総合相談窓口
- ・障害に関する相談支援事業
- ・母子保健及び育児に関する相談
- ・保育所への家庭支援員の配置
- ・特別支援保育コーディネーターの配置
- ・子育て等に関する相談
- ・隣保館の相談事業

～主な事業・活動～

- ・傾聴ボランティア
- ・無料法律相談
- ・認知症よりそい相談



市民の 取り組み

- ・悩みや困りごとを一人で抱え込まず、まずは身近な人に相談するように心がけましょう。
- ・相談を受けた人は、支援が必要だと感じたら、地域の民生委員・児童委員や市、社会福祉協議会等に相談し、適切な支援につなげることを心がけましょう。

(3) 連携・協働の推進

多様化・複雑化する地域の課題や、困りごとを抱えた人に適切に対応するためには、さまざまな主体が情報を共有しながら連携し、解決に向けて取り組むことが重要です。そのために、市や社会福祉協議会、関係団体等が相互に連携を図り、一丸となって地域福祉を推進できる体制の強化に努めます。

具体的な取り組み

① 市と社会福祉協議会による協働の推進

本計画の基本理念「つながり、集まり、支えあうまち香美市」の実現のため、市と社会福祉協議会が密に連携し、地域福祉の推進に努めます。

市の取り組み

●社会福祉協議会との連携による地域福祉を推進します。

社会福祉協議会への委託事業を協働で進めるとともに、社会福祉協議会やその支所の活動を支援し、地域の実情に応じた地域福祉を推進します。

市社協の取り組み

●市との連携による地域福祉を推進します。

市から受託する事業において、市と協働で取り組みを推進するとともに、社会福祉協議会の独自の活動についても密に連携を図ります。



市民の取り組み

・市や社会福祉協議会等の活動に関心を持ち、協力できることには積極的に関わるように心がけましょう。



② 地域住民との連携・協働の推進

地域福祉を推進する重要な主体である地域住民と、市及び社会福祉協議会が連携することで、地域の実情に応じた取り組みの充実を図ります。

市の取り組み

●地域の実情に応じた新たな活動を支援します。

公的な福祉サービスでは対応できない地域のニーズに対応するため、地域住民が主体となって取り組む活動を支援します。

市社協の取り組み

●地域の実情を把握し、地域住民の地域福祉活動を支援します。

地域の課題やニーズの把握に努めるとともに、その対応のため、地域サロン等において、地域住民が自主的に行う福祉活動を支援します。



市民の 取り組み

・地域の課題や困りごと等を、市や福祉協議会等と共有し、一緒に解決していくことを心がけましょう。



（４）自立支援の促進

生活困窮者が自立した生活を送れるよう支援を行うとともに、認知症や障害等の理由で判断能力が十分でない人が安心して暮らせるよう、成年後見制度等を円滑に利用できるよう支援します。また、虐待等の人権侵害に関して早期発見に努め、適切な対応を推進します。

具体的な取り組み

① 生活困窮者対策の強化

さまざまな理由で生活が困窮している人や、地域社会に参加できない人に対し、適切な支援を行うことで、充実した生活が送れるよう、自立や社会参加を推進します。

市の取り組み

●生活困窮者の支援のための連携体制を強化します。

生活困窮者自立相談支援事業の委託先である社会福祉協議会や関係機関との連携を強化し、生活困窮者の自立に向けた取り組みを推進します。

市社協の取り組み

●生活困窮者等が地域の中で孤立することがないように支援します。

「生活相談センター香美」等において、生活困窮者やひきこもりの他、制度の狭間にいる人の相談に対応し、関係機関との連携のもと、自立に向けた支援を推進します。

～主な事業・活動～

- ・生活困窮者自立相談支援事業の委託
- ・関係機関の連携体制の充実

～主な事業・活動～

- ・生活困窮者自立相談支援事業の受託
- ・「生活相談センター香美」の運営
- ・生きづらさを抱えた市民からの相談を受け止め自立支援
- ・支援プラン作成



市民の取り組み

- ・地域の中で悩みや困りごとを抱えている人を見つけたら、民生委員・児童委員等に相談するように心がけましょう。

② 成年後見制度・日常生活自立支援事業の推進

認知症や障害等の理由で判断能力が十分でない人が、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、成年後見制度や日常生活自立支援事業の周知・啓発を行うとともに、円滑に利用できるよう支援します。

市の取り組み

- 成年後見制度や日常生活自立支援事業が円滑に利用できるよう支援します。

判断能力が十分でない人が自立した生活が送れるよう、成年後見制度や日常生活自立支援事業について、円滑に利用できるよう支援します。

市社協の取り組み

- 成年後見制度や日常生活自立支援事業の周知・啓発を行います。

成年後見制度や日常生活自立支援事業の周知・啓発を行い、理解を深めるとともに、これらの支援を必要とする人やその家族を受け止める体制の充実を図ります。

～主な事業・活動～

- ・ 成年後見制度利用支援事業の委託

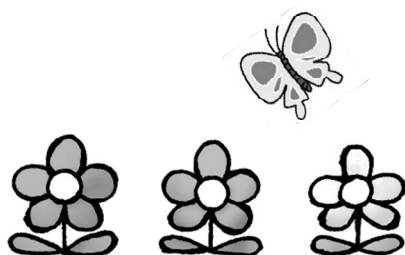
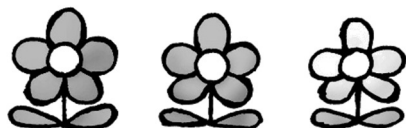
～主な事業・活動～

- ・ 成年後見制度や日常生活自立支援事業の周知
- ・ 成年後見制度利用支援事業の受託
- ・ 日常生活自立支援事業の受託



市民の取り組み

- ・ 成年後見制度や権利擁護制度について理解を深めるよう心がけましょう。



③ 人権侵害への対応の推進

市民の誰もが個人としての尊厳を尊重され、その人らしく生きる権利が守られるよう、虐待等の人権侵害に関して早期発見に努め、適切な対応を推進します。

市の取り組み

●個人の人権が守られるよう啓発するとともに、相談体制を充実します。

高齢者や障害のある人、子ども等に対する虐待、DV（ドメスティックバイオレンス）等に関する専門的な相談体制を充実するとともに、虐待防止の啓発に取り組みます。

市社協の取り組み

●地域における虐待等の人権侵害をいち早くキャッチします。

民生委員・児童委員等との連携を強化し、虐待やDV等の早期発見に努めるとともに、被害者の安全確保のための一時的な保護や自立支援等を推進します。



市民の取り組み

- ・人権尊重の意識のさらなる向上に努めましょう。
- ・地域の中で人権侵害に関わるような異変を感じたら、民生委員・児童委員や市、社会福祉協議会等へ相談・連絡をしましょう。

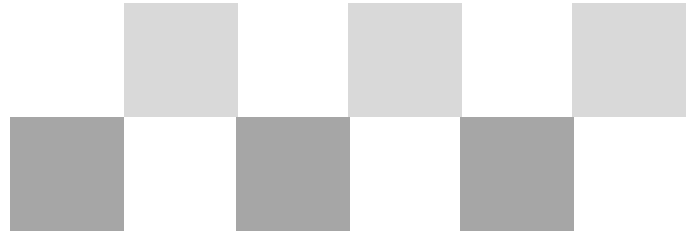
■主な事業・活動の内容

事業・活動	内容	主体	掲載ページ
（１）安全に暮らせる地域づくり【重点施策】			
① 防災・減災に関する取り組みの充実			
自主防災組織の活動支援	災害に強い地域づくりとして、共助ができる組織の結成・育成・支援を実施。	防災対策課	62
防災情報の提供	すべての住民の生命と財産を守るため、あらゆる手段を講じて防災情報を発信・提供。	防災対策課	62
防災訓練の実施	災害発生時の適切な行動を取得するため、避難訓練・震災訓練等を実施。	防災対策課	62
災害ボランティアセンター事業	南国市と香南市と合同し、災害ボランティアセンターの研修・模擬訓練等を実施。	市社協	62
② 要配慮者台帳の整備と支援体制の構築			
安否確認体制の整備	災害時避難行動要支援者名簿を避難支援等関係者へ提供し、個別計画策定へつなげるよう支援を実施。	福祉事務所	63
福祉避難所の指定及び運営訓練の実施	指定避難所を増やすとともに、備蓄品整備及び設置運営訓練を継続して実施。	福祉事務所	63

事業・活動	内容	主体	掲載ページ
③ 防犯等に関する取り組みの充実			
防犯活動の推進	市民向けの防犯広報活動、各種サポーター・アドバイザーの講演や訪問による児童・生徒、高齢者への啓蒙・啓発活動を、警察やその他関係団体との緊密な連携のもとに実施している香美市地区地域安全協会への補助を実施。	総務課	64
登下校の見守り活動	少年育成センター職員による早朝補導（青色回転灯搭載車でパトロール）や、ボランティア団体やまびこ会による登下校時の見守り活動を実施。	少年育成センター	64
防犯灯の維持費補助	市内の自治会等が管理し、市が認定する防犯灯の修繕費、電気料金の補助を実施。	防災対策課	64
防犯灯新設の経費の一部補助	防犯灯の新規設置に対して、自治会への助成を実施。	市社協	64
地域サロンボランティア	民生委員児童委員協議会等と詐欺防止・啓発のための独自のチラシを作成し、独居高齢者を中心に訪問活動を実施。	市社協	64
（２）福祉サービス利用の支援			
① 支援が必要な人に情報を届ける仕組みづくり			
母子健康手帳交付時の情報提供	母子健康手帳交付時、資料配布とともに、妊娠・出産・育児に関する情報提供を実施。	健康介護支援課	65
新規障害者手帳取得時の情報提供	手帳の新規取得者に「障害福祉のしおり」を配布し、利用できるサービス等の情報提供を実施。また、市ホームページ上でも情報を掲示。	福祉事務所	65
声の広報	視覚障害者のうち、希望する方に「広報香美」の内容をカセットテープ・ＣＤに録音し、毎月配布を実施。	福祉事務所	65
地域の子育て関連情報の提供	出生届、新生児訪問、赤ちゃんすこやか訪問等で資料を配布し説明を実施。また、転入者にも窓口で資料を配布し情報提供を実施。	健康介護支援課	65
民生委員・児童委員との連携による情報提供	毎月の定例会で関係機関とともに情報共有し、見守り訪問活動の際に情報提供を実施。	市社協	65
② 相談窓口の充実			
高齢者の総合相談窓口	高齢者やその家族、地域住民からの相談対応や、適切なサービス制度に関する情報提供、関係機関の紹介等を実施。	包括支援センター	66

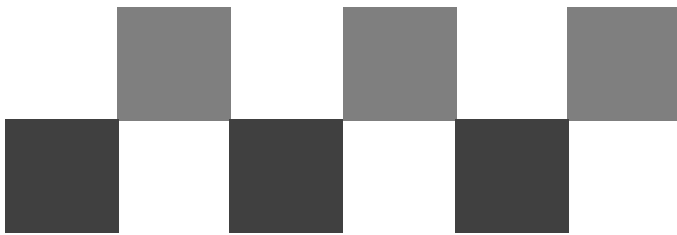
事業・活動	内容	主体	掲載ページ
障害に関する相談支援事業	地域活動支援センター「香美」に相談支援業務を委託し、障害のある人やその保護者、介護を行っている人等からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、サービスの利用支援、関係機関との連絡調整等の援助を実施。	福祉事務所	66
母子保健及び育児に関する相談	子育て世代包括支援センターを設置し、保健師・助産師・看護師・管理栄養士等が電話、来所、訪問にて、妊娠から出産、育児まで継続的な相談対応を実施。	健康介護支援課	66
保育所への家庭支援員の配置	公立保育所に家庭支援専任の保育士を配置し、家庭環境等に特別な配慮が必要な児童や家庭に対し支援等を実施。	教育振興課	66
特別支援保育コーディネーターの配置	支援を必要とする児童に対し、特別支援保育コーディネーターを配置し、保育士への助言や指導等の支援を実施。	教育振興課	66
子育て等に関する相談	来所、電話等で随時相談に対応する他、子育てセンターなかよし・びらふ及び大柝保育園園庭開放で育児相談を開催。また、産後2か月までの母子を対象に、「ママのサポートルーム」を月1回開催。	子育てセンター	66
隣保館の相談事業	地域住民に、生活及び人権に関わる相談に対して適切な助言指導を実施。	ふれあい交流センター	66
傾聴ボランティア	施設や地域へ出向き、利用者の傾聴、てとて出前カフェを開催。	市社協	66
無料法律相談	住民の相続・離婚・金銭貸借・土地・財産・交通事故・家庭内のもめごと等の法律上の相談に弁護士が対応。	市社協	66
認知症よりそい相談	認知症の症状に困っている方やその家族の身近な相談窓口として、相談内容に応じたサービスや専門機関への紹介等の実施。	市社協	66
（４）自立支援の促進			
① 生活困窮者対策の強化			
生活困窮者自立相談支援事業の委託	社会福祉協議会へ事業委託。	福祉事務所	69
関係機関の連携体制の充実	情報連携のための会議への参加。	福祉事務所	69
生活困窮者自立相談支援事業の受託	平成 27（2015）年度から「自立相談支援事業（必須）」、平成 28（2016）年度から「家計相談支援事業（任意）」を受託。平成 29（2017）年度からは「一時生活支援事業（任意）」も受託し、生活困窮状況にある方の支援を実施。	市社協	69

事業・活動	内容	主体	掲載ページ
「生活相談センター香美」の運営	「生活困窮者自立支援事業」の受託開始にあわせ、「生活福祉資金貸付事業」「日常生活自立支援事業」「法人成年後見事業」を一体的に担う生活相談センター香美を平成 27（2015）年度から設置し運営。	市社協	69
生きづらさを抱えた市民からの相談を受け止め自立支援	生活困窮者で、既存の制度だけでは対応が難しい場合の相談を受け付け、自立に向けて寄り添い型の支援を実践。	市社協	69
支援プラン作成	「生活困窮者自立支援事業」において、相談者の状況に応じた支援プランの作成を実施。	市社協	69
② 成年後見制度・日常生活自立支援事業の推進			
成年後見制度や日常生活自立支援事業の周知	認知症や知的障害、精神障害等で生活管理能力が低い市民を支える制度や事業について、社協だよりや社協ホームページ等を通じた広報活動の実施。	市社協	70



第**5**章

計画の推進に向けて



1 協働による計画の推進

地域福祉活動の主役は、地域で生活をしている住民一人ひとりです。地域で支え、助けあえる地域社会を実現させていくためには、市や社会福祉協議会だけの取り組みでは不十分であり、地域住民との連携が不可欠となります。

また、地域には多様な福祉課題やニーズが潜在しており、それらに対応していくためには、地域において活動するボランティア、関係団体等が地域福祉の重要な担い手になっていく必要があります。

市民、関係団体、市、社会福祉協議会等の役割分担と連携のもと、協働により計画を推進していく体制を整備します。

2 計画の進行管理

本計画に基づく地域福祉の取り組みを、効果的かつ継続的に推進していくために、計画の進捗状況を把握し、施策の実施状況を評価します。

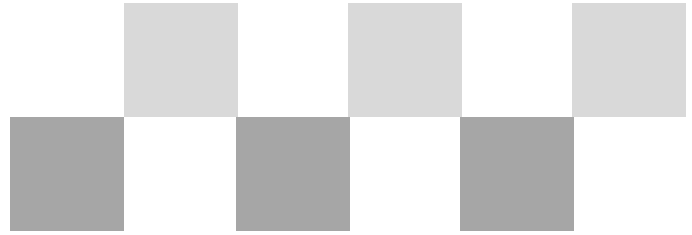
また、Plan、Do、Check、ActionのPDCAサイクルに基づき、検証・評価の結果、計画変更の必要が生じた場合には、計画期間中であっても、柔軟に計画の見直しを行うものとします。



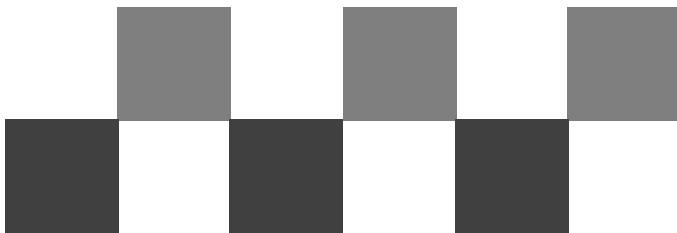
3 計画内容の周知及び情報提供

本市ではこれまで、福祉に関する情報について、市広報誌や市ホームページ、社協だより等を活用して周知に努めてきました。地域福祉は、地域住民の参画を得ながら推進していくものであり、一人でも多くの市民に理解と協力を求めていくことが重要です。

そのため、本計画については、概要版を作成し、全戸配布して市民への周知・啓発に努めるとともに、今後も計画の進捗状況や制度・サービス等の情報を、市広報誌やインターネット等、さまざまな媒体を通じて市民に広く提供していきます。



資料編



1

香美市地域福祉計画策定委員会要綱

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条の規定に基づき策定された香美市地域福祉計画(以下「計画」という。)を推進するため、香美市地域福祉計画推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 計画の進捗状況の把握に関する事
- (2) 計画の評価及び見直しに関する事
- (3) 計画の変更及び再策定に関する事
- (4) その他計画の推進に関する事

2 前項の所掌事項の遂行に当たっては、社会福祉法人香美市社会福祉協議会の所管する香美市地域福祉活動計画と連携していくものとする。

(組織)

第3条 委員会は、15名以内の委員で組織する。

2 委員会の委員(以下「委員」という。)は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健、医療及び福祉関係者
- (3) 保育、教育関係者
- (4) 市議会議員
- (5) 行政機関関係者
- (6) 前各号に定める者のほか、市長が必要と認めるもの

(会長及び副会長)

第4条 委員会に、会長及び副会長各1名を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、委員会を代表し、会務を統括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(部会)

第6条 計画の推進に係る実務的な作業を行わせるため、部会を設置することができる。

(任期)

第7条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(庶務)

第8条 委員会及び作業部会の庶務は、福祉事務所において処理する。

(補則)

第9条 この告示に定めるもののほか、委員会の設置に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成27年1月29日から施行する。

(招集の特例)

2 この告示の施行日以後最初に招集される会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集するものとする。

2 香美市地域福祉計画推進委員会名簿

任期：平成 29 年 3 月 1 日～平成 31（2019）年 2 月 28 日

	第3条区分	氏 名	役 職	備 考
1	学識経験者	田上 豊資	高知県中央東福祉保健所長	
2	保健、医療及び福祉関係者	前田 敬文	(社団)香美郡医師会 監事	
3	保健、医療及び福祉関係者	弘末 俊郎	(社福) 香美市社会福祉協議会 会長	副委員長 (※1)
4	保健、医療及び福祉関係者	山中 博通	香美市民生委員児童委員協議会連合会会長	委員長
5	保健、医療及び福祉関係者	高橋 陽平	(社福)愛成会 障害者支援施設白ゆり所長	
6	保健、医療及び福祉関係者	秋友 英稔	香美市知的障害者相談員	
7	保育、教育関係者	山崎 和孝	高知県地域子育てサポーター	
8	市議会議員	織田 秀幸	香美市市議会議員	
9	市議会議員	濱田 百合子	香美市市議会議員	
10	行政機関関係者	佐竹 教人	香美市福祉事務所長	(※2)
11	行政機関関係者	前田 哲夫	香美市健康介護支援課長	
12	行政機関関係者	中山 繁美	香美市定住推進課長	
13	行政機関関係者	岡本 博章	香美市生涯学習振興課長	(※2)

(※1) 任期：平成 29 年 3 月 23 日～平成 31（2019）年 2 月 28 日

(※2) 任期：平成 29 年 4 月 1 日～平成 31（2019）年 2 月 28 日

3 香美市地域福祉計画検討部会委員名簿

任期：任命日～平成 30 年 3 月 31 日

	氏 名	役 職	備 考
1	黍原 晋一	健康介護支援課社会長寿班長	委員長
2	時久 朝子	健康介護支援課地域包括支援班長	
3	岡村 昭彦	定住推進課まちづくり班長	
4	依光 隆司	防災対策課防災班長	
5	西村 昭彦	教育振興課学校教育班長	
6	岩崎 希和子	教育振興課子育てセンターなかよし所長	
7	和田 小百合	生涯学習振興課地域教育班長	
8	森本 ゆかり	香北支所市民生活班長	
9	安丸 浩子	物部支所市民生活係長	
10	坂本 真弓	福祉事務所社会福祉班長	
11	井谷 健一	福祉事務所社会福祉班主幹	
12	岡本 明弘	社会福祉協議会事務局長	

4 計画策定の経過

年	月日	内容	備考
平成 29 年	7 月 10 日 ～ 7 月 26 日	計画策定に向けたアンケート調査	20 歳以上の市民を対象にアンケートを実施
	8 月 16 日	第 1 回検討部会	委員長・副委員長選出／ これまでの取り組み報告
	9 月 13 日	第 1 回地区座談会（土佐山田地区） ※プラザ八王子	3 地区において、それぞれの 地区の福祉課題及びその解 決に必要なことについてワ ークショップを実施
	9 月 14 日	第 1 回地区座談会（香北地区） ※保健福祉センター香北	
	9 月 15 日	第 1 回地区座談会（物部地区） ※奥物部ふれあいプラザ	
	9 月 21 日	第 1 回推進委員会	委員長・副委員長選出／計画 の概要、アンケート結果報告
	9 月 25 日	第 2 回地区座談会（土佐山田地区） ※プラザ八王子	3 地区において、第 1 回地区 座談会のまとめ（地区の福祉 課題解決のために必要なこ と）を基に、自分たちにでき ることは何かについてワー クショップを実施
	9 月 26 日	第 2 回地区座談会（香北地区） ※保健福祉センター香北	
	9 月 29 日	第 2 回地区座談会（物部地区） ※奥物部ふれあいプラザ	
	9 月 1 日 ～ 9 月 30 日	事業所・団体へのアンケート調査	市内の福祉関係団体 20 団体 を対象にアンケートを実施
	11 月 10 日	第 2 回検討部会	計画素案の検討
	11 月 30 日	第 2 回推進委員会	計画素案の検討
	12 月 27 日	団体グループインタビュー	市内の福祉関係団体 7 団体 を対象にグループインタビ ューを実施
平成 30 年	1 月 22 日 ～ 2 月 2 日	パブリックコメント	市ホームページに計画素案 を公開し、意見を募集
	2 月 15 日	第 3 回検討部会	計画素案及び概要版の検討
	2 月 22 日	第 3 回推進委員会	計画素案の承認／ 概要版の検討及び承認

5 福祉に関する相談窓口

■香美市の相談窓口

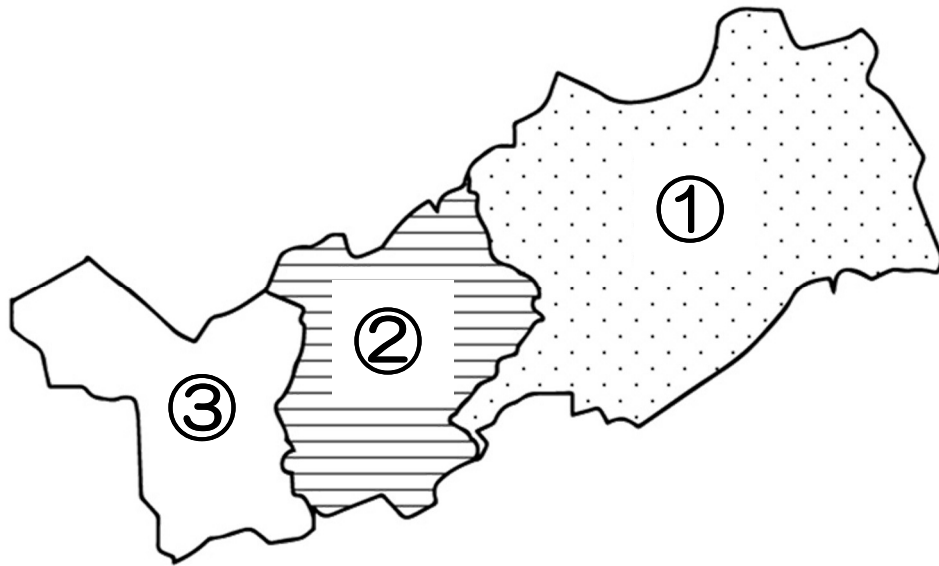
相談分野	担当課名	担当班等	相談内容	電話
就学前の子ども 及び放課後の小 学生児童に関す ること	教育振興課	学校教育班 (本庁2階)	放課後児童に関すること	53-1081
		幼保支援班 (本庁2階)	保育所に関すること	53-1088
		子育てセンターなかよし (なかよし保育園内)	子育てひろば、一時預かり、子育て相談に関すること	53-1008
		子育てセンターびらふ (美良布保育園内)		59-3121
主に市民の健康 に関すること	健康介護支援課	親子すこやか班 (本庁2階)	妊娠、出産、お子さんの発 育・発達・育児に関すること 予防接種に関すること	52-9281
		健康づくり班 (本庁2階)	がん検診、特定健診、健康 づくり等に関すること	52-9282
主に65歳以上の 高齢者の福祉に 関すること		社会長寿班 (本庁1階)	65歳以上の高齢者の福祉 サービス支援、介護保険に 関すること	52-9280
		地域包括支援班 (本庁1階)	65歳以上の高齢者の総合 相談窓口、介護予防事業等 に関すること	53-3127
障害者、母子父 子、児童虐待、 生活保護、その 他の福祉に関す ること	福祉事務所	社会福祉班 (本庁2階)	障害者手帳、障害者手当、 障害福祉サービス、ひとり 親支援、児童福祉、自立支 援給付、児童虐待、民生委 員・児童委員、生活困窮者、 戦没者遺族、日赤等に関す ること	53-3117
		保護班 (本庁2階)	生活保護に関すること	53-1064

■社会福祉協議会の相談窓口

相談分野	相談内容	担当課名	電話
日常生活全般に関すること	日常生活での困りごとや心配ごとの相談に相談員が応じます。 心配ごとをお聞きしながら、必要に応じて関係機関につなぐなど、解決の方法を一緒に考えます。	総務課	53-5800
		香北支所	59-2140
		物部支所	58-3098
介護予防及び介護・認知症に関すること	介護予防に関することや介護や認知症に関する困りごと等に相談員が応じます。	地域福祉課 (あったかふれあいセンター)	53-2251
生活に困窮している人(生活保護世帯は除く)、 認知症、知的・精神障害等、判断能力に乏しい人に関すること	経済的に困窮し最低限度の生活が維持できないなど、さまざまな課題を抱えて孤立している方からの幅広い相談に応じます。相談内容に応じた関係機関と連携しながら生活改善に向かうよう一緒に考えていきます。 認知症、知的障害、精神障害等、判断能力が乏しい方のための金銭管理、福祉サービスへのつなぎ等の権利擁護支援、成年後見制度活用のための相談にも対応しています。	生活相談課 (生活相談センター香美)	53-2877

6

市の地域福祉資源（施設資源）



①物部町

【集会所・公民館・施設】

庄谷相多目的集会所	中谷川公会堂	浦山公会堂	頓定集会所	大栃区長事務所
南組公会堂	久保組公会堂	中屋公会堂	大北組公会堂	山崎老人憩の家
塩公会堂	押谷公会堂	影仙頭集落センター	小浜農産物直販所	根木屋公会堂
岡ノ内公会堂	農林漁業体験実習館	高井多目的集会所	影公会堂	笹上公会堂
五王堂分団屯所	安丸公会堂	黒代公会堂	堂ノ岡公会堂	旧久保小学校
神池分団屯所	楮佐古公会堂	平井公会堂	市宇公会堂	奥物部ふれあいプラザ

【小学校・保育所】

大栃小学校	大栃保育園
-------	-------

②香北町

【集会所・公民館・施設】

永瀬公会堂	蕨野公会堂	白石公会堂	根須公会堂	吉野公会堂
佐敷公民館	久保川集会所	菰生野コミュニティセンター	コミュニティセンター新田	本田集落センター
下野尻集落センター	太郎丸公会堂	北岩改公会堂	萩野公民館	橋川野集落センター
白川上集会所	白川下集会所	暁霞公民館	有瀬公民館	日ノ御子公会堂
谷相公民館	中谷公会堂	朴ノ木公会堂	永野コミュニティセンター	三谷地区集会所
梅久保公民館	清爪公会堂	猪野々集会所	柚ノ木集会所	保健福祉センター香北
基幹集落センター				

【小学校・保育所】

大宮小学校 美良布保育園 双葉保育園

③土佐山田町

【集会所・公民館・施設】

西町公民館	東町中部公民館	秦山ふれあいセンター	ふれあい交流センター	土佐山田町中央集会所
秦山町一丁目公民館	中組南部集会所	中央公民館	平田公民館	楠目地区老人憩の家
油石農業振興集会所	植公民館	大法寺公民館	久次公民館	明治地区多目的集会所
八王子公民館	岩積公民館	中野公民館	加茂公民館	山田島公民館
影山多目的集会所	林田集会所	船谷公民館	佐古藪ふれあいセンター	宮ノ口公民館
小田島公民館	逆川公民館	佐岡地区多目的集会所	佐野公民館	片地地区多目的集会所
仁井田公民館	大後入公民館	西後入公民館	佐竹公民館	談議所公民館
上改田公民館	須江公民館	新改公民館	宮上谷公民館	農山村コミュニティセンター
北滝本複合集会所	河ノ川部落集会所	榎谷公民館	繁藤公民館	繁藤地区コミュニティセンター
繁藤老人憩の家	松本部落公民館	岩次公民館	岩村地区老人憩の家	新改北部構造改善センター
立石公民館	東町上1公民館	プラザ八王子		

【小学校・保育所】

山田小学校	舟入小学校	楠目小学校	片地小学校	香長小学校
なかよし保育園	あけぼの保育園	片地保育園	新改保育園	

資料：【市】指定緊急避難場所・指定避難所・選挙投票所

7 用語解説

あ行

【あったかふれあいセンター事業】

高知県は、子どもから高齢者まで、年齢や障害の有無にかかわらず、誰もが気軽に集い、必要なサービスを受けることができる拠点を整備し、地域ニーズの把握や課題に対応した小規模多機能支援拠点としての活動に加え、要配慮者の見守りや生活課題に対応した支え合い活動等を行う地域福祉活動を推進するため、あったかふれあいセンター事業を実施する市町村に対し、予算の範囲内で補助しています。

【NPO】

民間の非営利団体のことで、保健や医療活動のほか、福祉促進、社会教育の増進、環境保全、災害救助、国際協力等、不特定多数の人間に寄与する活動を行っています。その内容は多岐にわたり、上記のジャンルのほかでも経済NPO等、多様化・細分化されてきています。それぞれ法人化されたNPO法人として活動しており、平成 10（1998）年に施行された「NPO法（特定非営利活動促進法）」によって認証され、国からの助成金や寄付等でその活動をまかなっています。

か行

【介護保険制度】

介護を必要とする人が適切なサービスを受けられるように、社会全体で支えあうことを目的とした制度です。少子高齢化や核家族化に伴い、被介護者を家族だけで支えるのは難しくなっています。そこで、被介護者の自立を支援したり、介護する側の家族の負担を軽減できるようサポートしたりと、介護者・被介護者の双方が安心して生活できる社会を目指し、平成 9（1997）年 12 月に「介護保険法」が制定され、平成 12（2000）年 4 月から施行されています。

【過疎】

人口が急激かつ大幅に減少したため、地域社会の機能が低下し、住民が一定の生活水準を維持することが困難となった状態をいいます。過疎化が進行し、地域社会としての機能を失った集落を限界集落と呼ぶこともあります。

【香美市振興計画】

地域づくりの最上位に位置づけられる行政計画であり、基本構想・基本計画・実施計画の 3 本柱で構成され、長期展望に立った計画的・効率的な行政運営の指針を示すものです。

【香美市まち・ひと・しごと創生総合戦略】

少子高齢化が著しく進行し、人口減少社会となってきたなかで、まちづくりの基盤となる定住人口を維持し、将来にわたって市民が安心して働き、希望に応じた結婚、出産、子育てをすることができる地域社会の構築を目指し、将来都市像である「山・川・まち・ひと

が躍動し、支え合い、響き合う「進化する自然共生文化都市・香美市」の実現に向けて、まち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施することを趣旨とします。

【虐待】

人権を侵害し、心や身体を傷つけるような行為のことです。殴る、蹴るなどの暴力的な行為だけでなく、本人の意に反する身体的拘束や性的虐待、暴言や脅迫等の心理的虐待、世話を放棄するネグレクト、年金等を勝手に使ってしまう経済的虐待等があり、障害のある人や児童・高齢者に対する虐待が問題となっています。

【教育振興基本計画】

教育振興に向けた施策を総合的、計画的に進めるための基本計画。改正教育基本法で、政府が作り国会に報告することが定められました。地方自治体も国の計画を参考に、地域の実情に応じた基本計画を作ることが努力目標となっています。

【ケアマネジャー】

ケアマネジャー（介護支援専門員）は、介護を必要とする方が介護保険サービスを受けられるように、ケアプラン（サービス計画書）の作成やサービス事業者との調整を行います。

【減災】

災害時において、発生し得る被害を最小化するための取り組みのことをいいます。防災が被害を出さないことを目指す総合的な取り組みであるのに対して、減災とはあらかじめ被害の発生を想定した上で、その被害を低減させていこうとするものです。

【高知工科大学】

大学工学部のなかった高知県のハイテク産業浮揚希望を担って、高知県により平成9（1997）年に公設民営方式で私立大学として創設され、平成21（2009）年4月に公立大学法人化により公立大学へ移行しました。「日本にない大学」を目指し、分野横断的な学群（学部）編成、研究費の思い切った重点配分、他大学に先駆けた学生による授業評価や研究業績を直接的に教員評価・教員処遇に反映させる教員任期制再任制度等、従来の日本の大学の慣習とは一線を画した尖端的なトップダウン運営で知られています。香美市キャンパスは大学敷地を区切るような塀や柵等はなく、隣接する鏡野公園との一体化したようなキャンパスになっていて、アメリカ景観建造物協会優秀賞、公共建築賞優秀賞を受賞しています。

【公民館事業】

公民館は、地域住民の学習や文化活動の拠点であると同時に、教育機関（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第30条で規定）として位置づけられています。そのため、さまざまな事業が行われていますが、社会教育法第22条では、公民館事業として、①定期講座を開設すること、②討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること、③図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること、④体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること、⑤各種の団体、機関等の連絡を図ること、⑥その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること、の6項目をあげています。

【コーディネーター】

仕事の流れを円滑にする調整者のことです。社会福祉の援助においては、他の職種とのチームワークが不可欠であるため、その人たちとの調整を行います。

【国勢調査】

総務大臣が国勢統計を作成するために、「日本に居住している全ての人及び世帯」を対象として実施される国のもっとも重要かつ基本的な統計調査（全数調査）です。調査は、国内の人口、世帯、産業構造等について行われ、統計法第5条を根拠とする「基幹統計調査」と位置づけられており、基本的には5年ごとに、なおかつ「西暦が5の倍数の年」に実施されますが、総務大臣は必要があると認めるときは、臨時の国勢調査を行うこともできると規定されています。

【子どもの貧困】

平成25（2013）年6月、「子どもの貧困対策に関する法律」（平成25年法律第64号）が国会の全会一致で成立しました。

この法律は、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とするものです。

法律では、政府は子どもの貧困対策を総合的に推進するための大綱を定めなければならないとされています。

【孤立死】

社会から孤立した状態で亡くなり、長期間気づかれないことをいいます。独居高齢者や老老介護世帯だけでなく、若年層の家族がいる世帯や生活困窮世帯でも起こっています。

さ行

【災害時避難行動要支援者】

災害時に、必要な情報を的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所へ避難するなど、適切な行動をとることが特に困難な人のことをいいます。寝たきりの高齢者や障害のある人等が、主な災害時避難行動要支援者にあたります。

【自主防災組織】

地域住民による任意の防災組織をいいます。主に自治会等が母体となって地域住民が主体的に連帯して防災活動を行う任意団体のことです。

【社会福祉協議会】

社会福祉法に基づく、地域福祉の推進を図ることを目的とした社会福祉法人のことで、一般的に「社協」と呼ばれます。

【住民基本台帳】

市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿への登録、その他の住民に関する事務処理の基礎とするとともに、住所に関する届け出等の簡素化と住民に関する記録の適正な管理を図るため、住民に関する記録を正確かつ統一的行う目的のために作成される台帳のことです。個人または世帯を単位とする住民票で構成されます。住民に関する事務処理は、すべてこれに基づいて行われるのが原則となっています。

【生涯学習】

人々が生涯にわたって、主体的に継続して行う学習のことです。平成2（1990）年に生涯学習振興法が制定され、さまざまな振興対策が取られています。生涯教育との意味上の関連から、大きく2つのとらえ方がなされています。1つは、生涯学習は個人の自主的・主体的行為ですが、生涯教育は知識・技術の一方的な伝達行為であって、人間の生涯管理につながるとして否定する立場、もう1つは、個人の主体的行為としての生涯学習を可能にするための保障作用が生涯教育であり、価値的には同じだとする立場です。

【少子高齢化】

少子化と高齢化が同時に進行している状況のことをいいます。現在、世界の先進国の中で人口問題として大きく取り上げられているのがこの問題であり、発展途上国では起こりにくいとされています。少子高齢化によって引き起こされる問題としては、生産年齢人口（労働人口）の減少による国力の低下、高齢者の増加による社会保険料等の負担の増加、少子化の進行による教育費の減少等があります。

【食育】

国民一人ひとりが生涯を通じて健全な食生活を送り、日本固有の食文化を継承できるように、食について考える習慣や食べ物を選択する力を身につけるための教育全般を指します。国は食育を推進する目的で、平成17（2005）年7月に「食育基本法」を施行し、家庭や教育機関、生産者に食育への取り組みを求めました。地方自治体にも食育推進計画を定め、親子で参加する料理教室の開催や、学校で地域の特色を生かした学校給食を実施すること等を求めています。

【身体障害者手帳】

身体障害者福祉法に定める身体上の障害がある人が、各種の障害福祉サービスを受けやすくするための手帳のことです。都道府県知事、政令指定都市の長または中核市の長が交付します。

【生活困窮者自立支援制度】

全国の福祉事務所設置自治体が実施主体となって、官民協働による地域の支援対策を構築し、自立相談支援事業、住居確保給付金の支給、就労準備支援事業、一時生活支援事業、家計相談支援事業、学習支援事業その他生活困窮者の自立の促進に関する事業を包括的に実施します。

【生活保護】

生活に困窮する貧困世帯に対して国が扶助を行い、最低限度の生活水準を保障するとともに自立を促す制度です。昭和 25（1950）年に制定された生活保護法を根拠として実施されています。日本国憲法が「生存権」として規定する「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を守るための制度です。

【精神障害者保健福祉手帳】

一定程度の精神障害の状態にあることを認定するものです。精神障害のある人の自立と社会参加の促進を図るため、手帳を持っている方々には、さまざまな支援策が講じられています。都道府県知事が交付します。

【成年後見制度】

精神上の障害等によって判断能力が十分でない人が財産管理や身上監護で不利益を被らないように家庭裁判所に申立てを行い、代理権や同意権・取消権の付与を受けてその人を援助してくれる人（成年後見人等）を付ける仕組みのことです。

【世代間交流】

世代の異なる人が相互に交流し、互いの生活文化や価値観の理解を深めるために行われる活動のことです。人間は、生涯を通して家庭、学校、地域社会や職場等で行われるさまざまな営みから自分づくりを行います。これらの生涯学習活動における世代間活動は、互いに持っている能力や知識・技能等の交流・継承、深化・発展に大きな学習効果をもたらすものと期待できます。

た行

【男女共同参画思いやりプラン】

本市は、性別に関係なく市民の個性と能力を生かし、一人ひとりが自分らしくいきいきと暮らせるような社会づくりを基本理念とし、「香美市男女共同参画プラン」を策定しています。男女共同参画を推進するために、（１）個人として能力を発揮できる機会の確保（２）性別による固定的な役割分担意識に基づく制度や慣行の改善（３）対等なパートナーとして、いろいろな方針の決定に参画する機会の確保（４）お互いに協力し、家庭としての役割を果たし、仕事・学習・地域活動が両立できる環境整備（５）国際的な流れを認識し、他の国々や関係機関とも相互に協力した取り組みの５つの柱を掲げ、さまざまな施策に取り組んでいます。

【地域共生社会】

高齢者・障害のある人・子ども等、すべての人々が、制度・分野や、支え手側・受け手側という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のことをいいます。

【地域福祉】

地域住民の社会的ニーズの充足を図り、その自立を促進するとともに、すべての住民が平等にすべての社会活動に参加できるコミュニティの形成を図る社会福祉の活動のことをいいます。問題の発生を予防するとともに、社会的に援護を要する問題の解決のために、行政、民間、住民の協力・協働による社会福祉サービスを行い、高齢者、障害のある人、その他さまざまな支援を要する人々が社会活動に参加できるための環境改善（福祉のまちづくり）を行う活動を柱とし、とくに地域住民が問題解決に主体的に参加する地域組織化活動を重要な取り組みとしています。

【地域包括ケアシステム】

平成 37（2025）年を目途に高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、医療・介護・介護予防・住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制のことをいいます。

【地域包括支援センター】

福祉・介護・保健が一体となって、高齢者の生活を支える機関で、社会福祉士・主任ケアマネジャー・保健師等の専門職が連携して、介護サービスをはじめ、福祉サービス・権利擁護・高齢者虐待等、さまざまな相談を受けることができます。

【地域防災計画】

一定の地域における地区住居者や事業者等が策定する自発的な防災活動についての計画のことです。阪神・淡路大震災、東日本大震災により、地域における自発的な自助・共助による防災活動の重要性を認識されたことで、平成 25（2013）年6月の災害対策基本法改正で「地区防災計画制度」が創設されました。

な行

【南海トラフ地震】

駿河湾から遠州灘、熊野灘、紀伊半島の南側の海域及び土佐湾を経て日向灘沖までのフィリピン海プレート及びユーラシアプレートが接する海底の溝状の地形を形成する区域を「南海トラフ」といいます。

この南海トラフ沿いのプレート境界を震源とする大規模な地震が「南海トラフ地震」です。南海トラフ地震は、概ね 100～150 年間隔で繰り返し発生していますが、その発生間隔にはばらつきがあり、震源域の広がり方には多様性があることが知られています。

昭和東南海地震及び昭和南海地震が起きてから 70 年以上が経過しており、南海トラフにおける次の大規模地震の切迫性が高まっています。

【認知症】

加齢によるもの忘れではなく、さまざまな原因で記憶や判断力等の障害が起こる脳の病気のことをいいます。

は行

【東日本大震災】

平成 23（2011）年 3 月 11 日、午後 2 時 46 分ごろに発生した東北地方太平洋沖地震によってもたらされた大災害です。地震の規模は M9.0 で、気象庁観測史上最大の地震となりました。宮城県北部で震度 7 を記録したほか、岩手、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉の各県で震度 6 強から 6 弱を観測しました。この地震により発生した大津波が東北地方から関東地方の太平洋岸に襲来し、各地に甚大な損害をもたらしました。この災害による死者は 1 万 3,000 人以上、行方不明者は 1 万 4,500 人以上、6 万 7,000 以上の建物が全半壊しており、阪神・淡路大震災を上回る戦後最大の災害となりました。

【ひきこもり】

自宅にひきこもって、社会的参加をしない状態が 6 か月以上持続しており、精神障害がその第一の原因と考えにくいものをいいます。パソコン通信や電話で外の人との接触がある人、家事等をして家族と良好な関係を持っている人は該当しません。子から親への家庭内暴力が伴うケースも多く、1990 年代後半から問題視され始めました。

【避難所】

災害で住まいを失ったとき等に、被災者が避難生活を送るための場所で、市町村が指定します。学校や公民館のような公共施設で、物資を備蓄することが多くなっています。避難所にはさまざまなタイプがあり、災害時の危険を回避するため、または帰宅困難者が交通機関の回復を待つために一時的に待機するなどといった用途が想定されている「一時避難場所」、一時避難場所より大人数を収容できる避難所で、一時避難場所が危険になったときに避難する「広域避難場所」、短期間、避難生活を送るための避難所である「収容避難場所」、災害時に自宅での生活が困難で、その中でも介護や福祉サービスが必要とする人々のための避難所で、通常、平時に社会福祉施設や保健センターである場所が指定される「福祉避難場所」等があります。呼び方は市町村によって異なり、「避難場所」でも「避難所」と称することもあります。

【防災行政無線】

防災行政無線は、県及び市町村が「地域防災計画」に基づき、それぞれの地域における防災、応急救助、災害復旧に関する業務に使用することを主な目的として、あわせて、平常時には一般行政事務に使用できる無線局です。

市町村防災行政無線（同報系）は、行政機関と住民との通信手段として屋外拡声子局や戸別受信機を介して、自治体から住民等に対して直接・同時に防災情報や行政情報を伝えるシステムです。

【ボランティア】

自主的に社会事業等に参加し、無償の奉仕活動をする人のことです。

ま行

【民生委員・児童委員】

「民生委員」は、社会福祉の増進を任務とし、地域住民の実態や福祉ニーズを日常的に把握するとともに、要援助者への助言援助、社会福祉施設への連絡協力を行います。民生委員法に基づき、市長が推薦し、厚生労働大臣が委嘱します。行政協力という公共性を持つ一方、地域のボランティアとしての自主性を持つ活動を行います。

「児童委員」は、児童の生活環境の改善、保健、福祉等、児童福祉に関する援助を行います。児童福祉法により、厚生労働大臣により委嘱され、民生委員がこれを兼ねます。

や行

【要介護認定者】

日常生活において、介護が必要な状態の軽減や悪化の防止のために支援が必要な状態にある人（要支援者）や、常時介護を必要とする状態にある（要介護者）と認定された人のことをいいます。

ら行

【療育手帳】

知的障害のある人が各種の障害福祉サービスを受けやすくするための手帳のことです。都道府県知事または政令指定都市の長が交付します。

■第1期地域福祉計画の検証・評価

香美市

基本理念	つながり、集まり、ささあうまち香美市			
取り組み	1. 地域住民による支えあい活動の促進			
活動目標	①地域ぐるみの支えあい体制の充実			
実施事業	担当課	施策の成果	課題・今後の展開	今後の方向性
赤ちゃんすこやか訪問	健康介護支援課 (親子すこやか班)	H28年度は、11名の訪問員で訪問等の活動を実施した。 赤ちゃんすこやか訪問は全出生児を対象にしており、H28年度訪問は125件と、活動開始以降年々増加している。 生後4か月までに香美市へ転入した児についても対象として声かけし、訪問を行っている。 定例会・研修会を行い、訪問員同士の情報交換や乳幼児の発育・発達についての学習もを行っている。	今後も継続して全出生児を対象として訪問活動を行っていく。 訪問後も、見守りや声かけ等のつながりができることを重視し、訪問員の居住する地域での出生を中心に訪問している。このため、一部の訪問員に件数が集中してしまうことがあり、訪問員の負担が増加しないよう配慮していく。 身近な存在として、相談を受けたり情報提供できるよう、研修会や情報交換等を行い、訪問員の活動を支援する。	継続・充実
	健康づくり地域ネットワーク推進事業	各団体が、地域の方に健康づくり事業等への勧誘を行なったことにより、事業の周知が行なえた。 また、地域での声かけ、検(健)診の受診勧奨を行なうことにより、未受診の方が、受診に繋がったとの報告もあった。	周知方法の工夫により、利用団体を増やす。既に補助金を活用している団体については、事業の継続と、更なる健康づくり活動と地域のネットワークづくりを推進してもらう必要がある。	継続・充実
緊急通報装置の貸与	健康介護支援課 (社会長寿班)	年ごとに利用者数の減少がみられる(H25:59人・H26:49人・H27:34人・H28:27人、休止含む)。 緊急時に連絡手段を持たない方々であつてもすぐ助けを求めることができ、不安なことがあれば相談できる。この環境づくりによって本人が住み慣れた地域・家で安心して過ごすことができ、関係者の不安も取り除くことができる。そのため緊急通報装置の意味合いは大きいと思われる。	入院や施設入所により使用をやめることが多い。協力員がみつからないことや周知不足、携帯電話の普及などが原因としてあると思われる。協力員に関しては民生委員を介することで見つかることもあるため、方法の一つとして提示している。 周知に関しては市のホームページでの掲示、支所・施設にチラシをおく等している。 生活の不安や孤独感の解消に役立っているため、今後も引き続き緊急通報装置の貸与を継続していく。	継続・充実
	地域介護予防活動支援事業	包括支援センター	自主グループ地域の集いは市内に50数ヶ所あり、その多くは10年近く継続されている。各地区公民館や老人憩いの家などで開催されている集いは頻度は週1回～年数回と様々だが、介護予防体操やお茶を囲んだ交流を図るなど住民同士での見守りや助け合いが続いている。	継続・充実
配食サービス	健康介護支援課 (社会長寿班)	年ごとに利用者数に大きな変動はない(H24:23人、H25～H28:25人)。 調理が困難な高齢者の方々、また高血圧・心臓病・糖尿病といった病気を患っている方々でも栄養バランスの取れた食事をとることができたため生活の安心に寄与することができた。 また、決まった時間に配達されることで規則正しい生活を送る後押しや、配達の際に話をすることで生活の孤独感の緩和ができた。	少々値段は割高だが(普通食:514円、治療食566円)、月曜日～日曜日の昼・夜と配達可能な日・時間が多く、安否確認を兼ねることができるため、地域の在宅生活を支えるひとつの手段としての重要度は高いと思われる。引き続き栄養バランスの取れた食事を提供する一方で食生活の安定と在宅生活の維持を図っていく。	継続・充実
	訪問活動支援	福祉事務所	支援が必要な人、見守りが必要な人の早期発見や各種相談を関係機関につなげることができた。	継続・充実
地域担当職員制度の実施	物部支所	H25:延訪問回数18回/延訪問人数148人 H26:延訪問回数9回/延訪問人数73人 H27:延訪問回数10回/延訪問人数135人 H28:延訪問回数11回/延訪問人数109人	物部支所管内の職員減少等により10班(1～2人)体制のうち5班のみの実施となった。すべての地区への訪問ができていないが、可能な限り実施する予定である。	継続・充実
活動目標	①地域ぐるみの支えあい体制の充実		イ. あつたかふれあいセンターの充実	
実施事業	担当課	施策の成果	課題・今後の展開	今後の方向性
あつたかふれあいセンター事業	福祉事務所	物部サロンひとやすみ・香北サロンみよん利用者1,829名・ボランティアでとて利用者2,139名。 あつたかふれあいセンター事業として「物部サロンひとやすみ・香北サロンみよん・ボランティアでとて」等3つのサロンを開設し、高齢者が日常的に集い、住民どうしの世代を超えた交流を図ることができた。また、サロンを拠点としたボランティア活動も少しずつ進んでいる。	気軽に利用できるスペースとして定着してきている。土佐山田町園域と香北町・物部町園域毎にそれぞれの地域性に応じた活動を推進していく。	継続・充実
	活動目標	①地域ぐるみの支えあい体制の充実		ウ. 防犯や防災対策の充実
実施事業	担当課	施策の成果	課題・今後の展開	今後の方向性
自主防災組織の新設・支援	防災対策課	【H28】◎自主防災組織の新設◎6組織 ◎自主防災組織の活動支援 ◇資機材整備費補助/11組織 2,538千円 ◇訓練費補助/50組織54回 956千円 ◇防災士資格取得補助/5名 90千円 ◇災害時協力戸整備補助/1組織 181千円 自主防災組織は合計170組織となり、組織率が93.66%から96.72%に上昇した。災害に強い人づくり、地域づくりが進んだ。	特に山間部や小世帯集落等で結成に至っていない地域が目立つ。説明会等を通して、新規設立・既存組織への加入を進める。また、自主防災組織の育成強化により、地域防災力の向上を図る。	継続・充実
	防災訓練の実施	防災対策課	非常時における住民自身の自助・共助による適切な行動の習得を図った。	関係機関・団体との合同訓練、香美市総合防災訓練(仮称)を実施する。
防災情報の提供	防災対策課	【H28】防災行政無線デジタルシステム(同報系)整備工事393,087千円 同報系デジタル無線システムを物部町地域で実施した。	同報系防災行政無線のデジタル移行・導入を行い、市内全域で、一斉情報伝達システムを整備する。28年度から施工する。(30年度完成予定)	継続・充実
防犯灯の維持費補助	防災対策課	【H28】◇修繕費等/327灯 6,280千円 ◇電気料補助/1,824灯 3,483千円 自治会管理の防犯灯の維持費を補助し、犯罪防止の環境整備を進めた。	自主防犯意識の高揚を図り、市民生活の安全を確保する。	継続・充実
安否確認体制の整備	福祉事務所	民生委員児童委員、地域のボランティアの方の日頃の見守りとともに、年1回は民生委員児童委員による対象者の調査を実施し安心して生活できる地域づくりにつながっている。	過疎化と高齢化により地域の支え合いの力が弱まっており、地域でお互いを見守り支えあえる体制を充実する。	継続・充実
福祉避難所の開設及び運営訓練の実施	福祉事務所	災害時に避難者受入の実施を体験でき課題等の整理を行った。 避難生活時に必要な備品を整備できた。	避難所の備品整備及び設置運営訓練を継続していく。	継続・充実
交通安全や防災に関する研修会	中央公民館	H25:4地区6回 延べ115人参加 H26:5地区5回 延べ97人参加 H27:3地区4回 延べ130人参加 H28:3地区4回 延べ52人参加	公民館で防犯や防災に関する講座・研修会を開催しているが、開催日時が平日昼間になっているため、参加者が少なくなっている。 また開催している地区や回数も減少しているため、地区・回数が増加するよう各地区公民館とも連携しながら、多くの方に参加してもらえるような講演・研修会の内容、開催日時等を検討していく必要がある。	継続・充実

活動目標		②地域で活動する団体との連携強化		
実施事業	担当課	施策の成果	課題・今後の展開	今後の方向性
老人クラブ活動の支援	健康介護支援課 (長寿社会班)	老人クラブ H26 171万円 単位老人クラブ数41 H27 169万円 単位老人クラブ数41 H28 169万円 単位老人クラブ数36 健康で生きがいのある生活支援ができた。	高齢者が人とのつながりをつくることや、生きがいづくりは健康につながる。	継続・充実
シルバー人材センター助成事業	健康介護支援課 (長寿社会班)	シルバー人材センター H26 248万円 会員数 130人／年間延べ6625人が就業。 H27 253万円 会員数 149人／年間延べ7511人が就業。 H28 253万円 会員数 179人／年間延べ8,120人が就業。	高齢者の活動推進を図るため、今後も継続していく。	継続・充実
子育て支援団体との協働・支援	子育てセンター	子育てサークル交流会では、活動内容や子育て世帯の情報を共有した。また11月の研修会では発達障害のある子ども達への良好な関わり方について知識の習得と理解を深めた。また、支援者同士の連携を強め、今後の活動の参考にすることができた。 子育て支援団体と定期的に情報共有することで子育て中の保護者に双方の活動情報を即時に発信することができた。 子育て講座を通して民生児童委員やヘルスマイト、図書館等と出会うきっかけとなり、つながりができた。	地域全体で子育て家庭を育む環境を保持するために、今後も地域で活動しているボランティア団体や子育てサークル等との連携を継続させる。	継続・充実
活動目標		③ボランティア活動の推進		
実施事業	担当課	施策の成果	課題・今後の展開	今後の方向性
障害ディサービス「ぶちかフェ・アトリエ」ボランティア	健康介護支援課 (健康づくり班)	障害ディサービスでは、ボランティアがいきいきと活動できおり、少しずつではあるが、口コミでボランティア数も増えている。	ボランティアがいきいきと活動ができるよう、ボランティアの主体性を大切にした支援に努め、活動の活性化を図る。	継続・充実
こころのボランティア研修 (ボランティアの育成)	健康介護支援課 (健康づくり班)	障害に関する知識の学習、ディサービスの見学・交流を実施し4名参加。 こころのボランティア研修では、障害ディサービスで活動中のボランティアから、活動紹介をし、活動の意義や感想などを発表することができた。 ボランティアから直接話を聞くことができ良かったと好評で、受講者2名のボランティア登録につながった。	今後も、広報などでボランティア研修の周知を行い、少しでも多くの方にボランティア活動に関心を持ってもらえるよう努める。	継続・充実
認知症高齢者の地域での見守り	包括支援センター	認知症に関する正しい知識の普及啓発活動として、「認知症サポーター養成講座」を実施するとともに、認知症に関する講座等を開催。 H27年度現在のサポーター数は、2,169人となっている。	今後も引き続き、認知症理解と早期発見、早期対応等の啓発活動を行う。認知症高齢者の見守りについては、これまでの啓発事業を継続するとともに、地域の広い層に認知症を理解してもらうため町内会やタクシー会社、商工会等にもサポーターを呼びかけるとともに、地域ケア会議等を活用した取り組みを推進する。	継続・充実
社会福祉協議会が実施するボランティア活動推進	福祉事務所	ボランティア活動に参加意欲のある方の登録を行い、手話・要約筆記の技能取得ができた。	ボランティア活動の推進のため、人材の確保と必要な技能の取得のため事業を継続する必要がある。	継続・充実
小中学校でのボランティア活動	教育振興課	児童会や生徒会のリーダーシップのもと、活動を通して地域とのつながりが、より広く、深くなるとともに子どもたちの主体性も高まってきた。	各学校単位の活動になっているため、さらなる推進を目指し、教育委員会が子ども会議等で交流する場を設定するとともに、外部機関と連携を図る等、連携の体制を整える必要がある。	継続・充実
活動目標		④地域福祉を支える担い手の育成		
実施事業	担当課	施策の成果	課題・今後の展開	今後の方向性
健康づくりを支える担い手の育成	健康介護支援課 (健康づくり班)	健康づくりに関する意識や知識の向上のために、研修会などへの積極的な参加を呼びかけた。また、研修会で学んだことを地域でも広めてもらうように啓発活動も行った。 小中学校で禁煙防止の紙芝居を実施し、児童生徒への意識づけはもちろん、家庭でも喫煙について話をしてもらうように伝えた。	活動の中心が役員・理事に偏っているため、会員が参加しやすい研修会や活動方法を検討する。	継続・充実
健康づくり推進員協議会	健康介護支援課 (健康づくり班)	健康づくりに関する意識や知識の向上のために、研修会などへの積極的な参加を呼びかけた。また、研修会で学んだことを推進員自身でも実践し、地域でも広めてもらうように啓発活動も行った。	推進員の活動内容や、地域での伝達方法を引き続き検討し、よりよい活動に繋がるよう支援していく。	継続・充実
食生活改善推進協議会	健康介護支援課 (健康づくり班)	望ましい食生活や健康に関する知識、技術を習得し、地区伝達活動や食育事業を実施した。食生活改善の普及啓発に取り組むことにより市民の健康づくりにつながっている。	会員の高齢化や固定化により活動会員の偏りが課題であるが、新規会員の入会により、活動の幅が広がるよう支援が必要である。 研修会内容等の充実を図ることにより、会員の資質向上に努める。	継続・充実
小中学生の地域活動	教育振興課	子どもまつりや香美市の歌の活動を通して、地域との交流が深まるとともに、香美市をもっと元気にしたいという気持ちが高まり、地域貢献につながった。	今後も地域活動を活性化していくために、総合的な学習の時間等を活用して、多様な地域福祉について検討し、実施していく。	継続・充実
民生委員児童委員協議会活動の支援	福祉事務所	【H28】土佐山田町65名、香北町30名、物部町26名で地域住民からの相談に応じ、高齢者等の見守り活動や研修活動を行うとともに関係機関との連携協力を図り、安心して暮らせる地域社会づくりに努めた。	過疎化、高齢化等により民生委員児童委員の確保が難しい地区がある。現在、土佐山田町で4地区、香北町で2地区の欠員がある。各協議会が組織としてそれぞれの地区にに対応してくれているが地域福祉の推進のために解消しなければならない。	継続・充実
活動目標		⑤地域福祉の“芽”を地域全体で育む		
実施事業	担当課	施策の成果	課題・今後の展開	今後の方向性
市内小中学校における高齢者、障害者等に関する福祉事業	福祉事務所	高齢者、障害者、地域住民等と交流することで福祉に関心を持ち福祉に関する知識を得て活動ができた。	今後も市内の小中学校が関係機関、地域住民等とともに活動を継続していく必要がある。	継続・充実
学校支援地域本部	教育振興課	地域住民ボランティアの参加により、子どもたちが地域の方と交流し、また、学校・家庭・地域が一体となって地域ぐるみで子どもを育てる体制の充実が図れた。	地域住民が主体的かつ継続的に活動できるように、学校・家庭・地域の協働体制を推進していく。	継続・充実
子育てサポート体験	子育てセンター	子育てひろばを利用している親子とふれあうことにより、高校生に福祉・看護・保育・子育てについて知ってもらうきっかけとなった。	高校生に福祉・看護・保育・子育てについて関心をもってもらえるように事業を継続する。	継続・充実

取り組み				
2. 福祉サービスの充実ならびに制度の隙間への対応強化				
活動目標				
①相談窓口の充実				
実施事業	担当課	施策の成果	課題・今後の展開	今後の方向性
健康、福祉、教育関係職員による各種事例の連絡及び協議	健康介護支援課 福祉事務所 教育委員会	担当部署だけでは対応できない事例に対し総合的な対応ができた。	相談内容は複雑多様化しており各課による総合的な対応が必要であり、今後より一層連携した対応が求められる。	継続・充実
母子保健及び育児に関する相談	健康介護支援課 (親子すこやか班)	・H28 母子健康手帳交付数:149件 ・H28 相談件数:1,205件(延べ)(来所・電話相談、育児相談) ・H28 訪問件数:518件(延べ)(妊婦・産婦・新生児・乳幼児等) ・H28 出産後訪問実施率:94.5%(新生児期実施率:71.0%) 母子健康手帳交付時や出生届出時の面接は、可能な限り地区担当保健師が対応している。地区担当保健師を知ってもらうことで、妊娠前から相談しやすい関係を作り、その後のサービスにもつながりやすくなっていると考ええる。 助産師による電話相談の実施により、妊娠経過の状況把握ができ、必要な保健指導に結びつけることができた。母子育児支援についても強化できた。 母子健康手帳交付時、出生届出時に保健師紹介カードを配付することで、相談窓口が周知され産後の連絡もつきやすくなってきている。訪問の新生児期実施率も上昇してきている。	H29年4月から子育て世代包括支援センターを設置し、専任のコーディネーターを配置して地区担当保健師とともに妊娠前から出産、子育て期まで継続的な支援体制づくりを行い、相談に対応していく。子育てや福祉部門等関係部署や医療機関等関係機関と連携し相談に対応していく。	継続・充実
高齢者の総合相談窓口	包括支援センター	担当職員の決め細やかな対応により、支援が行われている。民生委員や関係機関等の信頼も得られているが、香北物部園地への職員配置により、より安心という民生委員さん等からの声も聞かれる。	地域包括支援センターへの相談の中には、独居、高齢者世帯など権利擁護的な支援を要する内容もある。今後もし引き続き気軽に相談できる窓口機能など、相談支援体制の充実に取り組む。H28年度より、保健師1名が増員され、香北物部園地に職員2名、非常勤職員4名の体制としたが非常勤職員の確保が課題である。	継続・充実
相談支援事業	福祉事務所	H26:相談実人員: 90人／相談延件数:816件 H27:相談実人員: 93人／相談延件数:617件 H28:相談実人員:118人／相談延件数:637件	新規の対象者や家族、サービス未利用者に対し障害に関する窓口として、広報香美で周知した。	継続・充実
保育所に家庭支援員を配置	教育振興課 (幼保支援班)	「家庭環境に配慮の必要な児童」や、「保育及び日常生活に支援を必要とする児童」に対して、担任のみでは行き届かない細やかな配慮・支援等ができ、対象児童の処遇向上につながった。	特別な配慮を必要とする児童は年々増加傾向にあり大規模園以外においても家庭支援員(保育士)の必要性は高まっている。未配置の保育所への家庭支援員の配置も検討していかななくてはならないが、保育士が不足しており今以上の配置は困難である。家庭支援員未配置園では、園長を中心に家庭支援を行っていく体制の強化を図りたい。また、保育士確保に努めるほか、家庭支援員のスキルアップにも努めたい。	継続・充実
特別支援保育コーディネーターの配置による支援の質の向上を図る	教育振興課 (幼保支援班)	支援を必要とする児童の保護者に対して支援ファイルの作成を促すなどして支援ファイル作成児童が大幅に増加し、かつ取組み時期も早くなった。支援ファイルの活用により保育所から小学校への支援の切れ目を少なくすることができた。 また、保育士への特別支援保育に対する研修等が行われ、保育士のスキルアップにも貢献している。	支援を必要とする児童に加え、家庭環境等に特別な配慮が必要な児童など、フォローする児童が増えているが、現状ではコーディネーターの増員ができていない。適性を持った人材確保が喫緊の課題である。	継続・充実
保育サービス利用者の意見・要望等の相談解決のための第三者委員設置(保育所)	教育振興課 (幼保支援班)	直接関係者に向けて苦情等を申し立てにくいケースへの対策として第三者委員を置いているが、第三者委員に相談されることはほとんどない状況である。	各園保護者の目につきやすいところに苦情相談窓口の案内を表示して知らせているが、直接保育所職員や、教育振興課へ申し立てるケースが多く、第三者委員への相談はほとんどない。今後、入園時に配付・説明する各園の「重要事項説明書」に苦情相談窓口について記載し、周知徹底を図りたい。	継続・充実
隣保館の基本事業である相談事業の実施	ふれあい交流センター	【H26】年間76件の相談。うち27件が福祉に関する相談。 公的機関への申請・請求等の窓口が分からない人に代わり問い合わせ、書類の書き方等を指導することで、円滑に処理することができた。	各種相談業務の充実を図り、安心して相談できる環境づくりを進める。	継続・充実
子育て等に関する相談	子育てセンター	子育てひろばの利用時に気軽に相談する保護者が多い。深刻な悩みになる前に支援できた事例もある。 ママのサポートルームでは助産師・保健師・保育士・栄養士を配置し、母乳相談等の専門的な相談を受け、また母親の休息の場を提供できた。	育児相談の内容が多様化しているため、今後も関係機関との連携を強化し保護者のニーズに対応していく。 保護者の育児ストレス等を緩和できるよう、職員間の情報共有や研修等を通して職員の質の向上に努める。 ママのサポートルームの参加人数が多い時は助産師を2人体制にし、支援の充実を図る。	継続・充実
活動目標				
②情報提供の充実				
実施事業	担当課	施策の成果	課題・今後の展開	今後の方向性
母子健康手帳交付 ・新生児訪問 ・乳幼児健康診査 ・育児相談 ・離乳食講習会等	健康介護支援課 (親子すこやか班)	新生児訪問や健診での声かけや資料配布により、子育てセンターへの利用につながった方や、市役所への来所時に計測相談を利用される方が増えてきた。	今後も様々な機会を通じて情報提供を行っていくとともに、H29年4月から設置する子育て世代包括支援センターで各種相談に応じ必要な情報提供を行う。	継続・充実
新規障害者手帳取得時の情報提供	福祉事務所	H25:新規取得者 110件 H26:新規取得者 76件 H27:新規取得者 76件 H28:新規取得者 106件	情報の周知は不十分との声もあるので、広報紙やホームページなどを活用しつつ、地域活動支援センター香美とともに制度やサービスについて更に情報提供を行う。	継続・充実
声の広報	福祉事務所	利用者に対し地域で生活するため必要な情報を提供することができた。H25:7名／H26:8名／H27:8名／H28:6名	新規手帳取得時や機会ある際にサービスのお知らせを行う。	継続・充実
地域の子育て関連情報の提供	子育てセンター	子育てひろばの利用のきっかけは「子育ておひさま通信」が一番多かった。「子育ておひさま通信」の内容、紙面を充実した成果だと思われる。 子育てひろばには、転入してきた子育て家庭の利用も多く、地域で孤立しないようサービスの紹介や仲間作りができています。 訪問することで、子育てサービスについてわかりやすく説明でき、子育てサービスの周知や利用につながった。	育児不安を軽減できるよう今後も継続して周知を徹底していく。	継続・充実
活動目標				
③相談機関のネットワーク強化				
実施事業	担当課	施策の成果	課題・今後の展開	今後の方向性
認知症支援体制強化	包括支援センター	市内関係機関との認知症についての研修会は今年度1回開催。同仁病院、香美市社会福祉協議会、地域包括支援センターが協力して相談支援にあたる体制ができた。研修会も継続した取り組みで顔の見える関係作りができています。	今後は市民への啓発を進めていきたい。また関係機関との研修会についてもできるだけ多くの事業者等に参加を呼びかけ、連携につなげていく。	継続・充実
障害者自立支援協議会	福祉事務所	H25:障害者自立支援協議会3回／相談支援部会12回 H26:障害者自立支援協議会3回／相談支援部会12回 H27:障害者自立支援協議会2回／相談支援部会12回／居住支援部会4回／子ども支援部会2回 H28:障害者自立支援協議会2回／相談支援部会12回	今後も継続して会議を開催し関係機関の連携強化を図っていく。	継続・充実

活動目標	④福祉サービス提供体制の充実			
実施事業	担当課	施策の成果	課題・今後の展開	今後の方向性
障害者自立支援協議会	福祉事務所	H25:障害者自立支援協議会3回／相談支援部会12回 H26:障害者自立支援協議会3回／相談支援部会12回／ 第4期障害福祉計画(H27年度から29年度を策定) H27:障害者自立支援協議会2回／相談支援部会12回／ 居住支援部会4回／子ども支援部会2回 H28:障害者自立支援協議会2回／相談支援部会12回	自立支援協議会や各部会で課題を抽出し、協議を行いながら課題を解決するため、関係機関及び事業所等と一層連携を図りながら運営していく。また、市単独では解決できない課題については中央東広域圏での対応を検討する。	継続・充実
活動目標	⑤生活困窮者対策の強化			
実施事業	担当課	施策の成果	課題・今後の展開	今後の方向性
委託先の香美市社会福祉協議会への「生活相談センター香美」の設置	福祉事務所	H27.4.1センター開設。H28年度実人数48名/年、延べ件数523件の相談を受けた。昨年度から継続支援している相談者33名。複合的な課題を抱えていて、単一機関での対応が難しい問題や、既存の制度や枠組みで対応することができてこなかった相談を受け止める窓口ができた。	委託機関と連携し、相談者が生活維持を図るための出口づくりを進める必要がある。	継続・充実
庁内会議等の関係機関が連携できる体制の充実	福祉事務所	各関係機関にとっても、解決困難だった事例についての対応が継続して行われている。	個人情報に配慮しつつ、連携を図ることが必要である。	継続・充実
支援調整会議への出席及び支援の決定	福祉事務所	支援プラン(案)作成のための支援調整会議開催:H28年度2回。委託機関から提出された支援プラン(案)を協議し、支援の決定を行った。	今後も積極的に支援調整会議に出席していく。	継続・充実
取り組み	3. 地域福祉活動の拠点づくり			
活動目標	①地域福祉活動を支える拠点の充実			
実施事業	担当課	施策の成果	課題・今後の展開	今後の方向性
地域の活動拠点及び交流の場づくり	定住推進課(まちづくり班)	H28年度、集会所26箇所を整備・修繕・備品購入等を実施。終年により老朽化した集会所を整備することにより、地域住民が安全で安心して集会所での活動ができるようになった。	今後も予算確保を行うことにより安全で安心して活動ができる拠点づくりを継続できるよう取り組む。	継続・充実
公民館事業	生涯学習振興課・中央公民館	中央公民館、各地区公民館とも地区内外から多数の参加者があり、地域活動や三世代交流の場として公民館活動を活発に展開している。	公民館事業を推進するにあたって、参加者の高齢化により事業の減少、参加者の減少が課題となってきた。学校と連携を取りながら、学校の授業として世代交流を行っている公民館もあるが、これからも幅広い年齢の方に参加してもらえるような事業を計画実施しなければならない。	継続・充実
隣保館デイサービス事業	ふれあい交流センター	【H28】65歳以上の市民参加、年間44回実施、1回あたり平均9名。月3～4回の実施であったが、住民交流の場として、また生きがいづくりの場となった。	福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、誰もが気軽に利用できる施設を目指す。	継続・充実

■第1期地域福祉活動計画の検証・評価

社会福祉協議会

基本理念				
取り組み				
活動目標				
①地域ぐるみの支えあい体制の充実				
具体的な活動	実績・内容	施策の成果	課題・今後の展開	今後の方向性
地域見守り体制の充実	要援護者安心安全ネットワーク台帳の調査・整備。	75歳以上の単身者について、緊急時連絡先やかかりつけ居等について民生委員に聞き取り調査を依頼し、調査された情報を台帳として記録。社協、市、民生委員で情報を共有し、急変や大規模災害発生時の避難行動に役立てるべくデータを整備を行った。 H27対象者:1,737人 H28対象者:1,876人	引き続き、民生委員児童委員協議会と協働し、整備更新作業を行うが、住民票上は独居でも実際は家族が同居しているケースなどに対してどのように対応していくか、調査の必要性と民生委員の負担の状況を鑑みて民児協また福祉委員会と協議し、判断する必要がある。	継続・充実
あったかふれあいセンターの充実 【土佐山田園域】	プラザハ王子にて誰でも気軽に集える場として「地域サロンボランティア家てとて」を交流スペースとして開放。	プラザハ王子で開催される事業や会議等の利用者を中心に利用が定着。サロンの利用者が自宅に咲いた花を持ってきて飾ってくれるなど共有のスペースとして認識されつつある。 H26利用者:2,094人(昨年比538人増) H27利用者:1,998人 H28利用者:2,139人	気軽に利用できる共有のスペースとして利用が増えている。引き続き明るい雰囲気を保ち施設利用日には利用できるようにする。	継続・充実
	民生委員・地域サロンボランティアと一緒に75歳以上の独居高齢者を訪問。	H28:見守り郵便を出した市民を中心に131件の訪問。うち73人と面談できた。その情報をもとに民生委員・包括支援センター職員と情報共有見守りMAPづくりを行った。 H26:234件を訪問。うち146人と面談。 H27:214件の訪問。うち132人と面談。	H25年度から行ってきた75歳以上の独居高齢者名簿による見守り訪問が香美市全域を一巡した。本独居はもちろん、老々世帯、老隣世帯への見守り拡大が課題。	継続・充実
	地域サロンボランティアによる生活支援活動(声ともだち、施設傾聴ボランティア)。	希望による独居高齢者への電話での見守り H26:延べ利用者数190人 H27:延べ利用者数240人 H28:延べ利用者数293人 施設への傾聴ボランティア H26:6施設へ延べ利用者数192人 H27:6施設へ延べ利用者数188人 H28:5施設へ延べ利用者数198人	地域サロンボランティアによる声ともだちの需要は微増の傾向にあるが、活動するボランティアさんが限られておりスタッフ対応が必要であること、また施設傾聴は活動趣旨が対応される施設側職員の方に伝わっていないなどの課題がある。	継続・充実
あったかふれあいセンターの充実 【香北・物部園域】	誰でも気軽に集える場として地域サロン「みによん」、「ひとやすみ」を開放。	サロンを香北、物部に開設、開放し住民だれもが集える場を提供した。飲み物のサービスや雰囲気などを工夫したことにより、利用しやすい居場所をつくった。新聞折込チラシや小中学校への広報も行った。 H26:年間利用者数:香北みによん859人、物部ひとやすみ1,776人 H27:年間利用者数:香北みによん770人、物部ひとやすみ1,152人 H28:年間利用者数:香北みによん900人、物部ひとやすみ929人	気軽に利用できるスペースとして定着しつつあるので、引き続きたくさんの方のみなさんに知っていただき、利用してもらえるようサロンの雰囲気の工夫や広報をしていく。	継続・充実
	サロインイベントの開催	サロンにおいて、あしな(わらじ)づくりやあずま袋(きんちやく袋)づくりなどのものづくりを中心にサロインイベントを行い、地域住民の交流や世代間交流が行われた。 H27:イベント回数11回、参加者107名 H28:イベント回数16回、参加者133名	引き続き、住民の皆さんが興味を持って気軽に参加できる内容を企画し、開催する。	継続・充実
	民生委員児童委員、包括支援センター職員と一緒に独居高齢者宅を訪問。	高齢者の状態を把握するとともに、健康や介護予防の情報提供も行った。 H26:63件訪問。 H27:41件訪問。 H28:13件訪問。	継続して見守りハガキを送付し訪問していく。民生委員児童委員協議会や交通安全アドバイザー等とともに連携して効果的な訪問を行う。	継続・充実
	自治会からの要望に対して、防犯灯を新設する場合にその経費の一部を補助する。	防犯灯の設置により、夜間の通学路、住宅地、農村地域の生活道路などにおける犯罪や事故を未然に防止する役割を果たした。 H26:15灯の補助 H27:19地区19灯の補助(共同基金から) H28:14地区14灯の補助(共同基金から)	自治会からの要望があれば全てに補助を行いたいのが、共同基金を財源としているため、毎年募金額が減少している現状では要望にそえるか不安である。しかし、自治会が共同募金活動に積極的に協力をしてくれており、できる限りの対応を心掛けたい。	継続・充実
防犯や防災対策の充実	民生委員児童委員と香北町消防団の協力を得て、独居高齢者宅の防火点検を行う。	独居高齢者宅を民生委員と消防分団員とが訪問し、防火の啓発を行った。 H26:約180人 H27:約200人 H28:約200人	継続して実施する。	継続・充実
活動目標	②地域で活動する団体との連携強化			
具体的な活動	実績・内容	施策の成果	課題・今後の展開	今後の方向性
老人大学	H28:単位老人クラブと一般申込者の合計179人が参加。10:00～14:40まで奥物部ふれあいプラザにおいて「脳トレで健康長寿を目指そう」特珠詐欺の寸劇とお楽しみ」と題しての講演が行われ、その後大筋保育園の園児の発表があり、会員の歌や踊りなど14組の芸能発表を行った。また、老人クラブ活動に長年にわたり功績のあった会員を表彰。	香美市内の老人クラブが一瞥に会する機会がほとんどないので、老人大学を通して交流をもてた。講演は、百マス計算などを参加者も共に行い、脳トレを学び介護予防等に役立てた。 H26:29の単位老人クラブと一般申込者の合計200人が参加 H27:単位老人クラブと一般申込者の合計193人が参加	老人クラブは高齢化により会員がどんどん減少しており、新規会員も減少にいない。共催で行っている事業であるが、クラブの高齢化が進んでいるので準備等と一緒に行うことは難しい。前期高齢者の会員が増えているように加入促進を広報していく。また大学の内容も老人クラブ会員のみなさんがこれからの生活に役立ち、楽しめる内容のものを選定し、老人クラブ連合会と協力して実施していく。	継続・充実
福祉体育大会	H28:12団体から251人の参加。10:00～15:00まで香北体育センターにおいて体育大会を開催。風船送り、太公望、輪投げなど8競技を楽しんだ。	普段は交流することがない施設や団体が親睦を深め交流できる。和気あいあいと皆が楽しみ、交流しながら参加している。 H26:13団体からが280人の参加 H27:13団体からが280人の参加	競技種目のマンネリ化などを解消するために、新たな種目を実施したが、ルールが複雑になってしまい参加者を困惑させた点も見受けられたが、おおむね楽しく行えた。1人ケガ(肉離れ)をした方がいたので、ケガのリスク解消やシンプルでみなさんが楽しめる競技種目の選定も検討し、香美市と協力して継続して実施する。	継続・充実
愛の餅つきの実施 【香北・物部園域】	年末に学校や福祉関係団体と協力し餅つきを行い、独居高齢者に民生委員児童委員を通じて配布する。	独居高齢者に餅と香北町ふくしボランティア協議会作成の年賀の絵はがきを訪問配布した。 H26:約200人 H27:約200人 H28:約200人	餅の配布については、喉に詰まらせるので危険ではという意見もだが、注意喚起の手紙を渡すことや民生委員訪問時の声がけを徹底する。関係団体と継続して実施する。	継続・充実
活動目標	③ボランティア活動の推進			
具体的な活動	実績・内容	施策の成果	課題・今後の展開	今後の方向性
たん/団の会定例会 【土佐山田園域】	毎月第4水曜日に開催。見守りハガキの準備や世代間交流イベントの計画や準備、見守り電話や施設傾聴のボランティアのマッチングと情報交換を行う。また、新たな仕組みづくりについて閉じこもりがちな高齢者への働きかけの方法などについて話し合った。	定例会時の情報交換やボランティア活動のマッチングがスムーズに行えており、地域の仕組みづくりについては積極的な意見交換ができた。新たな取り組みとしてとて出前カフェを4ヶ所でもデモ的にを行い、地域の方に喜ばれた(H28)。	ボランティアの方は向上心が高く、今後も色々な勉強会を企画していく。また、新たに始めた出前カフェについては地域のボランティアさんとの協同や傾聴ボランティアらしきを出せるようなスタイルについて今一度話し合い、今後の活動につなげていく。	継続・充実
見守りハガキの送付 【香北・物部園域】	香北町福祉ボランティア協議会と協力して、独居高齢者宅に見守りハガキ(往復ハガキで近況等を知らせてもらうもの)や絵手紙を送付する。	御礼のハガキが届いたり、あったかふれあいセンターの訪問に繋げることができた。	香北町福祉ボランティア協議会と協力して、継続して実施する。	継続・充実

社会福祉協議会

活動目標	③ボランティア活動の推進(続き)		課題・今後の展開	今後の方向性
具体的な活動	実績・内容	施策の成果		
ボランティアセンター事業	【H28】ボランティアニーズとボランティアをたいいのコーディネートを行い、21件の相談に対応した。またボランティア活動保険の給付を行い、567名のボランティアが加入した。また、香美香南両市の三市合同の災害ボランティアセンター訓練を開催し、香美市から51名の参加があった。 災害ボランティアセンターにおいては検討会を行い、運営マニュアルの見直しや災害ボランティアの実践について講師を招いて研修した。(出席者23名)	ボランティアコーディネートをきっかけにニーズの発掘やボランティアへのつながりで地域での新しいつながりをつくることができた。 また災害ボランティアセンターについて、運営マニュアルの見直しや訓練の企画などで継続的な取り組みを進めることができた。 【H27】ボランティアニーズとボランティアをたいいのコーディネート:25件の相談に対応 ボランティア活動保険の給付:562名のボランティアが加入 香美香南両市の三市合同の災害ボランティアセンター訓練を開催:香美市から62名の参加	災害ボランティアセンター運営マニュアルの更新を行ったが、訓練は行っており、マニュアルに則った訓練を行い、有事の際の災害ボランティアセンターの運営の質を向上させるために、マニュアルの更なる見直し等の取り組みを検討会で継続的に行う必要がある。	継続・充実
活動目標	④地域福祉を支える担い手の育成		課題・今後の展開	今後の方向性
具体的な活動	実績・内容	施策の成果		
出前るばカフェと認知症サポーター養成講座	認知症について正しく理解し認知症の人やその家族を見守り支援するための講話等を行う。	出前るばカフェでは認知症よりそい、かたや寸劇などにより気軽に認知症について学んでいたことができた。また参加者とコグニサイズなどの運動を行い認知症予防の啓発も行った。	高齢者への啓発の機会はあるが、若い世代への啓発ができていない現状がある。昨年の認知症サポーター養成講座受講後に発した学生ボランティアつばほに協力してもらい、小・中学校での給本の読み聞かせにおいて認知症に関するものを取り上げてもらうなどの啓発活動を進める。	継続・充実
地域の集いリーダー研修会の開催 【土佐山田園域】	【H28】「認知症予防のために」、「音」を“笑”し音楽療法との2講座と、牛乳パックで作る小物入れ、情報交換会を実施。13地区から33名の参加。 H26:15地区から43名の参加 H27:18地区から48名の参加	研修内容はおおむね好評で、勉強になった。楽しかったの意見があった。また牛乳パックで作る小物入れの研修では、簡単に見栄えの良い物入れができ、各集いへ持ち帰り賞品と作成したとの声が聞かれた。情報交換会では、体験を通じて体調が良い、皆と集まれるのが良い、継続が大切との意見が聞かれた。	参加者・集い数とも前年より減少した。リーダー研修会は1日の研修が良い、今までの良いとの両方の意見があり、選べるようにできないか検討する。	継続・充実
地域の集いリーダー研修会の開催 【香北・物部園域】	講演「認知症を理解する」、レクリエーション研修(笑いヨガ)、ものづくり、情報交換会を行った。	地域でリーダー役として活躍される方々が交流を行った。講演により、認知症について学び、笑いヨガやものづくりなど地域に持ち帰って行えるメニューを体験した。	リーダー研修会が魅力的な充実した会となるように、講師の選定やプログラムを工夫する。	継続・充実
活動目標	⑤地域福祉の“芽”を地域全体で育む		課題・今後の展開	今後の方向性
具体的な活動	実績・内容	施策の成果		
福祉教育推進校事業	市からの受託事業で市内の小中学校10校に対して1校につき5万円の助成金を拠出し、各校の福祉教育推進をサポートする。また、各校での福祉教育に関するカリキュラムにおいて、社協職員が講師として参加したり、ゲストティーチャーをコーディネートした。	例年通り助成金を各小中学校に拠出し、様々な活動に使われた。 H28:カリキュラムにおいては舟入小学校3年生、鏡野中学校1年生に年間を通して関わり、舟入小は障害者理解、鏡野では高齢者理解をテーマに職員が講師として合計11コマ参加し、市内在住または在勤の各種障害者の方々をゲストティーチャーとしてコーディネートする等を行った。また、片地小学校3、4年生に人権学習日に盲導犬ユーザーとの交流会として安芸市在住の盲導犬ユーザーをコーディネートした。	福祉教育をより広めるために各小中高等学校・大学や教育委員会と連携を取っていくことが重要である。また、障害者や高齢者等(以下、当事者)の講話は児童生徒にとって印象に残ることが多く、より深い学びを得られることや当事者の生きがい推進の一環として市内の当事者の方で自分のことを語れる人の発掘や養成も視野に入れる必要があると考えられる。	継続・充実
取り組み	2. 福祉サービスの充実ならびに制度の隙間への対応強化			
活動目標	①相談窓口の充実			
具体的な活動	実績・内容	施策の成果	課題・今後の展開	今後の方向性
無料法律相談	弁護士が社協事務所相談に応じている。相談内容は財産、離婚、土地問題など様々な法的なことで1日30分以内。毎月最終金曜日を相談日としている。	毎回定員に達するほど好評の事業。無料法律相談であるため、経済的な負担がなく香美市での開催であるので来所しやすい、気軽に相談できる環境である。 H26:相談者数77人 H27:相談者数60人 H28:相談者数60人	生活相談センターが現在の相談室に開設されたため、法律相談を3階の会議室で行っているが、職員が相談者を相談室まで案内しており、スムーズに相談ができていく。	継続・充実
認知症よりそい相談	社協業務時間内にあったか介護予防職員が相談を受ける。傾聴の場である安心される場合と、必要があれば訪問して状況を把握し地域包括支援センターへつなげる。	家族、自身のことで将来に不安を感じての相談がある。認知症についても、また介護保険の利用方法についての説明を行うとともに、他の相談機関や事業所の紹介を行うつながりを作った。	認知症はメディア等で取り上げられ多くの方が知る所となり理解が進んでいると思われるが、同時に高齢になるにつれて不安も大きくなるため、身近な相談窓口として継続していく。	継続・充実
活動目標	②情報提供の充実		課題・今後の展開	今後の方向性
具体的な活動	実績・内容	施策の成果		
暮らしの情報集の配布 【香北・物部園域】	香北町・物部町の商店等の社会資源や介護予防の情報などを掲載した情報誌を6回の検討会で内容等を協議し、600部作成(H28)。独居高齢者を中心に配布。	地域の集いや商店等を訪問することで、顔の見える関係を作ることができた。さまざまな情報があり、生活に役立つという声を聞いた。	独居高齢者等を中心に配布したが、他にも欲しいという要望があるため増刷を検討する。	継続・充実
社協だよりを通じての事業の紹介	社協だよりにおいて、元気な高齢者を皆で目指す取り組みとして行っている体操教室やボールウォーキング教室、介護予防講座や、あったかふれあいセンター事業で行っているボランティア活動などを紹介する。	介護予防事業を広く市民に広報し市民の利用につながることで、人との交流や外出の機会が増えたり、趣味活動を通しての仲間作りができていく。	今後も多くの市民の方に積極的に事業に参加してもらい、広報等でわかりやすく情報提供をしていく。	継続・充実
ボランティア募集情報でのニーズの紹介	社協だよりに掲載しており、施設や団体等のボランティアニーズを掲載して、ボランティアが施設や団体に直接問合せをする形でコーディネートを行う。また、香美市社協ホームページ上でもWeb版としてボランティア募集情報を掲載している。	各施設や団体のボランティアニーズを年間延べ22件掲載し、ボランティアニーズの発信を行った(H28)。	今後も多くのボランティアニーズを掲載し、広く市民に広報していく。	継続・充実
活動目標	③相談機関のネットワーク強化		課題・今後の展開	今後の方向性
具体的な活動	実績・内容	施策の成果		
関連する会議への出席等による情報共有	高齢者・障害者・児童等の各分野における専門職間との定期的な会合やケース検討会への出席。	H27年度当初の生活相談センター香美発足とともに、より幅広い領域への連携が図られるようになった。	単一の機関では対応困難な問題に対応するためのネットワーク形成を、個々のケースを通して進めている。	継続・充実
活動目標	④福祉サービス提供体制の充実		課題・今後の展開	今後の方向性
具体的な活動	実績・内容	施策の成果		
成年後見制度や日常生活自立支援事業の周知	成年後見制度についての説明会ならびに個別相談会を、市地域包括支援センターとともに毎月1回実施した。個別相談への参加実績は9件だった(H28)。	高齢化や認知症の当事者の増加とともに、当事者に対する支援ニーズは高まっている。	市地域包括支援センター(高齢者)や地域活動支援センター香美(障害者)などの関係機関や弁護士、司法書士等とも連携を深めつつ、支援が必要な方を受け止める体制の充実を図る。	継続・充実

社会福祉協議会

活動目標	⑤生活困窮者対策の強化			
具体的な活動	実績・内容	施策の成果	課題・今後の展開	今後の方向性
生活困窮者自立相談支援事業の受託ならびに「生活相談センター香美」の運営	H27.4.1にセンターを開設し、H28年度1年間で実人数78名(うち生活困窮48名)、延べ件数935件(うち 〃 523件)の相談を受けた。また昨年度から継続支援している相談者が62名(うち 〃 33名)いる。	複合的な課題を抱えていて単一機関での対応が難しい問題や、既存の制度や枠組みで対応することができなかった相談を受け止める窓口ができた。	相談者78名(うち生活困窮48名)と昨年度からの継続支援52名(うち 〃 33名)併せて130名(うち 〃 81名)で年度内に支援終了に至ったのはわずか39名(うち 〃 18名)に止まった。支援スキルの向上を図ると共に、相談者が生活維持を図るための出口づくりを関係機関とともに進める必要がある。	継続・充実
生きづらさを抱えた市民からの相談を受け止め自立支援	生活困窮者の相談は約31.3%が当事者ご本人からで、行政機関(福祉事務所や保健師等)からが約21.0%、各関係機関(民生委員や支援機関)からが約27.1%、親族からが約8.3%、社協内(センター内他事業含む)から約10.5%だった(H28)。	家族や支援者は苦勞しているが、本人には困り感がないようなケースも多いことが把握できた。また、いまだ相談に繋がっていないものの課題を抱えながら孤立状態にある市民がいることもわかった。 H27:生活困窮者の相談は半分が当事者ご本人からで、残る半分は本人以外(家族・親族や他機関など)	潜在的な困窮者や社会的孤立状態に置かれている方に対しては、待ちの姿勢でなく積極的なアウトリーチを図っていく必要がある。	継続・充実
関係機関との連携、誰もが暮らしやすい地域づくり	市福祉事務所保護課、市収納課、市育成センター、南国香南香美租税債権管理機構等と従来以上の連携が図れるようになった。またフードバンクの取り組みに昨年度に引き続き、山田高校の生徒が自発的に関わるなど市民レベルの協力意識も芽生え始めた。	様々な問題が混在しているケース、あるいは対応できる制度がないケースなど、他機関にとっても解決困難だったような事例について対応していく支援の仕組みがスタートした。	税滞納者や多重債務者等は早期に発見できるほど解決の糸口が見えやすい。個人情報保護に配慮しつつも早期発見のための一層の連携を図る必要がある。 また、当事者の地域での自立の形を多様にとらえ、就労先の確保や社会参加の機会などの出口づくりについては市民と共に進めたい。	継続・充実
取り組み	3. 地域福祉活動の拠点づくり			
活動目標	①地域福祉活動を支える拠点の充実			
具体的な活動	実績・内容	施策の成果	課題・今後の展開	今後の方向性
地域の集いの開催【土佐山田圏域】	地区の公民館において集いを開催。香美はつらつ体操やリズム体操、茶話会などを行っている。	参加者の健康増進につながるとともに、お互いの見守りや閉じこもり防止につながっている。	集いでは移動手段があれば参加したい、若い人が入らない、参加者が減ったなどの課題と、近くの集い同士で交流してはどうかといった意見が出され、社協でできる事を検討する。	継続・充実
地域の自主グループ支援【香北・物部圏域】	各地区の公民館等で介護予防や仲間づくり等を目的として活動しているグループの支援。	支援を通して、地域の高齢者の健康増進、教養の向上を図った。地域との信頼関係を構築した。	今後も出前教室や訪問など職員が積極的に地域に出向き、継続的に見守り、支援していく。	継続・充実
なかよしサロンの開催	毎月第一水曜日に高齢者の交流の場として1班から6班のボランティアが交代でサロンを開催。H28年度から会場を2階から3回の多目的ホールに変更して行っている。	毎月平均36人(H28)の参加があり各班のボランティアさんの準備されるイベントを楽しみにしている。会場変更は流し台まで距離がある等不安な部分もあったが、紙カップを使用するようにする等の変更により混乱なく行えた。 H26: 毎月平均32人 H27: 毎月平均36人	ボランティア各班ごとのイベントの準備等で班長さんへの負担が大きかったが、原則として班長を1年交代としたことで少し負担が軽減したようである。また、バス送迎は申し込みが大体定員に達しており、新たに受け付けることが難しくなっている。	継続・充実
陽まわりの集いの開催	毎月第一水曜日に介護者の会を開催。介護についての知識や技術等の研修を行ったり、介護者がお互いの知識や悩みなどを話せる茶話会などを実施。	H23年に陽まわりの集いを発足した当時の会員を中心に、介護について何でも話せる関係が出来ている。自分たちの会との意識を持ち、年間計画も積極的に考えている。	介護者の会陽まわりの集いの会員は減少傾向にありこのままでは継続が難しいが、実際には介護疲れや悩みを抱える人がいるはずであり、必要とされるときのために残しておくことが必要と思う。現会員は介護経験豊かな方たちばかりなので、気軽に参加してもらいたい。会員からは、社協だよりに当事者である会員自身がアピールコラムを書こうとの意見が出され、29年度にコラム欄を作成する。	継続・充実

第2期香美市地域福祉計画・地域福祉活動計画

発行年月：平成30年3月

発行：香美市

香美市社会福祉協議会

編集：香美市福祉事務所 社会福祉班

〒782-8501 高知県香美市土佐山田町宝町1-2-1

T E L：0887-53-3117

F A X：0887-53-1094
